平成22年12月3日(金曜日)第4回定例会

出席詞	議員((18	3名))												
1	番	高	5	橋	勝	文	-	議員	:	2番	ķ	Þ	津	_	博	į
3	番	Z	<u> </u>	山		忠	ļ	議員	4	4番	ì	±		登	代子	2
5	番	J	Γ	藤	吉	如	È	議員	(备番	木	1	沼	孝	Ħ]
7	7番		ጀ	井	輝	明]	議員	;	8番	7	K	村	寿	太良	3
g	番	則	鳥	田	俊	廣	į	議員	1 (3番	4	Ē	藤		豙	Ž
1 1	番	朴	K K	田		孝	<u> </u>	議員	1 :	2番	7	<u> </u>	Ш	忠	郭	Ē
1 3	番	亲	Я	宮	征	_	•	議員	1 4	4番	f	₽	藤	忠	身	3
1 5	番	12	Ė	藤	暘	子	<u>.</u>	議員	1 (备番	J	I	越	孝	身	3
1 7	7番	尹	ß	須		稔	Ž.	議員	1 8	8番	金	\$	木	賢	Ł	1
欠席請	議員((なし	J)													
説明の	りため	り出席	ました	さ者の	職氏名	7										
佐	藤	洋	樹	市			툱		那	須	義	行	副	Γ 		長。
渡	邉	滿	夫	教	育才	を員	長		片	桐	久	之	選 委	学管理 員		長
芳	賀	靖	夫		業委員				今	野	要	_	総	務	課	長
横	Щ	_	郎		機管				菅	野	英	行	総	合政	策誤	長
月	光	龍	弘	総イ推	合 II メーシ 進	文策 ジアッ 室	課プ長		宮	Ш		徹	総立	合政党 地 推	き課 が 進 室	業
丹	野	敏	晴	財	政	課	長		犬	飼	弘	_	税	務	課	長
安	彦		浩	市	民生	活課	長		犬	飼	_	好	建	設管	理誤	長
富	澤	Ξ	弥	建 都	設 管 市整	雪理 備室	課長		軽	部	修	_		設 電化推		
山	田	敏	彦	下	水道	1 課	長		尾	形	清	_	農事	林課長 業 務	長り	‡) 会 長
エ	藤	恒	雄	商	工観	光 課	長		那	須	吉	雄	健	康福		
柴	崎	良	子	子	育て推	進調	長		安孙	系子	政	_	会 (計 管 兼)名	至 理 会計記	者 果長
那	須	勝	_	水	道事	業所	長		櫻	井	幸	夫	病	院	▮ 務	長
荒	木	利	見	教	首		長		鈴	木	_	徳	学	校教	育調	長
冏	部	藤	彦	字中準	校学構	文 育 交 給 室	課食長		白	林	和	夫	学 指	校	数 進 室	課長
清	野		健	生 ス 振	涯 ポ 興	学 一 課	習り長		片	桐	久	志	監	査	委	員
奥	Щ	健	_	監事	查 務	委局	員長									
事務周	引職員	員出席	諸	3.	•••											
柏	倉	隆	夫	事	務	局	長		荒	木	信	行	局	長	補	佐
佐	藤	利	美	総	務	主	查		兼	子		亘	主			任

議事日程第1号 第4回定例会

平成22年12月3日(金曜日) 午前9時30分開議

開 会

日程第 1 会議録署名議員指名

2 会期決定

" 3 諸般の報告

(1)第124回山形県市議会議長会定期総会の報告について

(2)定例監査結果等報告について

" 4 行政報告

(1)市政の概況について

" 5 議第63号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)

" 6 議第64号 平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

" 7 議第65号 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

8 議第66号 平成22年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)

9 議第67号 寒河江市公告式条例の一部改正について

10 議第68号 寒河江市市税条例の一部改正について

" 11 請願第8号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)参加反対を求める意見書の提出に関 する請願

12 請願第9号 TPP交渉参加反対を求める意見書の提出に関する請願

13 議案説明

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

髙橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、平成22年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

髙橋勝文議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、4番辻 登代子議員、15番佐藤 暘子議員を指名いたします。

会期決定

髙橋勝文議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長から報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました平成22年第4回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る11月30日、 委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から12月 16日までの14日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付しております日程表のとおり決定 いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。 髙橋勝文議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの14日間と決定いたしました。

第4回定例会日程

平成22年12月3日(金)開会

										-
月 日	時	間	会				場	所		
12月3日(金)	午前9時	3 0 分	本	会	議	開会、会議録署 会期決定、諸船 報告、議案・請 明	議	場		
12月4日(土)			休				会			
12月5日(日)			休				会			
12月6日(月)			休				会			
12月7日(火)	午前9時	3 0 分	本	会	議	一 般	質	問	議	場
12月8日(水)			休		•		会			

月 日	時 間	会	議	場所
12月9日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議場
	午前9時30分	入本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 委員会付託	議場
	本会議終了領	後 予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議場
12月10日(金)		総務常任委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
	予 算 特 別 委 員 st 終 了	会 厚生経済常任委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設文教常任委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
12月11日(土)		休	会	
12月12日(日)		休	会	
12月13日(月)		休	会	
12月14日(火)		休	会	
12月15日(水)		休	会	
	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議場
12月16日(木)	予 算 特 別 委 員 st 終 了	金	議案・請願上程、委員長報 告、質疑・討論・採決、閉会	議場

諸般の報告

髙橋勝文議長 日程第3、諸般の報告であります。

- (1)第124回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (2)定例監査結果など報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

髙橋勝文議長 日程第4、行政報告であります。

(1)市政の概況について

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

私から寒河江市議会第4回定例会に当たりまして、主な市政の概況について御報告申しあげます。まず、景気雇用の現状についてでありますが、国の11月月例経済報告では、エコカー補助金打ち切りなどの影響で個人消費と鉱工業生産が落ち込んだことから景気はこのところ足踏み状態となっているとし、2009年2月以来1年8カ月ぶりに基調判断を下方修正した前月の月例報告を据え置いたものとなっているところであります。

市が、市内主要企業100社に対し10月に実施をした雇用動向調査では、前回の7月調査時点に比

べ現在の正社員の雇用人員が適正であるとの回答が53社から72社に増加をしております。また、これからの雇用人員についても増員予定人員130人、減員予定人員49人となっており、なお雇用の増は見込まれるものの7月時点に比べ減員予定者数が増加していることから、景気の先行きに不安感も見受けられ予断のできない状況が続いていると認識しているところであります。このため、9月29日から10月4日まで市内の主要企業を訪問し、雇用の維持・継続や求人及び新規採用枠の拡大について要請を行ったところであります。

11月末時点での西村山管内高校来春卒業生の就職内定状況調査では、内定率は前年同期と比べ 2.3ポイント増の74.2%となっております。その内訳を見ますと県内72%、県外100%となっております。前年同期の県内65%、県外89.6%に比べ県内求人数の増加が内定率を押し上げている状況が 見受けられるところであります。今後とも、引き続き地元企業に雇用の維持拡大を要請するととも に、新商品・新技術の開発や企業間連携により商品力の向上を図るなど、地元企業による「ものづくり力」の強化が必要であると考えているところであります。

次に、子育て支援についてでございますが、ゼロ歳から2歳の待機児童の解消を図り子育て環境を整備するため、現在二つの認可外保育所を認可保育所へと整備を進めているところであります。 2施設とも既に法人設立の認可を受け10月から事業に着手をし、来年4月の開設を目指しているところであります。

次に、水稲の作況についてでありますが、10月15日現在の作況指数は村山地域が101の平年並みとなったところであります。JAによりますと、11月30日現在での本市の一等米比率は81.9%となっております。特に、つや姫につきましては、96.6%と高い比率を保ち、その食味のみならず厳しい気象条件にも耐え得る品種として今後積極的に推進していかなければならないと考えているところであります。

次に、豊かな秋の実りへの感謝と寒河江のしゅんの情報発信として、新たなイベントの実施及びトップセールスに取り組んできたところであります。まず、10月24日チェリーランドを会場に「農業と物産まつり」を改め、「さがえ秋のうまいもの市」を開催したところであります。高速道路無料化を視野に入れ広域的なPRに努めた結果、県内外からも多くの来客があったところであります。

また、駅前を初め中心市街地のにぎわい創出を目的として、9月から11月にかけて3回みこし公園を会場に「さがえちぇり~マルシェ」を開催したところであります。いずれの日も天候に恵まれ、家族連れを中心に大変好評をいただいたところであります。定期化に向け弾みがついたものと認識しているところであります。

一方、11月16、17日には西村山地域の4町長とともに東京大田市場などでリンゴとラ・フランスのトップセールスを行ってきたところであります。今回初めての試みでありましたが、西村山地域一丸となった取り組みに市場関係者から大変注目されたところであります。今後、さくらんぼの時期においてもぜひ実施をしたいと考えているところであります。

次に、姉妹都市との親善交流事業について申しあげます。トルコ共和国における日本年にちなみ、去る10月11日から19日まで髙橋議長初め工藤議員、沖津議員ともども29名の訪問団により7年ぶりにトルコ共和国ギレスン市を訪問し、ケリム・アクス市長初め市民の熱烈な歓迎を受け友好のきずなを改めて確かめ合ったところであります。また、10月22日には大韓民国安東市のゴン・ヨンセ市長以下7名の訪問団が来寒されたところであります。安東市長をお迎えするのは14年ぶりでありましたが、より一層友好親善を誓い合ったところであります。11月21日には、「寒川町産業まつり」

の「寒河江市・寒川町姉妹都市締結20周年記念式典」に議長ともども出席をし、今後末永く交流を深めていくことを確認したところであります。また、同祭りには観光キャラバン隊も参加し、本市の特産品販売と観光PRを行ったところであります。

最後に、市内小学校の感染症による学級閉鎖について申しあげたいと思います。寒河江中部小学校の1クラスが、インフルエンザにより12月1日から学級閉鎖されておりますが、本日から新たに1クラスが追加となり計2クラスが学級閉鎖されているところであります。また、寒河江小学校においては感染性胃腸炎により1クラスが本日から学級閉鎖されております。教育委員会におきましては、各学校に予防対策について通知をし注意を呼びかけるとともに、校医並びに関係機関との連携を密にし感染拡大の防止に万全を期すよう指示しているところであります。

以上、第3回定例会以降の市政の概要を申しあげましたが、今後とも議員各位の御支援と御協力 をいただきながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申しあげる次第であります。 以上であります。

質 疑

髙橋勝文議長 ただいまの行政報告について質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

議案上程

髙橋勝文議長 日程第5、議第63号から日程第12、請願第9号までの8案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

髙橋勝文議長 日程第13、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 議第63号平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた特別職及び一般職の給与改定、市長等の給与削減並びに人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うとともに、農産物ブランド化推進事業費、小中学校耐震化事業費等を追加するのが主なものであります。その結果、7,554万7,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ152億4,939万1,000円とするものであります。

第2表繰越明許費補正については、小中学校施設耐震化事業の年度内完成が困難であるために翌年度に繰り越しするものでございます。

第3表債務負担行為補正については企業立地促進事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議第64号平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)並びに議第66号 平成22年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)の2案件については、関連がありますの で、一括して御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定並びに人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うものでございます。これによりまして、公共下水道事業特別会計は91万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ18億3,332万1,000円とし、介護保険特別会計は343万3,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ29億2,459万5,000円とするものであります。

次に、議第65号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申 しあげます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定並びに人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うとともに、医療費の増嵩に伴い保険給付費及び共同事業拠出金を追加するものであります。その結果、6,151万7,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ41億8,451万8,000円とするものであります。

次に、議第67号寒河江市公告式条例の一部改正について御説明を申しあげます。

現在、市内8カ所の掲示場に告示等の公告を行っておりますが、掲示場を寒河江市役所前1カ所に統合するとともに、新たに市のホームページ上に告示等の掲示物閲覧ページの開設を行うなど、告示行為の迅速化と行政の効率化を図るため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第68号寒河江市市税条例の一部改正について御説明を申しあげます。

地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、条例で引用している規則に条ずれが生じ たため所要の改正をしようとするものであります。

以上、6案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申 しあげる次第であります。

以上であります。

散 会 午前9時50分

髙橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成22年12月7日(火曜日)第4回定例会

出席詞	議員((18	3名))												
1	番	高	5	橋	勝	文	-	議員	:	2番	ķ	Þ	津	_	博	į
3	番	Z	<u> </u>	山		忠	ļ	議員	4	4番	ì	±		登	代子	2
5	番	J	Γ	藤	吉	如	È	議員	(备番	木	1	沼	孝	Ħ]
7	7番		ጀ	井	輝	明]	議員	;	8番	7	K	村	寿	太良	3
g	番	則	鳥	田	俊	廣	į	議員	1 (3番	4	Ē	藤		豙	Ž
1 1	番	朴	K K	田		孝	<u> </u>	議員	1 :	2番	7	<u> </u>	Ш	忠	郭	Ē
1 3	番	亲	Я	宮	征	_	•	議員	1 4	4番	f	₽	藤	忠	身	3
1 5	番	12	Ė	藤	暘	子	<u>.</u>	議員	1 (备番	J	I	越	孝	身	3
1 7	7番	尹	ß	須		稔	Ž.	議員	1 8	8番	金	\$	木	賢	Ł	1
欠席請	議員((なし	J)													
説明の	りため	り出席	ました	さ者の	職氏名	7										
佐	藤	洋	樹	市			툱		那	須	義	行	副	Γ 		長。
渡	邉	滿	夫	教	育才	を員	長		片	桐	久	之	選 委	学管理 員		長
芳	賀	靖	夫		業委員				今	野	要	_	総	務	課	長
横	Щ	_	郎		機管				菅	野	英	行	総	合政	策誤	長
月	光	龍	弘	総イ推	合 II メーシ 進	文策 ジアッ 室	課プ長		宮	Ш		徹	総立	合政党 地 推	き課 が 進 室	業
丹	野	敏	晴	財	政	課	長		犬	飼	弘	_	税	務	課	長
安	彦		浩	市	民生	活課	長		犬	飼	_	好	建	設管	理誤	長
富	澤	Ξ	弥	建 都	設 管 市整	雪理 備室	課長		軽	部	修	_		設 電化推		
山	田	敏	彦	下	水道	1 課	長		尾	形	清	_	農事	林課長 業 務	長り	‡) 会 長
エ	藤	恒	雄	商	工観	光 課	長		那	須	吉	雄	健	康福		
柴	崎	良	子	子	育て推	進調	長		安孙	系子	政	_	会 (計 管 兼)名	至 理 会計記	者 果長
那	須	勝	_	水	道事	業所	長		櫻	井	幸	夫	病	院	▮ 務	長
荒	木	利	見	教	首		長		鈴	木	_	徳	学	校教	育調	長
冏	部	藤	彦	字中準	校学構	文 育 交 給 室	課食長		白	林	和	夫	学 指	校	数 進 室	課長
清	野		健	生 ス 振	涯 ポ 興	学 一 課	習り長		片	桐	久	志	監	査	委	員
奥	Щ	健	_	監事	查 務	委局	員長									
事務周	引職員	員出席	諸	3.	•••											
柏	倉	隆	夫	事	務	局	長		荒	木	信	行	局	長	補	佐
佐	藤	利	美	総	務	主	查		兼	子		亘	主			任

議事日程第2号 第4回定例会 平成22年12月7日(火曜日) 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

髙橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

髙橋勝文議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁 されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成22年12月7日(金)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要	追	質 問	者	答	弁 者
1	自治基本条例につ	本市議会でも議会基本条	例制定に向けて	13番		市	長
	いて	検討を進めているが、「	二元代表制」の	新宮征	E —		
		趣旨を踏まえ、相互の権	限と責任をより				
		明確にするためにも、「	自治基本条例」				
		を制定すべきではないか					
2	福祉行政について	(1)「福祉タクシー運	行及び給油費助			市	長
		成事業」助成金の増	類について				
		(2)「福祉タクシー運	行事業」の対象				
		範囲をひとり暮らし	など、老人世帯				
		にまで拡大すること	こついて				
3	子宮頸がんワクチ	(1)平成22年第1回定	例会の一般質問	4番		中	子
	ン予防接種に対す	に関するその後の経	過について	辻 登	代子		
	る公費助成につい	(2)本市の女子児童に	対する子宮頸が				
	て	んワクチン予防接種	の取り組みにつ				
		いて					
		(3)本市の子宮頸がん	検診無料クーポ				
		ン券の利用者の実態	について				
		(4)20歳の受診率向上	に対する周知と				
		方法について					
4	寒河江市の人口増	(1)地域経済の活性化	と消費拡大策と	6番		市	長
	加対策について	しての人口増加対策	について	杉沼	章 司		
		(2)子育て支援のため	の医療費の無料				
		化について					
		(3)子育てサロンや児	童センターの利				
		活用の拡大について					
		(4)婚活支援について					
		(5)将来の医療費抑制	と健康維持のた				
		めの子宮頸がん・細	菌性髄膜炎・肺				
		炎球菌へのワクチン	接種について				
5	本市農業の振興策	米価の下落やTPPへの	参加検討を受け			市	長
	について	ての本市農業のビジョン	について				
6	鳥獣被害防止対策	農作物に対する有害鳥獣	被害防止対策に			市	長
	について	ついて					

番号	質 問 事 項	要	追	質 問	者	答弁	者			
7	児童に対する安全	小学生時から心肺蘇生、	A E Dの使い方	7番		市	長			
	教育について	を教えていくべきではな	いか	國井	軍明					
8	中学校給食につい	(1)給食費等、会計如	1理について			教育委	員長			
	て	(2)食材の購入につい	(2)食材の購入について							
		(3)中学校における約	合食の実施体制等							
		について								
9	本市の環境問題対	(1)寒河江市環境基本	 条例制定につい	12番		市	長			
	策について	て		石川;	忠 義					
		(2)関係事業所の団均	也化について							
		(3)関係事業者に対す	する研修制度につ							
		いて								
1 0	市立保育所につい	(1)入所希望保育所の	ロアンケート調査			市	長			
	て	について								
		(2)にしね保育所の均	曽設について							

新宮征一議員の質問

髙橋勝文議長 通告番号1番、2番について、13番新宮征一議員。

〔13番 新宮征一議員 登壇〕

新宮征一議員 おはようございます。

ことしも師走を迎え、年の瀬を迎えました。そしてまた市議会も今年最後の12月定例会を迎えたわけでありますけれども、今回もまた一般質問のトップバッターということになりました。特に今回は、この12月定例議会からこれまでの一括質疑から一問一答方式に変わったこともあっていささか緊張しておりますけれども、通告に従って私のスタイルで順次質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず、通告1番、自治基本条例について伺います。

地方分権あるいは地方主権が叫ばれている今日、政府においては地方自治法の抜本改正が議論されております。そのような動きの中で近年は自治基本条例や議会基本条例の制定、もしくは制定に向けての検討が全国的に、しかも急激に広まってまいりました。このことは、言うまでもなく地方自治法で定められている二元代表制の基本を再確認し行政と議会の役割を明確にするとともに、相互における権限と責任をより明確に条文化しようとするものであります。

こうした時代背景を受けて、本市議会でもことし<u>1月</u>に議会活性化検討委員会を立ち上げ、さまざまな角度から問題点をあぶり出し、議会の活性化と意識改革に向けての議論を重ねてまいりました。この委員会での検討結果については7月29日付で議長に報告し、それを受けて議長は予算を伴うものなど行政とのかかわりのあるものについては議会の総意として直接市長に要請されたところ

であります。

このたびの一般質問の一問一答方式が導入されたのもその成果であり、一歩前進したものと思っております。

この議会活性化検討委員会の検討の中で最も重要課題として取り上げられたのが、議会基本条例の策定でありました。しかし、この問題はごく当然のことながら議会としての基本的役割とその責任を明確にするとともに議員個々の議会活動にも大きくかかわってくるもので、十分な時間と議論が求められることから、この議会基本条例に向けては別途に専門委員会を設置すべきとの結論に達したもので、その結果、委員7名で構成される任意の議会基本条例検討委員会が8月20日に新たに設置されたところであります。この間、4回の会議を開催し、さらには先進地より講師を招いての研修会を開催したり、会派ごとの行政視察でも議会基本条例についてのテーマを重点的に設定するなど理解を深めるため鋭意研さんを重ねてきたところであります。

このように、条例策定に向けて一歩一歩前進しておりますが、来年4月に議員の改選を迎えることから、改選後に改めて公的な特別委員会が設置され、来年度中には条例が制定されるものと信じております。

以上、議会側としてのこれまでの経過等についてかいつまんで申し述べましたが、このように議会基本条例だけが一方的に先行してもいかがなものか。冒頭でも申しあげましたように、地方自治法で定められた二元代表制の定義から考えても、行政運営のかなめとなる自治基本条例は議会基本条例と並行して制定されるのが最も望ましいものと考えますが、市長の御見解を承ります。

次に、通告2番、福祉行政についての質問に入ります。

我が国は、世界に誇れる福祉国家として多岐多様にわたり福祉行政の充実とその推進に努められており、まさに福祉の時代と言っても過言ではありません。本市においてもハートフルセンターを拠点として、包括支援センターを中心とした高齢者福祉や子育て推進課を新設しての子育て支援など、少子高齢化時代という昨今の社会環境に対し適切に対応されていることには敬意を表する次第であります。

申すまでもなく、福祉行政の分野は極めて間口が広くまた奥行きも深いわけで、さまざまな分野からの多くの要望や課題を抱えているのが現状であろうかと思います。そこで今回、私は少子化対策や介護支援など高齢者福祉の面では年々充実されているものの、そのはざまにあって障害者に対する支援の面が多少手薄になっているのではないかとの観点から、通告してある2点についてお尋ねいたします。

まず、第1点は昭和56年度から導入された福祉タクシー運行事業と平成9年度に導入された給油費助成事業についてであります。これらの事業の導入目的は、心身障害者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図ることであって、利用者からは大変好評であったと伺っております。ただ、タクシー利用券の交付を受けても、健常者と違って車いすの扱いや行動が思うようにできず乗りおりに時間がかかるため、どうしてもドライバーに気を使わなければならないことなどから利用を控えるケースもありました。そのようなことから、障害の程度にもよりますが、身体的障害があってもみずから運転できるよう操作装置や駆動装置を改造したいわゆる身障者用の特殊な自動車が使われたり、家族が送迎したりする人も結構あったようでありました。そうした状況を踏まえ、私が平成7年9月議会と平成8年12月議会の2回にわたる一般質問の中で給油費助成制度を提言し、翌平成9年度

からタクシー利用券と給油券との選択制が導入されたのであります。

これらの事業は、利用者からの好評を得て継続され今日に至っておりますが、両方ともスタート 当時から見ると助成額が減額されており納得することができません。十数年経過する中で社会環境 の変化やライフスタイルの変化、さらには物価の上昇などを考えたとき、助成金の増額もしくは少 なくとも当初の水準まで戻すべきではないかと考えますが、いかがなものでしょうか。市長の御所 見を承ります。

第2点目でありますが、今ひとり暮らしや老人世帯が増加の傾向にあり、日常生活に不安を抱えている人が多くなってきております。こうした人たちの安全・安心、移動の手段を考える意味からも、身障者だけが対象になっているタクシー利用券の交付対象をひとり暮らしや老人世帯にも拡大し、老後の生活を支援してはどうかと考えますが、市長の御見解を伺いまして、前向きな答弁を期待して第1問といたします。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

ただいま、新宮議員から自治基本条例について並びに福祉行政について御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

まずもって、議長初め議員各位におかれましては、議会活性化に向けた各般の取り組みに対しまして心から敬意を表しますとともに、議会基本条例の制定に向けましてもさまざまな観点から熱心に検討されておられますこと、重ねて敬意を表する次第であります。ぜひ、実現が図られますよう御期待申しあげる次第であります。

この自治基本条例の御質問でありますけれども、平成21年3月議会におきましても御質問がなされたところでありますが、その際にも自治基本条例というのは自治体の憲法と言われるところでもあって、一般的に情報の共有化や市民参加・協働などの自治の基本原則、情報公開、市民、首長、行政などの役割と責任などについて定められているということを申しあげたところであります。私は就任以来、市民と一体となったまちづくりというものを目指して市政運営をさせていただいているわけであります。そういった意味からしますと、自治基本条例も本市に相通ずるものがあると認識しているところであります。

しかしながら、自治基本条例を定めるということになりますと、住民主体のまちづくりがそのことによってどういうふうに変わっていくのか、また市民の皆さんの参加、かかわりにどういう効果が及ぼされてくるのか、出てくるのかなどについてまだ十分確信が持てない状況であるということで、前回もそう申しあげました。そういった意味で、他の自治体の例なども調査をして、その効果というものを検証させていただいて、市民の皆さんの声も十分お聞きしながら研究していきたいということを、前回の御質問の際には答弁させていただいたところであります。

そういったところで、県内に先行して制定された自治体があるわけでありますので、その例なども十分お聞きしたところであります。その状況においては、職員の行政情報提供意識というものの変化というものを見られたところでありますが、住民意識の変化という点についてはまだまだそこは感じられていないというような報告も受けているところであります。私は自治基本条例、条例の中身もさることながら制定に至るプロセスというものが大変大事だろうと思います。御案内のとお

り、自治の担い手というのは申すまでもなく住民、市民であります。そういうことからいたしますと、最初に制定されたと言われておりますニセコ町においても住民側の大変な盛り上がりがあって制定されたと聞いております。特にこの条例については、まちづくりにおける住民の協働参画というものを求めていくという内容が多くの自治体で見られるところでありますので、行政主導の条例制定ということよりは、むしろ住民みずからがその必要性を認識して制定に向けた機運が高まって制定の方向に向かっていくということが、大変望ましいのだろうと思います。

私は、まちづくりに対しまして市民の皆さんの広範な参加をいただいて、市民の皆さんの声を十分把握をして一緒にまちづくりを進めていくという姿勢で運営させていただいております。自治基本条例の制定を待たなくても情報の発信や各種審議会委員の公募、パブリックコメント、さらにはワークショップなどさまざまな形で市民の皆さんが市政に参加する方策をとっていく、これからもとっていく考えであります。自治基本条例は、市民の皆さんがより広範囲に市政に参画し、みずからまちづくりを進めるという機運が高まっていく、そういう延長線上にあるものと考えているところであります。

次に、福祉行政についての御質問にお答えをいたしたいと思います。寒河江市の障害者福祉施策につきましては、障害者自立支援法によります福祉サービスと寒河江市独自の福祉サービスの提供によって障害のある方への自立支援と社会参加の促進を図っているところでございます。御質問にありました障害のある方への移動支援につきましては、これまでの心身障害者福祉タクシー利用助成事業及び給油費助成事業に加えて、市政運営方針で申しあげましたように今年度より新たに特別支援学校通学費助成事業を実施しているところであります。子育て支援や高齢者福祉のみならず、障害のある方への福祉施策についてもさらなる充実を図っていかなければならないと思っているところであります。

心身障害者福祉タクシー利用助成事業、いわゆる福祉タクシー運行事業につきましては、昭和50年代から実施をしているわけであります。助成額につきましては、今年度は1枚400円の助成券を年間18枚を限度として交付しているわけであります。また、心身障害者給油費助成事業につきましては、平成9年度から、先ほど質問にもありましたとおり実施をしているわけであります。今年度は1枚600円の助成券を年間12枚を限度として交付しているところであります。福祉タクシー運行事業の開始当時の助成額についてはタクシーの基本料金としておりましたが、その後障害者の方へのタクシー運賃割引制度の導入によりまして基本料金の9割を補助するということにしたところでありますが、平成15年度以降財政状況の変化もあり、現在の助成額となっているわけであります。助成金の増額もしくは当初の水準に戻すべきではないかという御質問でありますけれども、制度創設時と今日の経済情勢、社会情勢なども大きく変化をしておりますし、また現在の利用実態なども十分勘案しながら、さらには他の自治体などの同様の制度の実施状況なども十分勘案しながら、来年度に向けて制度設計を検討していかなければならないというふうに今考えているところであります。

以上であります。

次に、福祉タクシー運行事業の対象範囲をひとり暮らしや老人世帯へ拡大してはどうかという御 提言をいただいたところであります。地域座談会あるいは今年度実施いたしました地域ワークショ ップ、市内4カ所での第5次振興計画の見直し、さらには地域福祉計画策定検討状況説明会などに おきましても、交通手段の確保というものについては高齢者の皆さんのみならず広く市民の足の確保の観点からも、切実な御要望が寄せられてきていたところであります。そうした観点から、市全体の将来的な交通体系を構築するという観点から検討を今進めているところであります。具体的には、まず手始めに平成23年度において、仮称でありますけれども公共交通対策協議会というものを設置をして移動手段の空白地帯の解消に向けた準備を進めていこうと考えているところであります。今後において、高齢者社会が一層進展していくということでありますので、運転免許を返納する高齢者の方の増加というものも見込まれるわけであります。車を持たない市民の皆さんに対する日常の移動手段の確保を図るということも、大変重要かと思っております。既存のバス路線に対する補助というものも継続しながら、その路線を確保維持するということとあわせて、路線バスが運行されていない地域においてデマンド型の交通の実証実験というものを行って、その結果を検証しながら市民に利用しやすく効率的な公共交通の導入を検討するなど市民の足の確保を図っていかなければならないと考えているところであります。

以上であります。

髙橋勝文議長 新宮議員。

新宮征一議員 まず、第1問に対する御答弁ありがとうございました。

自治基本条例についてでありますが、ただいまの市長の答弁をお聞きしますと、市民からの盛り上がり、これが最優先されるべきだと。ほかの自治体でも制定されたところもあって、それらを参考にしながらというお話でございましたけれども、これ、市民の盛り上がりって一番大事なことだとは、私も同じ認識を持っております。

ただ、先ほども、冒頭にも申しあげましたように二元代表制、これは地方自治体の形態を地方自 治法によって定められている、国と違うシステムなんです。もちろん、国の場合は、言うまでもあ りませんけれども、国会議員が選挙で選出されその国会議員の中から総理大臣が選ばれる、これが 議院内閣制。こんなことは今さらこの場で申しあげるまでもないと思うんですけれども、地方自治 体は全くそれとは違って市長は市長選挙で当選されて市長に就任される。我々議員は、議会議員の 選挙でもって新たな市民の代表としてここに今立たせてもらっているわけですね。それはいわゆる、 くどいようですけれども二元代表制の本質、ここからいった場合に確かに自治基本条例をつくれば 市民はどういうメリットがあるのかといっても、正直言って一般の市民の方は基本条例なんていう のはどういうものなのか、そんなもの本当にあってもいいのものなのか。なくてもいいのではない かという、非常に自治基本条例に対する市民の理解度というのは私は非常に低いのではないかと思 います。確かにこれは先ほど市長もおっしゃられたとおりだと思います。ただ、市民は国でいう憲 法、先ほど市長からもありました。自治基本条例というのは自治体の憲法なわけですから、したが って日本国民は基本的人権が憲法によって保障されている。市民は自治基本条例、いわゆる寒河江 市の憲法によって基本的人権が保護されなければならない。具体的に言えば細かいところまで細分 化される。国の方でも頭に憲法があって、その下に法律があり、あるいは政令あり省令ありで、い ろいろなものがその下に体系的に出てくるわけです。本市の場合も個人情報保護条例とか情報公開 条例なども含めて幾つも条例があります。しかしこれは、分割されたその部分だけを示したものな んです。その一番のもとになる憲法と言われるこの自治基本条例をつくらないと、よく言われる言 葉に行政と議会とは車の両輪、こんな表現もされますけれども、議会では先ほど申しあげましたよ

うに、今その方向に向かって、基本条例に向かって進んでいるわけですね。二元代表制であるからこそ、市民の人権、権利、これを明白にするためにもこれをつくっておかないと、市長が変わった場合に、市長の単なる思惑だけで基本が全く見えないままに行政運営をやられるようなことがあっては困る。市民の知る権利あるいは市民が受けるべき行政の恩恵を享受できるという、その権利を担保するためにも両方、議会と自治体が一緒になって条例をつくるべきではないかということを私は申しあげている。

確かに、市民からの盛り上がりを待っておったら、恐らくないでしょう。そう簡単には盛り上がりはないと思う。しかし、先ほど言いましたように住民からそれつくってはどうだなんていうのを待っていたら恐らくないと思います。行政主導と言われますけれども、私はそういう意味で市民の権利、これを担保するためにこれをつくるべきではないかということを申しあげている。

二元代表制、今回通告にも示してありますけれども、私はこれを基本にして今回の質問をさせてもらっているつもりなんです。これは前にも何かの機会に市長にも答弁を求めたことがありますけれども、議会と行政との関係、これが先ほど言った車の両輪であれば、まず大事なのはそこに信頼関係がなければこれは成り立たないであろう議会と行政とのかかわりです。議会と行政というのは、先ほど申しあげましたように二元代表制で我々も市民の代表なわけですから、確かに市長はいろいろなところを座談会やなんかで回られて市民の声をもうつぶさに聞いている。したがって、議会のあなた方からとやかく言われなくても私はわかるんだということでは困るんです。我々も市民の代表なわけです。いろいろな市民からの要望を受けて要請を受けて、行政にそれを伝える中間的な役割を私どもも持っている。それを市民に対して説明する責任があるんです。したがって、行政と議会との立場といいますか、権限というか、もちろん権限は市長に執行権があるわけで、議会には議決権があるわけですけれども、その辺の議会との関係。それから平等。自治基本条例というのは、むしろ一番もとになるのはいわゆる公平性、公正性、それと透明性ではないかと思うんですけれども、施策の執行だけじゃなくて行政サービスも含めて幅広い意味でその公正性、議会との信頼性、その辺を市長はどのように考えておられるのかまずお聞きしたいと思います。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 自治基本条例につきましては、先ほども御答弁申しあげましたけれども、それをもちろん否定するとか制定しないという考えでいるわけではありません。そこは御理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、何とも、先ほど申しあげたとおりでありますけれども、やはり今回振興計画の見直しでワークショップなどもさせていただいて、それはどういう、私個人としての目的があるかというと、やはりまちづくりに対する多くの市民の参加を広げていく、そして市政、まちづくりのみならず市政万般にわたって市民が関心を持ち、参画して意見を言っていただく機会をふやしていきたいことも背景として裏のねらいがあった。前の議会でも御答弁申しあげましたかと思いますけれども、そういうねらいがあります。今回実施をしてみているいるお聞きをするところでは、やはりワークショップとかそういうことについても市からやらされているという声はやはりあるわけですけれども、中にはやはりまちづくりのワークショップに参画して非常によかったと。自分の地域を見直す機会もあったしまたいろいろな仲間と、まちづくりに対して夢を語って非常にいい機会だったという方も一人二人でなくてそういう方もいらっしゃいますし、また報告書としてもまとめていただいてい

ると、私は認識しています。そういう意味からすれば、新宮議員が懸念されているような市民の間からそういう機運がいつまでたっても上がってこないんではないかということについては、私はもう少し時間をかければ我々のいろいろな努力も含めてですけれども、そういう市民の皆さんからの機運というものが高まってくると思います。それが5年先10年先ということではなしに、近い将来においてもそういう機運が高まってくるかと思います。そういったころ合いを見定めながら、我々としても自治基本条例の制定に向けて検討していく時期というものは近いうちに来るのではないかと私は思っています。

そういう意味からすれば、仮に来年、仮に議会基本条例が制定されるということになれば若干おくれることにはなるわけでありますけれども、そんなに遠い将来ではなくて自治基本条例も両立をして、議会と執行部の両輪として市民の福祉の向上に貢献できる憲法として制定されるのではないかと見ております。

もう1点、自治基本条例というのは先ほど来お話がありますけれども、県内の例などを見るとどちらかというと行政の役割というものが中心的なウエートを占める条例もあるわけであります。行政の情報発信、情報公開役割というものを中心に制定される条例もありますし、またほかの自治体では、先ほど来申しあげておりますとおり、まちづくりというか地域づくりに主眼を置いた内容の条例もあるようでありますけれども、議会と執行部の両輪ということになれば、どちらかというと自治基本条例が行政の基本条例的な意味合いを持つというのは多いように思います。そこら辺は、このまちづくりのための基本条例、行政のための基本条例というものをどういうふうに思います。そこら辺は、このまちづくりのための基本条例というものをどういうふうに制定していくのかということも、将来的にはそういう検討をしていかなければならないと思いますが、私としては情報の公開、平等、公平というのはもちろん基本的なことでありますので、そういう前提の上に立って市民が市政あるいはまちづくりに参画できるような機会を多く与えられる条例に制定をしていけるのかということが、課題となってくると思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

髙橋勝文議長 新宮議員。

新宮征一議員 多少、市長の考え方と私の基本条例に対する考え方に乖離があるように私は感じま した。

確かに、市長が1問からずっと答弁でも申しあげておられるように、これは市民主体のまちづくり、これは非常に大事なことで、それで今やられているのは非常にいいことなんです。立派なことなんです。

ただ、先ほど2問で申しあげたように、市民の権利、今市長も平等にやっているという話がありましたけれども、それが最近多少公正性に欠ける部分あるいは議会との対応の中で多少首をかしげなければならない部分が見えてきたから、そこまで私今突っ込んでいるんです。時間の方がどんどん経過しますので、端的にお答えいただきたいんですが、その公正性、これを基本と言わずに実質それを全く市長は曲げていないと、議会との対応も議会との信頼関係を保つために誠心誠意やっておるということをここで断言されますか。端的にお答えいただきたい。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 当然、そのような対応をさせていただいております。

髙橋勝文議長 新宮議員。

新宮征一議員 やはりここにちょっとギャップがあるんですね。公正性、これは大した問題でないといえばそれまでなんですけれども、敬老会、これ二、三年前までは寒河江地区とか西根地区とか南部地区とかその地区ごとに大きい単位でやられておりました。ここ一、二年は公民館とかあるいは町内会単位で細分化されてやられているんです。そして、市長から88歳、米寿を迎えられた方に賀詞が贈られる。ところが私の地元の六供町あるいはすぐ近くの緑町の敬老会にも招待をいただいて出席しましたけれども、もちろん市長は春あるいは秋というのは忙しい時期だと思う。ただし、これまでは副市長とかあるいは所管の課長が市長の代理で出席して、それを直接手渡しておった。それが行政からはだれも来ていない。六供町の会場では、私のそばに来賓として一緒にいた方から言われました。何で市役所からだれもよこさないんだ。それは私わかりません。聞いてみたところが、ことしから代理、いろいろ9月から10月にかけての短い時間に限られるわけですから、それにその代理も出すのが非常に難しいから出さないことにしたんだ。こういう話を聞きました。これは確たるものかはわかりませんけれども、そう決められたのは事実ですか。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 そういうことを決めているわけではありません。

髙橋勝文議長 新宮議員。

新宮征一議員 じゃあ、私が聞いた人が教えてくれた、そう決めたというのはこれは違うということになるわけですけれども、市長は柴橋地区の敬老会、これは松川、木の沢、もちろん中郷、平塩はもちろん、落衣いろんなところにほとんど出席されている。柴橋以外では佐藤誠六前市長の地元である醍醐、日田ここに市長は出席されているようであります。これは私が確認したわけではありませんけれども、毎週月曜日に山新の朝刊で1週間の市長の日程が報じられます。これを見ますと、今申しあげたように、柴橋地区はほとんど、あとは醍醐と日田にされている。それでは、先ほど言いました公正性というものから言った場合には、市長は柴橋の区長じゃないんですから、寒河江の市長なわけですから、せめて代理ぐらいは出して市長名で贈られる賀詞は米寿を迎える方皆さんにやってもらえてはどうかなと思うんですが、その辺について市長どうですか。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 非常に心外な御質問でありますけれども、敬老会については時期が重なる。そして私が出るのは日程的には難しいという場合はあるわけでありますけれども、特に副市長などは西部地区、西部白岩の出身でもあるし、そういったところで役割分担をしながらある程度二、三カ所かけ持ちしているのは実際そういう形でさせていただいている。ですから、できる限りどこどこは行く、どこどこは行かないということはもちろん決めているわけではありませんので、去年もことしもそれぞれ地域の中で日程を決めて御案内をもらうわけでありますから、そういう状況に合わせて対応しているところであります。市長、副市長が出れないときには担当課の方で、賀詞、米寿のお祝いを贈呈させていただいてということで対応していると認識しているところであります。

髙橋勝文議長 新宮議員。通告に従っての質問に絞っていただけば幸いです。お願いします。新宮 議員。

新宮征一議員 通告に従っているつもりなんですけれども、通告書にも二元代表制の趣旨を踏まえて自治基本条例をどうですか。そこから入っていっているんです。だから、自治基本条例というのはどういう形で出てくるかはまだわかりません。ただし、基本になるのはいわゆる市民に対する公

正性、そういう角度から今聞いたんです。したがって、私は関連していると理解しているんですければも、市長からも心外な質問だということがありましたけれども、私は全く心外ではない、それと関連していると理解をして今質問させてもらった。

議会との関連、これについては議会との関連というのは議員との関係も含んで私は申しあげたんですけれども、その件については今答弁ありませんでした。でも、これ以上ここで先に進むといろいる問題も出てくると私も思いますので、今回はその件については市長の答弁は求めません。

福祉関係の質問に対して、先ほど市長からはいろいろ広範囲にわたって支援をしているんだという話を伺いました。それはもちろんわかります。特別支援学校の助成、それなども新しく取り入れて障害者に対する福祉の分野は充実しているんだというお話がありました。これは大変結構だと思います。

ただ、今回私が取り上げている福祉タクシーの助成額と給油券の助成額のアップあるいは当初の 水準まで戻してはどうかということを申しあげているんですけれども、平成22年度寒河江市の福祉 と健康、これは健康福祉課と子育て推進課で作成されたものですよね。これを見ますと、平成22年 度です。1枚につき450円タクシー券、給油券については700円。この運営方針の25ページに明確に 載っています。運営方針というのは、予算を編成する段階で一番基本になるものじゃないですか。 その辺の整合性について市長からお伺いします。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 先ほど1枚400円とお答えしまして、その資料で1枚450円ということで記載されておりますけれども、実態的には財政的な問題があって400円にさせていただいているというところだと認識しております。

髙橋勝文議長 新宮議員。

新宮征一議員 今、確かに財政的なことがあって450円のものが400円になったということですよね。今の御答弁は。そうじゃないですか。そうですよね。いろいろこれまでも運営方針あるいは実施計画なども出てくるわけですね。年度の後半に初年度を迎える前段で。それに基づいて予算というのは編成されるのではないですかということを私は聞いているんです。恐らく、この平成22年度の運営方針というのは、ほとんど多少のずれはあっても予算編成時期と重なっている時期につくったんではないかと思うんですよ。この運営方針に、タクシー券が450円、給油補助については700円ときっちりうたっておきながら、予算の方では100円ダウン、50円ダウンというのは、それが単なる財政的なものだったら、長期的に考えるものじゃないですかということを。同じ時期につくったものなのに何でこのギャップがあるのか。

これを見ますと、どちらも、平成21年度の予算というのは市長が就任されてまだ間もない時期だったと思います。したがって、平成21年度の予算というのはある意味では暫定予算であったのかなと。ただし、平成22年度の予算というのは新市長の考えが十分に淘汰されたものでの平成22年度の実質予算だというように理解しているんですけれども、ここで、平成21年度、平成22年度と変わるときに50円何々、これも単なる財政の事情で財政が逼迫しているから下げるんだということだけでは、私は納得できないんですね。福祉に対する市長の思いがここではっきり出てきたんじゃないか、極端に言えば。年間タクシー事業で減額されるのが38万5,000円、150億円の予算の中で一番苦労している弱いところを何で削るのかというのを私は問題だと思っている。タクシー事業で38万5,000

円。それから、給油費の助成事業では34万円なんですよ。減額される金額が。合わせて約72万円。 150億円の一般会計の予算から、何で福祉の分野を削らなくちゃならないのか。福祉に対する市長の思いがどうなのかというのをちょっと私疑ったんです、正直言って。その辺に対する市長のお考えをお聞かせいただきたい。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 御案内のとおり、寒河江市の財政、まだまだ厳しい状態にあるのは御案内のとおりかと思いますが、福祉行政については特に弱い立場にある方々のためのいろんな支援というものは継続あるいは充実していくということが基本だろうと思っています。そういった意味で、先ほど御答弁申しあげましたとおりタクシー利用券あるいは給油費についての助成についても、来年度の予算編成過程の中で十分にこれまでの経緯あるいは所期の目的とねらいというものを十分振り返って、そこは対応を検討していきたいと考えているところであります。

髙橋勝文議長 新宮議員。

新宮征一議員 わかりました。財政が厳しいというのは十分我々も理解しておりますし、市民の方もそれらは理解していると思うんですが、今市長の言葉から所期の目的が達成されたのではないかといわれるような言葉が出ましたけれども、予算、財政が厳しければ市の予算全体の中でどの部分を削るべきか。これは市長の判断で福祉の部分を削ったということに実際はなるわけですけれども、もっと大綱的に見た場合、前の議会でさくらんぼパレード、これこそ所期の目的達成されたのではないか。やめてもいいんではないか、そういう時期に来ているんではないかと申しあげました。

髙橋勝文議長 佐藤市長。(「質問中なんですけれども、議長」の声あり)

佐藤洋樹市長 所期の目的を達成されたという表現で申しあげたのではありません。所期の目的に振り返って、やはりその制度をつくり直していく制度をもう一回原点に返って、そういう目的に沿った制度として構築をしていくべきだと申しあげているので、そこら辺は御理解をいただきたいと思います。

新宮征一議員 その辺は私の誤解だったと思います。

ですから、今あったので、さくらんぼパレード云々は申しあげません。

高齢者に対するタクシー券の対象の拡大、これについて先ほど市長の答弁ではもっと広い範囲でお年寄りの交通手段を考えたいと、こういうことがあったわけですけれども、デマンドという言葉も出ました。デマンド式の交通手段ということになりますと公共交通機関、ここでいうならば山交さんあたりとのいろんな問題も出てくると思うんです。天童市でもいろいろ問題になったことなども聞いております。そういうことから今後どういうものが出てくるか、これはわかりませんけれども、ひとり暮らしあるいは老人世帯の方が本当に困っているんだ。したがって今回のタクシー助成事業の適用範囲、これはぜひやっていただきたいと思うんです。もっと大きな目でそれらは検討してみたいという市長の御答弁でありましたので、それに期待しますけれどもまず実態はどうなのかこれは運用面で年齢的にどの辺に線引きするか、あるいは同じお年寄りの方でもさまざまな所得があって高所得を得られている人もいるでしょう。したがって必ずしも一律に線引きするのは難しい問題だとは思いますけれども、その辺も含めて実態の調査だけはしていただいてこれらも総合的にこれから検討するその内容に含めていただきたいということを御要望申しあげまして、私の質問を終わります。

辻 登代子議員の質問

髙橋勝文議長 通告番号3番について、4番辻登代子議員。

〔4番 辻 登代子議員 登壇〕

辻 登代子議員 おはようございます。

市長におかれましては、昨年1月に就任されましてから間もなく2年になろうとしております。「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」を目標に子供からお年寄りまで明るく元気に、そして安心して暮らせる確かな未来づくりに向けて、誠心誠意御尽力なされておられることに対しまして感謝と御礼を申しあげます。

私の市議会議員としての活動も3年8カ月となり、残すところわずか4カ月で任期満了となります。初心忘るるべからず、最後まで邁進してまいりたいと思っております。

このたび、議会の活性化を図るために従来の一般質問が廃止され、一問一答方式となりましたが、 一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。私は、新清・公明クラブの一員として通告番号に従い 質問いたします。

通告番号3番、子宮頸がんワクチン予防接種に対する公費助成についてであります。

子宮頸がんは現在若い女性に増加傾向がありますが、女性特有の子宮がんには子宮の入り口にできる子宮頸がんと子宮の奥にできる子宮体がんに分けることができます。閉経前後に発することが多い子宮体がんに対して、子宮頸がんは20歳以上の幅広い年齢層の女性に発症します。子宮頸がんは本人の自覚症状がないため発見がおくれてしまい、国内において年間約8,500人が発症し、約2,500人を超す大切な人の命が失われていると言われております。子宮頸がんにはHPVヒトパピローマウイルスの感染が関連しているとされています。大部分の女性が一生のうちに感染し、9割以上は自然消滅してしまいますが、一部の女性だけが長期化しがんを発症するものです。

子宮頸がんワクチンはHPVで感染するがんの中でも特に、子宮頸がんの原因であるHPV16型と18型の感染を防ぐワクチンであります。海外において既に100カ国以上の国々で使用されており、先進国約30カ国で公費負担されております。日本においては2009年10月に承認され、2009年12月22日より一般の医療機関でも接種することが可能になりました。ワクチンの接種は半年間に3回の接種が必要で、一連の接種費用は4万5,000円から5万円で、保険が適用されていないため高額であります。このワクチンの接種により発がん性HPV感染から体を守ることができるのですが、このワクチンには既に感染しているHPVを排除することや子宮頸がんの前がん病変などがんを治す効果はなく、接種後のHPV感染を防ぐだけのものです。また、ワクチン接種による効果が最も高いとされているのは10代前半での接種であり、最も望ましいとされております。

厚生労働省が2010年度一般会計補正予算に公費助成を盛り込んでおり、県においても今年度12月 定例会で子宮頸がんなどのワクチン接種に対し2010年度の一般会計補正予算に計上されました。予 防効果の高い小学校高学年から中学生までの全額公費負担を実施する自治体もふえております。県 内において、村山市が2011年から小学校6年生と中学校1年生を対象として接種費用の全額助成が 決定され、また大蔵村ではことし7月に県内で初めて小学6年生から中学3年生の女子児童を対象 に7月と8月にワクチン接種が行われ、来年1月に3回目を行うことになっており、全額公費負担によって実施されます。また、最上町では小学校6年生から中学校3年生まで、金山町では中学3年生を、戸沢村では中学校2年生と中学校3年生を対象にしたワクチン接種の全額公費負担を9月補正予算に盛り込んでおります。また、新庄市では小学校6年生を対象に接種費用の9割を補助し、2010年度の一般会計補正予算に計上し9月定例会においても審議されております。このほかに、9月補正予算で西川町や山辺町においても対応されているようです。このように、ほかの自治体では早急に実施し対応されております。

そこで、市長に伺います。平成22年第1回定例会において、那須議員が子宮頸がん予防ワクチンの公費助成に対する一般質問をされておりましたが、その後の経過についてお伺いいたします。

実例を申しあげます。本市に住む30代の女性が3人目の出産のため産婦人科に診察に行ったところ、子宮頸がんの疑いがあると診察されました。医師は、出産までの間経過を見て母体に異常がない場合出産できますが、もしかすると子供はおろさなければならないかもしれないとおっしゃったそうです。その後の検査結果で、子宮頸がんと診断され、出産までの精神的な負担と健康上の心配が重なり、無事に3人の子供を産むことはできましたが、幼い子供を抱えて子宮頸がんと診断されたときのショックは言葉に言いあらわすことができないほどではなかったかと思っております。本市において、子育て支援に対しても充実した施策が行われておりますが、安心して3人目の子供を産もうとしたとき、今注目されている子宮頸がんワクチン接種の重要さを改めて感じたそうです。

市長に伺います。本市において、子宮頸がんワクチン接種による予防効果が高いとされている11 歳から15歳までの女子児童は現在1,024人であります。子宮頸がんワクチン接種によってとうとい人の命を守り、将来子供たちが安心して子供を産むことができるようにする必要があると思います。本市の女子児童に対する子宮頸がんワクチンによる予防接種の公費助成の対応も含め、今後どのように取り組まれるのかお伺いいたします。

次に、本市の子宮頸がん検診無料クーポン券についてお伺いいたします。

子宮頸がんは、女性特有のがんであります。命を守るには定期健診を受け早期発見、早期治療を行うことが最も大事であることは周知のことであります。厚生労働省が2009年度から対象年齢の女性に配布した子宮頸がん検診無料クーポン券の利用者が減少していると報告されています。県内において、昨年度の子宮頸がん検診の無料クーポン券利用者状況は、20歳が5,556人中493人で8.9%、25歳が5,647人中1,034人で18.3%、30歳が6,593人中1,650人で25%、35歳が7,262人中1,896人で26%、40歳が6,763人中2,221人で32.8%となっており、特に20歳の女性の検診が最も低いようであります。

そこで市長にお伺いいたします。本市においての子宮頸がん検診無料クーポン券の利用者の状況がどのようなものであるか、また年齢が若くなればなるほど関心が薄いことに対して、どのように受診率向上に向けての周知と施策を行っていくのかということをお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 辻 登代子議員からは、子宮頸がんワクチンの予防接種に対する御質問をいただきましたので、お答えを申しあげたいと思います。

質問の中でもありましたが、平成22年第1回定例会において那須議員から子宮頸がんワクチンの 公費助成についてお尋ねがありました。国・県の動向を注視し、加えて国・県への要請をしていか なければならないとお答えを申しあげたところであります。

その後の経過について議員から御質問がありましたが、ことし4月に開催されました山形県市長会の総会におきまして、「子宮頸がん予防ワクチンに対する国の支援について」という要望を採択をして国・県に対し山形県市長会として要望を行ったところであります。その後、国におきましては、御案内のとおり11月26日に可決された国の補正予算において、市町村が行う子宮頸がん予防ワクチンなどの接種事業を支援する子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金、仮称でありますけれども、創設することとなっているわけであります。その内容につきましては、接種対象者が無料で接種を受けられるように都道府県に基金を設置して、国と市町村で費用を折半する仕組みとなっております。基金の期間でありますけれども、平成23年1月から平成24年3月までということで、15カ月間になっているところであります。さらに、県におきましては、辻議員の御指摘にもありますとおり12月1日開会の県議会12月定例会に、市町村が行うワクチン接種事業に対して4分の1を追加助成する子宮頸がん等ワクチン接種促進事業が補正予算として計上され、提案されているわけであります。このような形で、子宮頸がんワクチンの公費助成に対する国・県の対応、そして社会的な環境も大きく改善してきているのかなと認識しているわけであります。

では、市としての取り組みはどうかということでありますが、現在任意接種に位置づけられております子宮頸がんワクチン予防接種につきましては、感染予防の有効性を考慮し公的な定期接種化を働きかけてきたところであります。今般国・県の助成が明らかになりましたので、市といたしましても補助事業を活用して女子生徒の疾病予防と健康増進のためにも子宮頸がんワクチン予防接種を実施してまいりたいと考えております。

県内の他市町村では既に実施している例、先ほどお話がありましたが、これから実施しようとしている予定の自治体もあるようでありますが、実施時期につきましては対象年齢、基準単価など具体的な内容を定める国・県の事業実施要綱の決定というものを待つ必要があるわけですけれども、接種に当たり対象者や保護者に対する十分な周知説明会などを行い、また接種を担っていただく医療機関との接種方法、時期、人員などについて調整をした上で、できるだけ早い時期での実施に向けて今検討を進めているところであります。

次に、寒河江市におきます平成21年度の子宮頸がん検診無料クーポン券の利用状況について御質問がございましたので、お答えを申しあげたいと思います。

年代別に申しあげますと、20歳が対象者222人に対し受診者26人ということで、受診率は11.7%であります。25歳が対象者253人に対し受診者が53人、受診率は20.9%、30歳が対象者254人に対し受診者66人ということで、受診率26.0%、35歳が対象者256人に対し受診者66人で受診率は25.8%であります。40歳が対象者257人に対して受診者93人、受診率は36.2%となっております。

受診率はおおむね県平均を上回っているわけでありますけれども、受診率の動向につきましては、 先ほど辻議員がおっしゃられましたように県平均と同様に若い世代ほど低くなっているという状況 にあります。子宮頸がん無料検診につきましては、市報掲載と同時に対象者にイラスト入り48ページの女性のためのがん検診手帳と無料クーポン券を個別に発送して、受診の勧奨を行ってきたところであります。今後は若い世代の受診率向上を図るという観点から、成人式を活用しての周知方法

などもとっていきたいと考えています。ちなみに、平成22年の成人式における女子の参加者224人の対象者に対して169人ということで、参加率は75.5%ということであります。同級生同士の周知でありますとか、波及効果が大いに期待されるものではないかと期待しているところであります。

以上であります。

髙橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時52分

再 開 午前11時10分

髙橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。辻議員。

辻 登代子議員 1問に対する御答弁をいただきまして、私の意図するところでございました。ま ことにありがとうございます。

実施することに対しての本市の女子児童に対する今後の取り組みについて、詳しくお伺いしたいと思うんですけれども、大蔵村などにおきましては医師を招いての講習を行っているそうでございます。本市に対してどのような方法をやられるのかお願いします。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 子宮頸がんワクチンの予防接種については、御案内のとおり先ほど申しあげましたけれども、現在のところ任意接種に位置づけられておりますので、当然ながら対象者、保護者の皆さんにも十分な説明が必要なのではないかと思っているところであります。そういった意味で説明会なども催していかなければならないと思いますし、説明会の内容については子宮頸がんという病気についての正しい知識と予防についての普及啓発ということの意味合いも兼ねて、専門の医師による講演なども行いながら説明会を開催をして接種率の向上に努めていかなければならないと、現時点で考えているところでありますので、御理解を賜りたい。

髙橋勝文議長 辻議員

辻 登代子議員 県において、中学校1年生から高校1年生までと実施されるようでございますけれども、本市におきまして何歳から実施されるのか、年齢の範囲をお願いしたいと思います。

そしてなるべく早い時期に実施していただくようにお願いしたいと思いますが、そのことについて御答弁お願いいたします。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 対象年齢については、先ほどおっしゃいましたように県の取り組み対象者ということもありますから、その辺も十分念頭に置きながら、具体的にはもう少し検討させていただきますけれども、国あるいは県の対応を踏まえて実施をしていくことになるんだろうと思っているところであります。

そういった意味で、先ほども御答弁申しあげましたけれども、国・県の事業の実施要項と申しましょうか、そういったものが固まり次第、もちろん医療機関との調整、説明会の実施も踏まえて実施をしていくことになりますが、できるだけ早く実施をしていければと思います。できればもちろん年度内にということも念頭に置きながら進めていきたいと考えているところであります。

髙橋勝文議長 辻議員。

辻 登代子議員 なるべく早い時期に実施されたいと市長からお答えいただきました。ありがとう

ございます。

これも実例でございますけれども、私の知人40歳の方で高校生と中学生を持つ二人のお母さんですが、7年前に前の月まで何ともなかった人が不正出血のために産婦人科に行ったところ、初期の子宮がんと診断されて河北病院で手術されたそうです。当時は、子宮頸がんに対する知識もなく周知も余りなされておりませんでしたので、定期健診は全く受けていなかったということでした。現在は、手術後は定期健診は受けておられるようでございますが、こんなに簡単に子宮頸がんにかかるとは夢にも思っていなかった。子供に対しても、こんなに恐ろしい思いは絶対させたくない。そして定期健診は勧めていかなければならないと言っておりました。

現在において、子宮頸がんにかかる女性は乳がんに次いで4番目に多く、1日に7人ほどの命が失われているといいます。命を守るには早期発見、早期治療が一番大事なことであります。子宮頸がんは女性特有のがんで、ワクチン接種と定期健診でほぼ100%予防できるがんであります。定期健診受診率100%を目指していただきたいと思っております。そして、本市におかれましてもワクチン予防接種の公費助成の早期実現をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

杉沼孝司議員の質問

髙橋勝文議長 通告番号4番から6番までについて、6番杉沼孝司議員。

〔6番 杉沼孝司議員 登壇〕

杉沼孝司議員 おはようございます。

私は、新政クラブの一員として市内の多くの若者夫婦や市民から寄せられた意見について、通告番号に従い一般質問に入らせていただきます。

本質問の中で一部ただいまの辻議員の質問と重なる部分があろうかと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

通告番号4番、寒河江市の人口増加対策について伺います。

山形県によりますと、平成22年9月の県人口は推定値で自然動態で313人の減、社会動態で81人の減で、前月より394人減少し117万1,060人であったと発表されました。これは昭和25年の135万7,347人と比べますと、実に18万6,287人、13.7%の減少となっております。また、国勢調査によると本市の人口も平成17年が最高で4万3,625人であったものが、県の推計では平成21年10月には4万2,937人、688人、減少しております。まだ、全体の1.5%ほどでありますが、一度下がり出すととどめがきかなくなる可能性があります。しかし、人口増加対策が功を奏したのかどうかわかりませんが、人口が増加している市もあるようです。

私は前にも申しあげた経過がありますが、山形県改革推進室の推計によりますと、県の人口は平成67年には63万1,000人と現在の約半分近くに、本市においても3万1,732人と72.73%となり約3割近くも減少するようであります。このままでは本市の消費や生産の減少により地域経済の衰退を招き、税収減はもとより国からの人口割の交付税などの減少等も危惧され、市の運営に支障が出ることが心配されます。地域経済を活性化させるためには、何よりも消費と購買力が重要であると考

えられます。そのためには、何としても定住人口の増加を図る必要があろうかと思います。

厚生労働省の人口動態統計によりますと、2009年の合計特殊出生率では全国平均は1.37%、山形県の平均は1.39、前年より0.05の減少、本市では1.33で前年より0.18減少しております。県の平均より0.06下回っている。しかも、平成9年度の1.71から見ると、0.38も減少しております。しかし、県内の市町村を見ると、最高が、これも先ほど名称は出ておりましたけれども大蔵村の2.69や近隣市町でも1.75や1.66となっているところもあり、本市はワースト5となっている現状であります。それはなぜ、どこに、どんな問題があったのか分析する必要があると思われます。

そこで伺いますが、本市では問題点の分析等はどうであったのか。人口減少を食いとめる施策と して人口目標の設定や人口増加対策はどうなされていたのか伺います。

次に、人口増加対策としての子育で支援についてお伺いいたします。近年、結婚した若者が親とは別居の新婚生活を送っている。これは昔と違って新婚夫婦が気兼ねなく楽しく暮らすということから、何も不思議ではないと思います。本市の若者夫婦が本市内のアパートでも借りて暮らすのであれば何も問題はないところであります。ところが最近、結婚し、子供を産み育てるに、アパートや子育ての面で近隣の町の方がよいと、本市内に住まないで他の市にアパートを借りるというのであります。その親御さんたちより「こんなことでは寒河江はうまくないのではないか」と言われております。何が原因か、どこが悪いのか、寒河江に住みたい、住んでよかったと言われる市を目指している我が市としては非常に残念なことであります。その要因の一部として、一つに医療費の補助等は考えられないか。事故や事件が起きてからの対処や処置では、必要以上の費用やエネルギーが必要になってくるものです。人口の減少も同じものではないのか。病気やけが、住居についても同じこと。事が起こってからの対処よりも予防が大切なのではないでしょうかということであります。

佐藤市長は、市長選時の公約の一つに就学前児童の医療費無料化を掲げ実現されました。私は、初当選した翌年の第2回定例会で、人口増加対策のための一つとして中学3年までの医療費無料化について問題提起しましたが、残念ながら成就できませんでした。県内では、既に6市町村が中学3年までの入通院費の医療費無料化、8市町村が独自で入院費の医療費無料化への助成を行っておるようです。若者、若夫婦が住みたくなるような町とするため、人口の増加と子育て支援のためにも中学3年までの医療費無料化をすべきと思うが、どうでしょうか。市長の御所見をお伺いいたしたいと思います。

二つ目として、本市では子育て支援として各地区の公民館等を利活用した子育でサロンや子育で支援センター及びハートフルセンター内に児童センターがありますが、その利用状況はどうなっているのか。また、近隣市町の施設と比べどうであるかお伺いいたします。

次に、婚活支援についてお伺いいたします。青年男女が、将来にわたって健康で明るい家庭生活を送るためには結婚と子供ということが欠かせないものと思われます。近年、未婚の男女が職業を問わず多くなっているようであります。昔は男女を結びつけて結婚へと導いてくれる仲人さんが地域地域におりましたが、今はお見合いで結婚するような人は非常に少なくなっております。その結果、女性に対して積極的に行動を起こせない若者が多くなっているのではないでしょうか。

寒河江市商工会青年部主催の若者交流パーティーやJAでは婚活支援のため「あぐりん、夢、倶楽部」を設立し、婚活支援を行っているようであります。先日、隣の村山市の甑葉プラザで行われ

た婚活パーティー等では、早速二組のカップルが誕生したと聞いております。婚活支援について行政としての支援や関与はどのように進めていくのかお伺いいたします。

次に、かつて日本は先進国の中で定期接種ワクチンの種類が多い方であったそうです。しかし、今は半数近くが任意接種となり、日本のワクチン接種等は後退したと言われているそうであります。インフルエンザワクチンは1994年に任意接種になり、日本脳炎ワクチンは5年前副作用が問題となり厚労省が接種中止勧告を出しました。逆に、アメリカなどではB型肝炎、水痘、子宮頸がんワクチン等が定期接種となってきております。特に、先ほどもありましたけれども、子宮頸がんについて厚労省の発表によりますと、年間発症数は先ほどの辻議員の質問の中では約8,500人とありましたが、1万6,000人と発表されております。死亡者数も2,486人で死亡率15.5%と高い死亡率となっている大変危険なものです。子宮頸がんはワクチン接種で予防できる唯一のがんと言われるそうです。

子宮頸がんや細菌性髄膜炎、肺炎球菌へのワクチン接種については、これまで同僚議員からも質問がありましたが、なかなか前に進まずにおりました。他市町村あるいは全国的に人口増加対策や子育て支援のため一部助成から全額助成によるワクチン接種を行い、本人も家族も不幸になるがんの発生を抑え、さらには将来の医療費の抑制につなげている自治体も数多く出ているのではないでしょうか。厚労省もようやく腰を上げ、子宮頸がん、細菌性髄膜炎、小児用肺炎球菌に対するワクチンの無料接種のための緊急対策として、10年、11年分の補正予算を計上されました。待ちに待ったワクチン接種であります。このことを受け、12月議会に補正予算を計上し接種していく市等もあるようですが、市民の健康維持と将来の医療費抑制のためにも本市ではどのように対応していくのか伺いたいところですが、先ほどの辻議員への答弁で一部この辺については承知しましたので、除かせていただいても結構です。

次に、通告番号5番、本市農業の振興策について伺います。ことしは春先の低温、長い夏場の猛暑と、異常気象に見舞われました。政治の世界では政権交代から内閣の交代、尖閣諸島問題、北方領土問題、国内は不景気が続き国民の生活が第一というときなのに景気回復のための補正予算案がようやく成立したという状況であります。ことしの秋の米価の下落、突然降ってわいたような環太平洋戦略的経済連携協定、略してTPPへの参加検討と目まぐるしく変わる農政に、国民の台所を担う農業者が不安と失望にさいなまれております。

しかし、地域の基幹産業としての農業についてただ振り回されているだけにはいかないのではないでしょうか。寒河江型農業としての根幹を守り、市勢発展の源としての本市の農業振興をどう図っていくのか。市長の農業に対する将来ビジョンをお伺いいたします。

次に、通告番号6番、農作物に対する鳥獣被害防止対策についてお伺いいたします。

ことしは春先からの異常気象、夏の猛暑の影響かナラ枯れやブナ枯れの弊害が大きくクマの食物であるナラの実やブナの実がなく、クマは食糧を求めて里前や町中までおりてきては畑作物や果樹へ、さらには学校や施設、民家にまで立ち入って人的被害や作物への被害をもたらしております。本県のみならず、全国的な被害状況となっており、クマ目撃の情報、届け出はほとんど毎日寄せられておりました。クマは冬眠するまで空腹を満たすため食糧を求めて、これからも住居地域まで出没することは間違いないのではないでしょうか。

平成21年度の山形県鳥獣被害額は8億3,000万円ほどあったようですが、ことしの本市での農作

物被害の状況はどうであったのか。鳥獣被害への対策はどうなされたのか。また、有害鳥獣駆除に 当たる狩猟者は若い人が少なく高齢者が多くなっていると聞いておりますが、本市の猟友会の組織 はどうなっているのか。また、鳥獣被害防止特別措置法により、市町村は被害防止計画の作成を求 められておりますが、これらはどうなっておるのか。

次に、狩猟免許所有者が全国的に高齢化し、狩猟者が減ってきていることから、有害鳥獣駆除のため自治体職員や警察OBに狩猟免許取得の要請を行っている自治体があるようですが、本市では狩猟免許所有者の育成についてどのように考えておられるのか。また、有害鳥獣駆除における人的被害の保険加入等について市の支援等もし、市民生活の安心・安全を図るべきと思いますが、どうでしょうか。お伺いいたしまして、私の第1問といたします。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 杉沼議員から大きく3点ほどでありますけれども、御質問をいただきましたので順次お答えを申しあげたいと思います。

初めに、人口増加対策について何点か御質問をいただきました。寒河江市の人口については昭和40年以降微増を続けてきたところでありますが、平成17年をピークに微減に転じている状況は御案内のとおりであります。合計特殊出生率については、これまで県平均よりも高く1.5以上の数字で経過してきておりましたが、平成21年の合計特殊出生率は、杉沼議員御指摘のとおり1.33と大きく減少いたしました。これは平成21年の出生数が302人と、前年を60人も下回る過去に例のない減少であったため、それに連動して出生率が減少したものと認識しております。合計特殊出生率が1.33に減少した理由は何か、どう分析しているのかというお尋ねでありますけれども、言いかえればなぜ出生数が減少したのかということになろうかと思います。

結論から申しますと、さまざま検討いたしましたけれども、出生数が減少した原因を明確に特定することはできないという現在の状況であります。出産可能年齢の女性の年代別の転入転出状況を平成17年度とも比較してみたところでありますが、特に関連性は認められなかったところであります。また、婚姻届の件数を年ごとに分析もいたしましたが、ここ5年では平成19年が180件と最も少ないということで、このことが出生数の減少の一因になっているとも思われますけれども、はっきり確認はできておりません。さらに、平成20年秋以降のリーマンショックの景気悪化の影響などによって平成21年度有効求人倍率が大きく減少しているわけであります。因果関係があるように見受けられたところでありますけれども、ことしの出生数、去年は302人ということでありましたが、ことしの出生数、年間で340人程度に持ち直すことが予想されているところであります。因果関係という点では薄いように思われるところであります。

これらのことから推測いたしますと、出生数が全体として減少傾向にある中で、平成21年においては一時的に極端に減少したのではないかと見ておるところであります。

次に、これまでの人口目標の設定、さらには人口増加策についてのお尋ねでありました。現在の第5次振興計画では、人口目標が設定されておりません。これは平成17年から日本全体が人口減少に転じ、それが加速的に進むと見られ専門家においても将来の人口を推計することは非常に困難という指摘がありましたことから、人口増加を目指した施策を実施はしていくものの、人口目標を設定しないということにしたものと伺っているところであります。

次に、これまでの人口増加対策についてはどうだったのかということでありますけれども、現在 ほなみ団地を整備中でありますが、土地区画整理事業によりまして新たな市街地を形成する。 さら にはみずき団地などの宅地開発を実施して良好な宅地を提供するとともに、都市基盤整備事業によって暮らしやすい環境の整備を行うなど安全で快適な居住環境を提供する施策を実施してきたところでございます。

また、定住者をふやしていくためには、働く場の確保が欠かせないものであります。工業団地の整備と積極的な企業誘致に取り組み、就業機会の創出に努めてきたところであります。さらに、私も就任以来子育て支援を重視し、医療費の無料化の拡大、中学校給食の実施、さらには保育所待機児童の解消などに取り組み、安心して産み育てやすい環境づくりに努力しているところであります。こうした、総合的な視点に立って人口対策に向けた取り組みを鋭意進めているところでありますので、御理解を賜りたいと思っているところであります。

次に、子育て支援のための医療費の無料化についてお尋ねがございました。

子育て支援のためには、三つの施策の充実が肝要であると認識しております。一つは子育てを住民、市民、家庭、地域、事業所、行政など社会全体で支えようとする意識の醸成であります。二つ目には、母子保健、医療施設、保育施設、小中学校等の教育施設などの子育てに必要な制度、そして施設の充実であります。三つ目は、子育て家庭に対する経済的な支援であります。子供の年代に応じて家庭の経済負担が大きくなってまいりますので、その年代に応じた負担軽減のため各種の経済的支援制度の充実が求められているところであります。このため、市といたしましては寒河江市次世代育成支援行動計画、「子どもすこやかプラン」に基づきまして、今年度子育て推進課を創設してさまざまな施策に総合的に取り組んでいるところであります。

御質問のありました子育て支援の医療費給付制度につきましては、子育て家庭に対する経済的な 支援などに関する重要な取り組みであります。子育てを社会全体で支援するという理念から、国じ ゅうの子育て家庭が等しくその恩恵に浴するべきものであって、国・県に対し制度の充実を要請し てきたところであります。

国においては、子育て家庭に対する経済的な支援として新たに月額1万3,000円の子ども手当を 創出いたしたわけでございます。寒河江市におきましては、平成22年度当初予算において市負担分 7,500万円を含めた8億7,100万円を予算計上して市内の子育て家庭に子ども手当が支給されている ところであります。

一方、子育て家庭の経済的な支援策として医療費の無料化につきましては、地域座談会などでも話題になって要望がありました。大きな関心が寄せられているということは十分認識しているところであります。私としてもこれで経済的な支援が事足りるとは毛頭考えておりませんし、医療費無料化につきましても現在の就学前までで十分とは考えておりません。本来であれば、国・県での施策対応が望まれるところでありますが、今後の国・県の動向などを踏まえて来年度の予算編成に当たり、市としてのさらなる取り組みを検討していかなければならないと考えているところであります。

次に、子育てサロンについてでありますけれども、地域での子育て支援として、地区公民館等を会場に乳幼児を持つ母親が子供を連れて気軽に集い親同士や親子の交流を支援する子育てサロンを 平成19年度から開設しているところであります。参加者数は平成20年度が374人、平成21年度が566 人となっております。事業内容につきましては、地区公民館やハートフルセンター、また市外の施設や公園などを利用しながら親子での遊びや本の読み語り会などでの各種事業を工夫して実施しているところであります。

次に、児童センターについてお尋ねがございました。子供たちが健全な遊びを通して健康を増進するとともに豊かな情緒を養うことを目的とした施設でございます。現在の児童センターは平成8年に開設し、だれでも自由に利用できる自由来館型となっております。安心・安全に利用しやすい環境づくりに努めているところであります。利用状況につきましては、平成20年度につきましては3万1,800人、平成21年度は2万5,388人の利用者数となっております。平成21年度については、新型インフルエンザの影響もあって若干利用者数が減っている状況でございます。

次に、子育て支援センターでございますけれども、支援センターは児童センターを中心施設として毎週水曜日相談員が出向き、子育てに関する相談や情報提供、親子遊びやおはなし会など各種事業を実施しているところであります。利用状況につきましては、平成20年度が1,800人、平成21年度が1,902人の利用者数となっております。

次に、他の自治体の子育で施設はどうかという御質問もございました。例えば、東根の総合保健福祉施設さくらんぼタントクルセンターでありますが、子育で支援施設や保健福祉施設、医療施設、また大ホールや市の子育で健康課の事務室等が入っている総合複合施設でございます。平成8年にオープンした本市のハートフルセンターなどを参考にして平成17年4月に開設したと伺っているところであります。確かに、利用者数も多く充実しているようでございますけれども、本市におきましても子育で支援施設等に年間3万人もの多くの方が御利用いただいているところであります。今年度は児童センターに新たな遊具等も設置するなど施設の整備充実を図っているところであります。今年度は児童センターに新たな遊具等も設置するなど施設の整備充実を図っているところでございます。また、ことし10月から地域子育で指導員を配置し、子育で家庭に対する育児相談や指導、育児サークルの育成支援、さらには子育でに関するさまざまな情報提供を行うなど支援センター体制を充実強化しているところであります。今後とも寒河江市独自の、子供を産み、育てることができる環境の整備、子育で支援に一層取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、婚活について御質問がございました。御質問にありました寒河江市商工会青年部主催のイベント、さらにはJA主催のイベントについて、市においても共催や後援をさせていただき、また市報への掲載や市の施設へのポスター掲示により市民への周知と参加者募集への協力をさせていただいているところでありますし、商工会青年部の事業については市としても財政的な支援も行っているところであります。今後、このような婚活に結びつくようなイベントが民間サイドで企画された際には、市としてもできる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

現在、県とNPO法人におきましてより広域的な参加者の募集を図るため、村山地区の市と町の 共同によるイベントを来年度開催すべく準備をしているところであります。寒河江市におきまして も、企画の段階から加わり多くの参加者を募るなど、所期の目的が達成されるイベントとなるよう 努めていっているところであります。いずれにいたしましても、市といたしまして、このような若 者の出会いの場の提供いわゆる婚活事業については、積極的に支援・協力して仲人役を果たしてい きたいと考えているところであります。

次に、子宮頸がん、細菌性髄膜炎、肺炎球菌へのワクチン接種につきましては、先ほどもお答えを申しあげましたが、子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては辻議員にお答えしたとおりであ

りますけれども、ヒブワクチン、それから小児用肺炎球菌ワクチン接種につきましても国・県の対応を受けまして市としてもできる限り早目に対応していくよう準備をしているところでありますので、御理解を賜りたいと思っているところであります。

次に、寒河江市の農業の振興策についてお尋ねがございました。申すまでもありませんけれども、 農業・農村は国土・環境保全など多面的な機能の発揮や地方経済雇用の安定にとって極めて重要な 役割を担っているわけであります。政府におけるTPP加盟については、国内農業の状況及び生産 者団体の要請などを踏まえ十分な検証と国民的議論を経た上で、国益全体の視点に立って慎重な検 討をお願いしたいと考えているところであります。

本市の農業振興につきましては、TPPの加盟いかんにかかわらず農業の構造改革を行い、新たな時代に向けた農業振興をさらに進めていかなければならないと考えているところであります。これまで、寒河江市は自然環境に恵まれさくらんぼを初め多くの農産物が生産されているわけであります。特に、園芸作物の施設化と観光農業の振興による「寒河江型農業」を推進してきたところであります。しかしながら、農業従事者の高齢化や担い手不足、産地間競争の激化などによりまして、生産体制の整備やブランド化の推進が大きな課題となっているのも事実でございます。これらの課題に対応するために今後は今まで築き上げました「日本一さくらんぼの里さがえ」の知名度に甘えることなく、高品位さくらんぼ生産体制の整備や寒河江ブランド農産物の確立に努めるとともに、生産者の顔が見える6次産業化の推進により多様な流通体系に対応した販売戦略を構築することによって、消費者や市場ニーズに対応した生産体制の整備が必要と考えております。

さくらんぼにつきましては、長期生産体制の確立と天候に左右されない高品質のさくらんぼ生産を行うため、無加温ハウスと低木Y字仕立てハウスの普及を推進してまいりたいと考えております。また、西郡が一体となったトップセールスの実施により農産物の積極的な売り込みや子姫芋やもって菊などの伝統野菜の産地化を図ることによりまして、一層のブランド化の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

水田農業の振興につきましては、戸別所得補償制度の加入を促進し、農地の利用集積を進めるとともに振興作物の拡大を図り農業経営の安定を図っていく考えでおります。また、担い手育成対策としては積極的に補助事業を活用しながら、新たな認定農業者の育成・確保を図るとともに関係機関で組織する新規就農者支援協議会を核として農業大学校等との連携を図るとともに、本市独自の支援策であります担い手新規就農支援事業を活用して幅広い新規就農者の育成確保を図っていかなければならないと考えているところであります。

最後に鳥獣被害対策について御質問ございました。ことしは全国的に例年にないクマの発生が多く目撃されたところであります。本市におきましても例年の3倍近い目撃や被害が報告され、これまで猟友会によります6頭のクマが捕獲されたところであります。

平成22年度の市の鳥獣被害額のお尋ねでありましたけれども、現在年度途中であります。まだ被害額がまとまっておりません。平成21年度については、先ほど御指摘のとおり6,300万円の被害が報告されているところであります。桜桃、ブドウ、リンゴ、西洋ナシなど果樹の被害が多く、鳥獣ではムクドリ、スズメ、ハクビシン、ウサギなどによる被害が多くなっていたようであります。その対策として、市におきましては警戒看板の設置あるいは広報車による広報活動、さらには全世帯にチラシ配布などを行って対策を講じてきたところであります。また、猟友会と鳥獣捕獲の委託契

約を行いまして、年間を通じて農家や農業団体からの被害報告に基づき、わな設置や銃器による捕獲をしていただいているところであります。

猟友会の組織でありますけれども、市内には狩猟の免許所有者が50名いらっしゃるわけであります。そのうち34名の方々で猟友会を組織していただいているところであります。会員の平均年齢につきましては58.5歳となっております。

次に、鳥獣被害防止法特別措置法による市町村の被害防止計画についてでありますけれども、県内の計画作成状況、35市町村中11の市町村で作成されております。寒河江市では作成しておりませんが、作成している市町村は奥羽山系に近い猿の被害を受けている市町村が多くあります。猿については、集団で広範囲に移動し農作物に対して甚大な被害を及ぼすために、広域で被害防止計画を作成していると伺っております。クマにつきましては、県の保護計画に基づいて捕獲頭数が制限されております。その都度捕獲申請を県に提出をして許可を得て捕獲しているわけであります。その他の鳥獣につきましては市町村独自で対応しているところであります。寒河江市の被害防止計画の策定については、今後被害の動向を見据えながら検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、狩猟免許取得者の育成について御質問がありましたが、狩猟免許には銃、わな、網の免許があって、市内では50名の方が狩猟者として登録されているわけであります。特に、今年のようなクマによる農作物の被害が出た場合には、猟友会の協力をいただいて有害鳥獣駆除対策をとらなければいけないために、今後とも猟友会を通じて狩猟免許所有者の育成をお願いしていきたいと考えているところであります。

最後に、人的被害の場合の保険加入の質問がありましたけれども、先ほど来申しあげておりますとおり市の方では猟友会に対して年間を通して捕獲業務を委託をし、例年定額の委託料を支出しているところであります。また、ことしのようなクマの被害が多発した場合には対策会議を開いて行政、農業団体との協議の上、予算を確保しお願いしているところであります。これらの委託経費の中で、保険加入についても対応していただいていると認識しているところであります。

以上であります。

髙橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時04分

再 開 午後1時00分

髙橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

杉沼議員。

杉沼孝司議員 先ほど市長から御答弁いただきました。ありがとうございました。ただ、新幹線開通したような、早くて答弁がわからなくてあっちこっちと、そんなこともありますが、時間も時間ですので3点ほど絞ってもう一度お尋ねをしたいと思います。

一つは医療費の無料化についてであります。先ほど市長の答弁では、子ども手当の創設や国や県の対応等も踏まえてということであったようですが、人口の増加を目指さなくてはならない本市としては、近隣市並みの医療費の無料化は避けて通れない問題ではないかと思っております。いきなりできなくても、段階的に拡大するなどの施策は必要であると思いますが、大変くどいようで申し

わけありませんが、もう一度市長の考えを伺い、この質問を終わります。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 医療費無料化については、杉沼議員おっしゃるとおりと私も考えております。現在 の就学前までで十分だとは、毛頭考えておりません。段階的な引き上げというものを検討して、来 年度の予算編成に向けて鋭意検討していきたいと考えております。

髙橋勝文議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 ぜひ、前向きに検討していただけるようにお願いを申しあげたいと思います。

髙橋勝文議長 杉沼議員。マイクを使ってください。

杉沼孝司議員 次に、米価の下落やTPPの参加、そして本市農業の将来ビジョン、これらについてお尋ねをしたいと思います。今、これらの中では進む地球温暖化、これらに対応した作物として米については猛暑にも強かったブランド米のつや姫が立証されましたが、その他の作物についての今後の取り組み、見通し、これについてともう一つ、今週の米価下落により農地の賃貸借解消、これらが言われております。水田が地主に返されているというのが、私らも歩いてみますとそっちこっちで言われる。散見されております。これまでの貸し手は非常に心配している。これらの農地は管理するものがいなくなり荒廃農地となることが心配されますが、この問題にどう対処しゆくか市長の考えをお伺いしたいと思います。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 農業の問題は大変重要な問題でありますし、今日的な国際情勢も絡んで大変これから厳しい状況になろうかと思います。もちろん、つや姫、明るい話題もあるわけでありますけれども、その他のさくらんぼはもちろんでありますけれども、園芸作物、ラ・フランス、リンゴ、これは西郡全体の問題でありますけれども、ぜひブランド化に向けて鋭意努力していかなければならないと思います。それからその他のバラ、花卉、さらには先ほども申しあげましたけれども伝統野菜などについても、我々としてはそれを寒河江の特産物として普及・発展させていきたいと考えているところであります。

農業を取り巻く情勢が具体的にあらわれる農地の問題というものも、大変懸念される問題になってきているところであります。農業者の皆さん、関係団体ともそこら辺は十分協議をさせていただいて、我々として寒河江がさらに農業地帯、農業地、生産地帯として発展していくように努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申しあげたいと思います。

髙橋勝文議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 最後に、農作物に対する鳥獣被害防止対策、これらについてもう一度お尋ねしたいと思います。

先ほどの答弁では、猟友会の方に応分の負担をしながら、計画的に駆除を行ってきたということでありましたけれども、猟友会の方よりお話をお聞きするところによりますと、ことしの、特にクマへの捕獲に対しましては一部の会員でしか対応できずに、捕獲用のおりは毎朝夕見回りが必要であり、非常に大変であったということを聞いております。このままでは今後対応し切れないということから、会員で希望者を募り有害鳥獣捕獲隊なるものを編成し対応していきたいと考えているようであります。

さらに、クマのことだけではなくて、先ほど市長も言われましたけれども、ハクビシンとか猿も

おりますが、今後さらに心配されるのがイノシシであります。イノシシ、既に寒河江市内にも入ってきておりまして、1頭で子供を産むのが、人もクマのように産まれれば人口減なんて心配しないで済むんだけれども、1回で6頭から7頭、多ければ八、九頭ほどイノシシは子供を産みます。したがいまして、一度発生しますとすごく被害が甚大なものになってくるということがありますので、猟友会の方々も毎朝見なければならないんだということになると対応し切れない。賃金にもならないという話がありますので、でき得る限りの支援をしながら被害を最小限食いとめられるようにお願い申しあげて、私の質問を終わりたいと思います。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 ことしは、近年にないクマの被害ということがあって、猟友会の皆様には大変な御苦労をおかけしたと思っております。心から感謝を申しあげておるわけでありますけれども、ことしの実績というものを十分猟友会の皆さんともお話をさせていただいて、来年に向けた対策の充実を図っていきたいと思っているところであります。

以上であります。

國井輝明議員の質問

髙橋勝文議長 通告番号7番、8番について、7番國井輝明議員。

〔7番 國井輝明議員 登壇〕

國井輝明議員 早速質問に入らせていただきます。

本定例会から一般質問が一問一答方式に変わったということもあり、皆様に質問の内容をよりわかりやすくするよう簡潔に質問するよう努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 私は、新政クラブの一員として、市民を代表し通告している課題について質問させていただきます。

初めに、通告番号7番、児童に対する安全教育についてお尋ねいたします。ここ数年、公共施設にのみならず至るところでAEDを設置されているのを目にいたします。ふと疑問に思うことは、我々大人の方でもAEDの正しい使用方法を理解している人はどの程度いるのか。また、正しい心肺蘇生法を理解している人はどのくらいいるのかということであります。いざというときの救命は、まさに一刻を争います。とりわけ、呼んだ救急車が現場に到着するまでの間、適切な処置が命をつなぐ大きなかぎを握る場合が少なくありません。心筋梗塞や不整脈などで突然心臓が停止した人を救うには、心肺蘇生法が重要になります。また、AEDが近くにある場合、それを速やかに使えるようにしなければなりません。救急車が到着するまで、居合わせた人が心肺蘇生の処置をした場合と何もしない場合とでは救命率は格段に違います。人の脳が酸素なしで生きていられる時間はわずか三、四分とも言われております。

一つ、私の体験談を申しあげますと、私が高等学校に在籍中、教室で授業中に同級生が突然の発作で倒れ、先生が心肺蘇生の措置を行ったということがありました。残念ながら生徒は亡くなってしまいましたが、これがもし先生がいないところでこうした事態が起こった場合、生徒だけで救急車の手配や心肺蘇生、またAEDの設置場所や使用方法がわかるでしょうか。生徒はパニックにな

り、先生を呼びにいく程度のことしかできないと思うのです。こうした事態に備えること、またこ うした事態への心構えも重要であると思うのです。

先日、山形新聞の社説で、このような記事を目にいたしました。

村山市消防本部は、本年度から市内の小学校高学年を対象に心肺蘇生法を指導する「子ども救命士」プロジェクトを事業化し、小学校側からの要請もあったこともあり6月から戸沢小学校を皮切りにスタートさせたとのこと。3から6年生時に段階的に計約1時間半の「子ども救命士養成カリキュラム」を受講してもらい、受講を終えた子供たちには「子ども救命士」の認定証が交付されるとのこと。同本部の救命士や救急隊員が、小学校を訪れ人形を使っての心肺蘇生法を指導。ハンカチなどを傷口に当てて強く押さえる直接圧迫止血法などの外傷処置やAEDの使用法など応急処置の仕方もあわせて指導しており、学校からの要請があれば順次講習を行っていくというのです。

現在、小学校教育課程では我が身を守ることを最優先に指導しており、このことがとても重要であることは私も認識しておりますが、私は小さなころから救急救命を要する不測の事態に備えるべきではないかと考えます。先ほどから申しあげておりますが、いざというときに適切な処置ができるかが大きく大変重要でありますので、小学校の高学年時から心肺蘇生法やAEDの使い方を指導・学習していただき、これまで以上に危機意識を高めていかなければならないと私は考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、通告番号8番、中学校給食について何点かお尋ねさせていただきます。

これまで、各定例会や懇談会で中学校給食実施に向けた詳細にわたる御報告をいただいており、 経過は順調であると認識しております。これまで、中学校給食を実施するに当たっての基本的な考 え方、具体的なところでは給食の内容、開始日、年間実施回数、献立作成に当たっての考え方、ま た業務委託の内容については調理場施設・設備の概要、設備の進捗状況、調理従事者等管理運営体 制について詳細に御説明をいただいております。

来年度4月実施に向け、残り半年を過ぎておりますが、以下のことについてお尋ねさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

- (1)給食費等会計処理についてであります。
- 一つ目、会計処理方式はどのようにするのか。小学校給食との関係はどのように考えているのか。
- 二つ目、給食費の額はどのように決定していくのか。
- 三つ目、徴収方法はどのように考えているのか。
- (2)食材の購入についてお尋ねをいたします。
- 一つ目、地産地消の推進等食材の購入に当たってはどのように考えておられるのか。
- 二つ目、食材納入業者の選定はどのように行うのか。
- (3)中学校給食における給食の実施体制等について、学校における給食の受け入れから終了までの流れについてお尋ねをいたします。
 - 一つ目、調理師を配膳員として充てることをどのように考えているのか。
 - 二つ目、配膳員の配置及び業務内容はどのようになるのか。
- 以上、大きく3問7点について教育委員長へお尋ねいたしますので、現在の進捗状況も含め御答 弁をよろしくお願いいたします。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 國井議員からは、児童に対する安全教育ということで御質問がありました。小学生 のときから心肺蘇生法あるいは A E D の使い方を教えていくべきではないかという御提案であります。お答え申しあげたいと思います。

だれもが、災害時あるいは平常時であっても事故や疾病等によって突然命の危険にさらされるという可能性は持っているわけであります。そのときに助かるかどうかの分かれ道として、適切な救命措置が施されたかどうかということが大きい要因になろうということであります。先ほど、國井議員の御質問の中でも御指摘があったわけです。その際、救急車が現場に到着するまでの間の救命措置というのが重要になってくるわけでありますけれども、もし万が一、大地震などの大規模災害が発生した場合、消防などの公の機関の対応というのはほとんど現実的には不可能な状態になるのではないかと想定されます。そのときにはまず、家族同士での対応あるいは共助と言えるような自主防災組織あるいは消防団を中心とした地元の住民の方の助け合いによる救命処置というのが大きな力になっていくというのは、自明のことかと思います。

このような事態を想定して、市の方では毎年市の防災訓練の中におきましても、応急処置訓練として心肺蘇生法やAEDの使い方の訓練なども行っているわけであります。また、消防本部におきましては、西村山地方救急医療対策協議会との連携によります各救急講習会を初め、各自主防災組織が主催をします各地区での防災訓練あるいは各事業所そして各小中高校における応急処置の指導なども実施しているところであります。

消防本部におきますことし1月からこれまでに行いました寒河江市管内の講習会等での指導件数、40件であります。そのうち小学校での講習会は、教職員と保護者を対象にしたものが9件、児童も含んだものが1件ということで、小学校では合わせて10件ということであります。中学校では、教職員と保護者を対象にしたものと生徒を含んだものがそれぞれ1件の計2件となっております。さらに、高校におきましても生徒を含んだ講習会が1件ありまして、小中高合わせると13件の講習会が行われ指導が行われてきたという報告があるわけであります。今申しあげましたように、学校自体としての救急救命への対応というのはある程度進められてきているわけでありますけれども、児童生徒を対象にした講習会となりますと、先ほど申しあげましたとおりほとんど行われていないというのが実情かと思います。何よりも、とうとい命を守るためには、救急の事態に対し即座に対応していくということが求められるわけであります。小さいときからAEDなどの救命機器に接しながら心肺蘇生法やAEDによる訓練をできるだけ多く受けることによって救急に対する関心を持ってもらえるわけでありますし、実質的にその方法を身につけてもらうということは大変効果があると思っております。実際に、子供でありながら救命に寄与することもつながっていくと思っています。

國井議員からの御提案であります大変重要な取り組みであろうと考えますので、先ほどお話がありましたけれども村山市の事例なども十分これから参考にさせていただいて、寒河江市にとってどういうやり方がいいのかどうかなども検討しながら、今後消防本部、さらには教育委員会等とも一緒になってお互いが連携を取り合いながら、ぜひ前向きに取り組んでいきたいと考えているところであります。

以上であります。

髙橋勝文議長 渡邉教育委員長。

〔渡邉滿夫教育委員長 登壇〕

渡邉滿夫教育委員長 國井議員より大きくは3点、3問、7点にわたるお尋ねがございました。順 を追ってお答えいたします。

まず初めに、給食費などの会計処理についてどのように考えておるかという点についてでございます。学校給食の運営に必要な経費のうち保護者が負担すべきものとされております給食の食材費、いわゆる給食費に関する会計処理につきましては、学校長が集金しこれを管理する「私会計」と当該市町村の予算に計上して処理する「公会計」の二つの方法が認められておりまして、いずれの方法によるかは設置者たる市町村の判断に任せられておるとなっております。現在実施いたしております本市の小学校給食につきましては、それぞれの学校に調理場がある自校調理方式であり、食材もそれぞれにおいて購入していることから、会計処理は私会計方式で行っております。小学校につきましてはこの方式が現に定着していることから、この方式を継続してまいりたいと考えております。

一方、お尋ねの来年4月からの中学校給食につきましては、既に御案内のとおりでございますけれども、民設民営方式による給食センターにおいて3中学校分約1,400食を一括して調理し、それを各中学校に配送する方法で準備をしております。また、使用する食材につきましても、市が一括して発注し給食センターに納入することとしております。このようなことから、それぞれの中学校が個別に会計処理を行うことは適当でなく、一括して処理することが最も適切であると考えております。このため保護者からの給食費の徴収及び食材購入費の支払いなどの会計処理につきましては、3中学校分を一括して市の一般会計歳入歳出予算の中で処理する方式いわゆる公会計方式により行ってまいりたいと考えております。

次に、給食費の額につきましては御飯や牛乳、おかずなどの食材の実費相当額について保護者から負担していただくものでありまして、県内の状況などを参考にするとともに物価の動向等を勘案しながら設定してまいりたいと考えております。

次に、給食費の徴収方法についてでございますけれども、口座振替により市が保護者から直接徴収する予定であります。この件、先月には来年の入学予定者を含め保護者を対象とした説明会を各中学校等において開催し、中学校給食の実施内容やただいまのような諸手続等について説明し、御理解と御協力をお願いしたところであります。

大きくは2番目の御質問、食材の購入についてお答えを申しあげます。まず、地産地消の推進につきましては、食育など教育的意義が大きく取り組まなくてはならない課題の一つに位置づけておりまして、これまでJAの協力を得ておりまして、生産者の組織づくりを進めておるところであります。その結果、生産者の方に生産者組合を組織していただき、タマネギ、ジャガイモ、ニンジンなど、12品目の野菜につきまして生産・供給していただける予定となっておりまして、年度内にはこの点に関しましての協定書の取り交わしを行いたいと考えているところであります。

次に、食材の納入業者の選定についてでありますけれども、納入業者につきましては安全・安心な食材を確実にかつ安定して納入できる事業者を選定する必要がございます。このため、基本的にこれまで小学校給食において納入実績があり、学校給食の重要性や特殊性などを十分に理解している事業者の中から選定したいものと考えております。また、肉、魚、野菜、豆腐など、市内の事業

者が納入可能な食材につきましては市内の事業者から購入する方針で、注文した食材を安定して確実に納入してもらう観点から、それぞれの部門ごとに市内の関係事業者同士で納入組合を組織してもらって実施できるよう関係者の了解を得ているところであります。食材購入につきましてはこのような方向で準備を進めておりますが、地域経済の活性化につながっていければなと期待しているところであります。

大きくは3番目の御質問でありますが、中学校における給食の実施体制などについてお答えを申 しあげます。中学校の給食は、御案内のとおり御飯、パンなどの主食とおかず、牛乳の三つがそろ った完全給食を実施いたします。これらは給食センターなどからそれぞれの各学校に配送されます。 これらを学校が受け取るに際しましては、数量、品質について十分に確認する必要があります。ま た、受け取った御飯、パン、牛乳はクラスごとに振り分け、給食の時間まで安全かつ衛生的に保管 する必要があります。さらに、生徒たちが給食をスムーズにかつ短時間で準備し、ゆとりを持って 食べられるよう補助したり指導する職員も必要になります。また、給食受け入れ施設などの衛生管 理や給食に関する帳簿類の記入等の業務も伴います。これらの業務は、学校給食の衛生管理基準や 給食の内容、流れなどを十分に理解し、安全・衛生管理を確実に行う必要があります。また、改善 すべき点や生徒からの要望等があれば、それを私ども教育委員会などに報告し改善につなげていく、 あるいはフィードバックできることが必要であります。このように、各中学校において学校給食を 円滑に行うためには非常に大切な役割、部分であるものと認識しております。このため、これらの 業務を行う職員を、三つの中学校に新たに8名配置する予定であります。そのうち、当面各中学校 に1名以上は学校給食に関して専門的な知識・技能を有する調理師を配置することとし、それ以外 はパート職員を充てていきたいと考えております。業務内容といたしましては、今ほど申しあげま したことのほかに教育委員会が開催する毎月の献立作成会議への参画、学校での補助的な業務従事、 さらには小学校の調理師が休んだ場合の代替勤務などを考えているところであります。

以上であります。

髙橋勝文議長 國井議員。

國井輝明議員 私の1問目に対しまして、市長並びに教育委員長から詳しく御説明いただきまして まことにありがとうございます。市長からは非常に前向きな御答弁をいただきまして、まことにあ りがとうございます。

そういったお答えをちょうだいしておきながら大変恐縮ではございますが、ちょっと私の思いも ございますので、何点か質問させていただきたいと思います。

先ほど市長の答弁の中で、教職員と保護者の方が一緒に心肺蘇生法を学んだ件数とか詳しいお話がございました。実は、私事ではございますが、小学校のPTAの役員をことしからさせていただきまして、その場にまさに学校の先生と保護者の方、PTA主催ではありましたが、そういった講習を受けさせていただきました。正直、参加者というものは、学校の先生はもちろん参加されますが、PTAの役員の本当にごく一部しか参加しない。正直、危機意識が皆さん低いんだとは思いますが、こういった参加状況が少ない状況でありますので、もう少し力を入れていただきたいということで、今回質問させていただいております。

何を申しあげたいかと申しますと、ぜひ、親子で学ぶ機会を設けることが必要ではないかと思っております。父兄の皆さんと一緒に心肺蘇生法を、またAEDの使用法を学ぶことによって危機意

識もだんだん高まっていくのかな、そうしたことが考えられますし、ぜひ本市で親子で学べるような方式というものをとってみてはいかがかなと考えておりますので、その点市長はどのようにお考えかまずお尋ねさせていただきます。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 子供さんだけでなくて親御さんも一緒に学べる機会が必要なのではないかという御提案でありますけれども、もちろん先ほども申しあげましたとおり子供さんも少ないわけでありますけれども、大人の方、親御さんもそういう機会はなかなか実態としては余り多くはないと理解しています。ぜひ、そうして子供さんと親御さんという形で一緒に学べる機会をふやしていくことは、非常に広がっていく意味では大変有効な方法なのではないかと思います。それをどういう機会で講習会なりを設けていくかといくことは、いろいろ検討しなければなりませんけれども、我々としても取り組みを今後進め、さらに普及拡大を図っていければと思っているところであります。

髙橋勝文議長 國井議員。

國井輝明議員 御答弁ありがとうございます。

引き続きですが、もう1点私自身気になっているところがありますので、お尋ねさせていただき たいと思います。

またこれも私事ではございますが、私寒河江市の消防団員ことしで8年目でございます。その消防団に入っている方というのは、実際ほかの会社にお勤めしながら団員になったりしておりますけれども、消火活動ばかりでなくて実際そういう場面に出くわす機会、確率と申しますか、多いのではないかなと、正直ちょっと思っているところがあります。先ほど1問目でも述べさせていただきましたが、AEDとか、公共施設のみならずいろんな施設にあるわけですが、使用方法とか心肺蘇生法、我々一般の消防団員にはそういった蘇生法とかいうのがなかなか指導されていない状況です。先日お伺いしましたけれども、中級幹部、8分団のうち何部何部とありますが、部長と部長代理、そのお二人ぐらいまでしか、2年に1回ほどの講習しか受けられない。まさに不測の事態に備えるという意味では、2年に1回では正直緊急時にきちんとした蘇生法ができないのではないかという不安を私は持っておりますので、ぜひ消防団員に対して、一般の方まできちんとした心肺蘇生法を、またAEDの使用方法を教えていくべきではないかと考えますが、この点に関しまして市長はどのようにお考えかお尋ねさせていただきたいと思います。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 800余名の消防団員の皆様には、日夜にわたって市民の安全・安心のために御尽力いただいていることについて改めて感謝申しあげる次第でありますけれども、先ほど國井議員の御指摘のとおり、消防団の救命救急についての研修会は、各分団の部長さん、部長代理の方を対象にした中堅幹部の研修の中で1年置きに行っている普通救命講習というのがございます。それから、山形県消防協会西村山支部が実施しております応急手当普及員研修というのがあるわけであります。この普及員研修については、団員で希望する方が受講できるとなるわけですけれども、1日8時間3日間にわたる研修ということでありまして、応急手当普及員の資格を取るためのものということであります。主に、副分団長、音楽隊員が受講して市の防災訓練で指導を行っているということであります。それが実態であります。

確かに、おっしゃるとおり一般団員の方が容易に受講できる講習会はこれまでありませんでした

ので、今後消防団とも十分相談しながら受講できる機会を拡充していくということで対応していき たいと思っているところであります。

髙橋勝文議長 國井議員。

國井輝明議員 2問目に対しましても前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひ、実施に向けて頑張っていただければなと思っております。ありがとうございました。

次に、中学校給食について教育委員長にお尋ねをさせていただきたいと思います。まず、一つ目、学校給食費の会計処理方法につきまして先ほど御答弁いただきましたが、先ほど二つの方式があると御答弁いただきましたが、二つの方法というのは何か根拠があってのことなのかその点御質問させていただきたいと思います。

髙橋勝文議長 教育委員長。

渡邉滿夫教育委員長 二つの方式が認められるということにつきましては、法律上しっかり認められるということでもなくて、これまでの行政実例によって認められるということでございますが、この行政実例につきまして具体的、実務的になりますので、私どもの室長より答弁させたいと思います。

髙橋勝文議長 阿部室長。

阿部藤彦学校教育課中学校給食準備室長 お答えします。

まず、福岡県の教育委員会教育長からの照会に対する昭和32年12月18日付の文部省管理局長の回答では、「学校給食費は市町村の収入とする必要はなく、校長が学校給食費を取り集めこれを管理することは差し支えない」として私会計で処理することを認めております。またその一方で、北海道教育委員会教育長からの照会に対する昭和39年7月16日付の文部省体育局長の回答では、「学校給食費は市町村予算に計上し処理されることは差し支えない」として公会計で処理することも認めております。このように国では行政実例により弾力的な考え方を示しております。このようなことから、私会計によるか公会計によるかは当該市町村の実態に即して決定することとされているものであります。

髙橋勝文議長 國井議員。

國井輝明議員 御答弁まことにありがとうございました。そういった事情ということをまず理解させていただきました。

気になるところで質問を何点かさせていただきたいと思いますが、中学校給食4月から始まるわけでありますが、給食費の額というものはきちんとどれくらいという御答弁ではなかったようですが、その辺、大体どのくらいの額を想定されるのかをお尋ねさせていただきたいと思います。

髙橋勝文議長 渡邉教育委員長。

渡邉滿夫教育委員長 これも恐縮でございますけれども、現時点で事務的に事務局内での検討ということでありますので、そのような段階での面ですから、これも教育長をもって答弁させていただきたいと思います。

髙橋勝文議長 荒木教育長。

荒木利見教育長 お答えをいたします。

県内で中学校の完全給食を実施している市町村の給食費の状況を調べてみました。そうしますと、 平成21年度では1食当たりで最高の給食費をおもらいしているところが318円であります。最低が 261円であります。平均しますと、県内の平均は293.3円ということになっているようでございます。ですから、本市の給食費の額を設定するに当たりましては、これらを参考にしながら、私たちがねらう食育等の給食のねらいを達成するために必要な献立内容、食材費に係る物価の動向等を十分に勘案しながら、できるだけ保護者の負担が軽くなるように設定してまいりたい、そして来年度予算に計上してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

髙橋勝文議長 國井議員。

國井輝明議員 ありがとうございます。

ちょっと細かいようですが、私が理解できなかったので、今の点でもう一度確認させていただきますけれども、今の単価ということで年180食だったでしょうか。180食掛けるその辺の額ということで給食費は総額、支払う額というのは、すべて支払う額というのはその額ということで認識していいのかお尋ねします。

髙橋勝文議長 荒木教育長。

荒木利見教育長 お答えします。

小学校の例を申しあげます。小学校は260円前後でやっていますけれども、掛ける食数を10回に分けて小学校は納めているわけでありますが、中学校の場合はこれでいうと290円から300円前後ということになると思うんですが、それをおおむね学校によっても違うんですが、180回程度と考えています。290円として180回とすれば5万2,000円幾らになるんですか。それを、今のところは小学校に合わせれば10回ほどの集金ということになれば五千二、三百円くらい前後の月の給食費ということになるのかなと、今のところは考えているところであります。

髙橋勝文議長 國井議員。

國井輝明議員 ありがとうございます。

詳しくいただけてわかりました。

次に、会計処理についてお尋ねをさせていただきたいと思います。先ほどの答弁の中で、小学校は自校方式なので私会計、また中学校給食を実施するに当たっては公会計で処理されるという答弁をいただいております。

その中で公会計になると振り込みをされるということでありますので、小学校でやっているような私会計でやると生徒さんが、集めてくださる方の顔が近いといいますか、済みません、適切な発言、言葉がちょっとわからないですが、公会計でやってしまうと完全に振り込みになるということになりますといろんな未納の問題といいますか、そういう問題が多くなるのではないかと心配されますけれども、そういった未納があった場合の対応、そうならないような対応と申しますか、そういったところをお尋ねさせていただきたいと思います。

髙橋勝文議長 渡邉教育委員長。

渡邉滿夫教育委員長 ただいまの件につきましては、私どもでも大分悩んだところでございますけれども、先ほど申しあげました理由からやはり公会計方式でいくべきだという結論にはなってはおりますが、未納の問題というのは十分に懸念されるところであります。この件につきましては、何よりもまず納入いただく保護者の方に御理解を賜る。それから学校との連携、それから何よりも私どもの覚悟と努力、それに尽きるのではないかと思っておりまして、未納の問題極めて大事な問題

でありますので、今後とも十分できるだけこれがないように、できたら全然ないようにいたしたいと思っておりますので、これからの私どもの努力にかかるのではないかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

髙橋勝文議長 國井議員。

國井輝明議員 わかりました。ありがとうございます。

次に、調理師さんの件でお尋ねをさせていただきたいと思います。各中学校に1名の調理師さんを入れるという御答弁だったと思いますけれども、業務と申しますか、その点に関してですが、配膳業務という意味ではそれ以外にどのような業務があるのか、調理師の方はこういったところをすごく不安に思っているところだと思います。調理師として業務、職務内容の確認、また就業規則、雇用契約などお互い双方十分な理解の上で実施あるいは配置転換となる人事異動に取り組むべきではないかと思いますので、そういったことを踏まえて市内それぞれ三つの中学校に調理師さんを配置するということで、配膳業務以外時間帯はどのような業務をされるのか、また先ほど、さきに述べたようなことをどのように思っているのかお尋ねさせていただきたいと思います。

髙橋勝文議長 渡邉教育委員長。

渡邉滿夫教育委員長 現時点で考えていますのは、ただいまの業務以外の点でございますけれども、学校の補助的な業務といいますか、それを考えておりますけれども、ただいま御質問にありましたように勤務条件に大きくかかわる問題でもありますし、就業規則等あるいは私どもの管理規則等の問題もあります。その辺も十分に踏まえながら、これらにも問題ないように検討進めてまいりたいと考えております。

髙橋勝文議長 國井議員。

國井輝明議員 現段階ではまだ詳しく、これからの課題ということだと思いますので、一生懸命頑 張っていただければと思います。

一つ、中学校給食という意味でお尋ねさせていただきたいと思うんですが、食育食育とよく言われますが、中学校給食を通じて食の推進についてどのようにお考えなのか、この辺をお尋ねさせていただきたいと思います。

髙橋勝文議長 渡邉教育委員長。

渡邉滿夫教育委員長 この件につきましては、食育というそもそも学校の大事なカリキュラムの一環でもありますし、現在最も重視しなければならない点であります。経験豊かな教育長をもって答弁させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

髙橋勝文議長 荒木教育長。

荒木利見教育長 それではお答えいたします。

食育というのは、小学校中学校かかわらず特に学校給食を通しての食育というのは、特に大きなウエートがあるのかなと思っています。中学校給食を通じて食育を推進するために、献立作成に当たっては成長期の生徒に必要な栄養摂取量や栄養のバランス等に配慮することはもちろんであります。また、地元産のしゅんの食材を使った季節の料理や伝統料理、または新しい料理を体験させて地域の文化に触れるとともに、食の大切さとか多様性とかそういったことを理解させていく。そして地域の基幹産業である農業に対する理解を深めたり、給食にかかわる人への感謝の気持ちを養うなど、いろんな面で食育の推進を図ってまいりたい、これは小学校の給食でも当然重視しているこ

とでありますので、中学校でも当然重視してまいりたいと思っております。

また、家庭というのは食育の原点であると言われますけれども、学校給食が始まったとしても食育を推進する上では家庭の役割の重要性は何ら変わるものではないと私たちはとらえているところであります。ということで、家庭と非常に連携をとりながら、そして学校では学校行事との調整を図りながら、家庭弁当の日といいますか、弁当の日を定期的に設定するなどして家庭と一体となった食育の推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

よろしくお願いします。

髙橋勝文議長 國井議員。

國井輝明議員 丁寧な御答弁ありがとうございます。

最後に質問させていただきたいと思いますが、中学校給食、来年4月実施するということは大体の親は知っています。ただし、大体お母さんの方が御存じでありまして、お父さんの方、中学校のお子さんを持つ父親の方なんですが、中学校給食いつするんだと、正直私、結構な人から聞かれます。来年4月だよというお答えを私はしていますけれども、そういったふうにまだ中学校の子を持つ親、特に父親の方ですが、まだ認識がされていない。ただ、中学校の子を持つ親だけでなくて、中学校給食というものは寒河江市全体にとって注目されているものであります。そうしたことで、寒河江市の中学校給食というものはこういうものだという全貌が見えた段階で市民にきちんと説明といいますか、報告するようなことをきちんとした周知を図った方がいいのではないかと思いますので、その辺はどのように周知させるか広めるかということをお尋ねして、その点をお伺いさせていただきます。

髙橋勝文議長 渡邉教育委員長。

渡邉滿夫教育委員長 まさしく大きな事業をスタートさせるわけですので、保護者の方だけでなく あるいは関係者だけでなくて市民の方々全員にぜひ知ってもらいたいというのも私たちの願いでも ございます。節目節目には報告なり状況をお伝えしてきたつもりではありますが、今國井議員の御 指摘があるようでございますので、なお今後ともさらに保護者会あるいは学校を通じたあるいは私 どものメディア、広報媒体を通じてさらにいっそう周知方に努めてまいりたいと思っております。 髙橋勝文議長 國井議員。

國井輝明議員 御答弁、まことにありがとうございました。

大変詳しく、まだ不確定なところは少しあるようでございますが、現段階では間違いなく4月実施に向けて滞りなく業務を推進できていると私は認識いたします。

2年前に戻るわけですが、市長がマニフェストで2年以内に中学校給食を実施するということから、まさにその2年で実施に向けた間違いない一歩一歩踏んでいると、進んでいると思いますので、そういったところを高く私は皆さん方を評価しながら、私の今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

石川忠義議員の質問

髙橋勝文議長 通告番号9番、10番について、12番石川忠義議員。

〔12番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 きょう最後の、5人目の質問でございますけれども、暫時の間おつき合い願いたい と思います。

私は新清・公明クラブの一員として、また今話題の二元代表制の議員の立場として、常日ごろ議員活動の中で今一番市政に反映していただきたいと市民からの要望を私の考えもあわせながら御質問いたしますので、答弁者の方も市民の声に真摯にお答えくださいますようお願いし質問に入ります。

それでは、通告番号 9 番、本市の環境問題についてお伺いいたします。現在、地球温暖化により全世界において異常気象による大きな災害が発生しております。日本においてもことしは猛暑が続き各地で大きな災害が発生し、多くの生命、財産が奪われました。いつ何どき、本市においても異常気象による大災害が発生するかわかりません。環境問題は21世紀においては全世界の問題であり喫緊の課題であります。本市においては平成 5 年、1993年12月寒河江市環境美化基本方針を策定し、その中で自然環境、居住環境、歴史的文化的環境を総合的にとらえた望ましい環境づくりの指針とするものと位置づけて制定いたしました。それらを踏襲しました新第 3 次振興計画では「交流と定住」をテーマにまちづくりを行い、第 4 次振興計画では「花と緑、せせらぎで彩る寒河江」をテーマに市民参加の美しいまちづくりをしてまいりました。第 5 次振興計画では寒河江らしさの構築と本市の歴史と文化を強く認識することを考え、「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市寒河江」を将来都市像に「より美しく、より豊かに、より元気に」を具現化に向けた指標としてきました。ちょうどその振興計画が 5 年の中間点を迎え、現在見直しをやっているところであります。本市を訪れた方々は、寒河江市は美しい町ですねと言われるようになりました。これまで、市民の方々の美化に対するボランティア精神が大きく貢献しており、今後ともその精神を大切に育てていくべきと思います。

しかしながら、その中で公害に悩まされている地域の方々もおります。山形県環境基本条例によりますと、公害とは環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいうと定義づけております。本市において公害により精神的疾病に陥っている人もおり、地域の大きな問題となっております。私は市民生活を営む上で、生活環境の格差があってはならないと思います。そうした中で公害が発生しないように市民、事業者、行政がお互いに環境について強い認識を持つためにも寒河江市環境美化基本方針を発展させた寒河江市環境基本条例の制定を強く望みますが、市長の御見解をお伺いいたします。

二つ目、関係事業所の団地化についてであります。ここでいう関係事業所とは、産業廃棄物及び一般廃棄物を扱っている事業者を指しております。現在これらの事業者は、本市の工業団地に入ることはできません。産業廃棄物特に一般廃棄物は、我々市民が廃棄したものであります。事業者はそれらをリサイクルし、ごみとに仕分けしております。それに伴いガソリン、オイル、軽油、バッテリー液、軽重金属、タイヤ等の適切な処分をしなければなりません。このようにエコ事業として大事な仕事の一翼を担った仕事をしており、なくてはならない大事な事業であります。私は、そのような事業者と公害問題で住民と争いを起こすことには看過できません。これらの事業者が安心して将来ともできるよう、工業団地のように適切なところに団地化を造成すべきと思いますが、御所見をお伺いいたします。

関係事業者に対する研修制度についてお伺いいたします。現在市が許可している一般廃棄物事業者に対し、どのような指導をしているのか。市民は環境問題に大きな関心を持っておりますので、さまざまなボランティア活動に率先して協力しております。私は事業者に年1回ぐらいの研修会を開き講師を招き、刻々と変化する環境問題について認識を高めていただくのも一考ではないかと思います。そこでコミュニケーションを高め、官民一体となって理解を高めていくことが今大切なのではないのか。また今、職員が2名で対応されておりますが、ますます環境問題がクローズアップされることであり、対応するに十分なスタッフなのかも含めて御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号10番、市立保育所についてお伺いいたします。

一つ、入所希望保育所のアンケート調査についてお伺いいたします。平成15年7月に、国は次世代育成支援対策推進法を制定し、平成20年12月に法の一部を改正しました。本市においても、法に沿って平成17年3月子どもすこやかプラン前期計画を策定し、5年の経過を経てことし3月に子どもすこやかプラン後期計画を策定いたしました。これは平成22年度から平成26年度までの5カ年計画となっております。その中で少子化の現状と、課題の中で寒河江市次世代育成支援対策行動計画ニーズ調査を実施しております。調査の結果から、子育て家庭の環境をまとめるとして、一つ、子供の人数、二つ、子供を預かってもらえる人がいるのかどうか、三つ、育児休業制度の利用状況、四つ、子育てに関する保護者の意識などが具体的項目と数字で掲載されております。調査内容は、子育てに関する各種の設問に答えていただいたようですが、その中に、どこの保育所に入所したいのかとの設問がないようであります。就学前児童の保護者の希望として入所したい保育所のアンケート調査をし、きちっと把握した中で保育所の定数等を見直すことは、今後市立保育所運営の課題を見出す欠かせない判断の一つと思います。市長の御所見をお伺いいたします。

二つ、にしね保育所の増設についてお伺いいたします。市立にしね保育所は、本年度から市立みなみ保育所に続き2番目に指定管理者制度に指定されました。父兄からの評判も大変よいとお聞きいたしております。また、数年前に運動場を整備し平成20年度は部屋を改修して、122名が入所しております。また、西根小学校と隣接していることもあり、保育環境もよく場所的にも112号線の沿線にあり交通の利便性のよいところにあり、両親の通勤途上にあることから、学区外の方々からも入所したいとの希望が多い保育所と聞いております。またほなみ団地が販売されてから、若い方の居住者が増加しております。また、学区内の日田地区には市営ひがし団地があり、ここにも若い世代の人が大勢おります。西根地区には、平成22年10月31日現在のゼロ歳児から5歳児までの子供の数が251人であります。全員がにしね保育所への入所希望とは思いませんが、現時点でも学区内入所はどうなのか。今、平成23年度市立保育所の入所受け付けをやっておりますが、各市立保育所への入所受け付け状況はどのようになっているのか、まずお伺いいたします。

御存じと思いますが、ほなみ団地は310宅地の造成と1,100人の居住者をふやそうと官民一体となって実施している事業であり、その目的の一つに寒河江小学校、西根小学校の児童数の減少対策もあります。来春にはイオンタウン寒河江中央店が開店の予定で工事も大きく動き出しました。保有地を何としても早期に完売し、次は地権者が保有している換地の販売を予定しております。そうすれば人口も増加します。ほなみ団地に入居された方は、にしね保育所に入所できるものと確信しております。寒河江市に来てよかった、ほなみ団地に来てよかったと思ってもらうためには、にしね保育所の増設を速やかに検討するべきときと思いますが、市長の御所見をお伺いして第1問といた

します。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 石川議員からは、環境問題対策について、市立保育所問題について御質問いただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

生物多様性の保全を目的といたしました国際会議 C O P 10がことし10月11日から29日まで名古屋で開催され、また地球温暖化対策を議論する国連会議 C O P 16が先月29日からメキシコで開催されるなど、環境をテーマにした国際会議が相次いで開催されているわけであります。まさに時代は環境をテーマに動いているようであります。

こうした国際的な情勢の中で、寒河江市におきましては現在第5次振興計画を見直しを進めているところでありますが、この見直しの中におきましても、環境というのは重要なテーマであると認識しているところであります。環境あるいはエコというのは、これから市のさまざまな施策を進める上でも一つのキーワードになるのではないかと認識しております。

御質問の第1番目、環境美化基本方針を発展させた寒河江市環境基本条例を制定してはどうかという御質問でありますけれども、環境美化基本方針は先ほど石川議員も御指摘ありましたけれども、寒河江市が有する豊かな自然を保全するとともに快適な生活基盤を次世代に継承することを目的に、平成5年に策定されたものであります。内容としては市民、事業者及び行政の役割、水辺空間や緑と花の空間の保全と創造、動植物の保護、廃棄物の適正処理、下水道の整備、公害の未然防止、歴史的文化的環境の保全活用など幅広く寒河江市の環境行政の基本的な方向を示したものであるわけであります。しかしながら、制定されましたのは平成5年ということでありまして、既に17年を経過しております。時代環境も変化しております。そういった状況の変化を踏まえて来年度に全面的な見直しをしてまいりたいと考えているところであります。この環境美化基本方針と環境基本条例というのは、環境行政の車の両輪みたいなものであると言われておりますので、環境基本方針の見直しの際には、当然市民の皆さん及び事業者あるいは行政も含めたすべての市民が協働の理念のもとによりよい環境を創造していくことを内容とする環境基本条例の制定も、当然のことながら念頭に置いて進めていかなければならないのではないかと現時点で考えているところでありますので御理解を賜りたいと思います。

第2点目は、関係事業所の団地化について御質問がありました。御案内のとおり寒河江中央工業団地につきましては、これまで金属製品製造業や電気機械器具製造業、倉庫業、輸送用機器機械器具製造業などの業種を誘致をしてまいりました。産業廃棄物処理企業や一般廃棄物処理企業、リサイクル企業については誘致してこなかった経緯があるわけであります。石川議員が提起されております工業団地のように適切なところを団地化し、関係事業所を誘導するということについては市民の住環境を守る見地からも今後検討していく必要があると考えているところであります。その際、団地化していく適切な場所をどこに市内に求めるのかなど、また周辺住民とのコンセンサスをどう得ていくのか、団地化された場合果たして事業所がそこに移転してくれるのかどうかという、想定される課題も多々あると認識しているところであります。つきましては十分な議論がこれから必要だと理解しておりますので、今後市民の皆さんの御意見もお聞きして対応を検討してまいりたいと考えているところであります。

3点目は、関係事業所に対する研修制度について御質問がありました。市内の一般廃棄物の収集 運搬、処分業を営む事業者の皆さんについては、最大2年を有効期限として市から許可証を発行し ているわけであります。発行する際に、作業終了後には車両洗浄を行い環境衛生の向上に努めるこ ととか、一般廃棄物が飛散したり悪臭が漏れることがないようにするなど指導させていただいてい るわけであります。また、必要に応じ、廃棄物の受け入れ先であるクリーンセンターとともに関係 業者の皆さんの指導も行っております。

一方、寒河江市西村山管内の関係事業者が協議会をつくっていただいておりまして、地球環境の保全及び環境汚染を防止し、公衆衛生の発展と向上に寄与することを目的に研修会、さらには視察、ボランティア活動など積極的な活動を展開していただいております。その活動の一環として、毎年開催しておりますクリーンセンターとの情報交換会では廃棄物処理関係の全国的な動向、法律改正など情報提供を行っているわけでありますし、必要な指導も行っているところであります。自主的に取り組んでいただいておりますこの協議会の活動に対して、今後も連携を密にしながら研修会の講師を紹介するなど支援を行うとともに、協議会に加盟していない関係業者の皆さんに機会をとらえて啓発してまいりたいと考えております。

なお、環境に係る市の体制についての御指摘がありましたが、十分議員の御指摘なども参考にさせていただいて今後の業務内容を十分勘案し検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、市立保育所に関する御質問であります。保育施設のアンケート調査について御質問がありましたので、お答えしたいと思います。

保育需要の把握についてでありますけれども、市立保育所の入所希望につきましては、毎年10月に次年度の認可保育所の入所申し込み時に希望する保育所第1希望から第3希望まで記入していただいているわけであります。その申し込み数などを十分把握しているところであります。また、民間の保育施設につきましては毎年度定数と入所者数を報告していただいておりまして把握しているところであります。保育施設の定数見直しなどについては、これらの調査についての数値を基本としております。基本としながらまた今後の乳幼児者の数の推移でありますとか、民間の保育施設の動向などを見きわめながら総合的に勘案して決めていきたいということで考えているところであります。

お尋ねの寒河江市次世代育成支援対策行動計画後期計画子どもすこやかプランのアンケート調査については、このプランを策定するための基礎資料として就学前児童及び小学生を持つ保護者1,800名を無作為に抽出をさせていただいて、平成21年2月に実施をしたものであります。調査内容は就労状況、子育て支援サービス、家庭での子育て、地域の子育て環境、行政サービスへの期待、子育てに関する取り組みなど子育て全般にわたるものでありましたが、入所希望者数などについては先ほど申しあげました毎年行っている調査などで把握しておりますので、アンケート調査には含めなかったものであります。

次に、にしね保育所への入所者の問題について御質問がありましたが、にしね保育所への西根小学校の学区内からの入所者については、現在入所している114名のうち90名であります。その割合は78.9%となっております。なお、市立保育所全体の学区内入所者数割合というのは、77.9%となっているところであります。

次に、平成23年度の市立保育所の入所申し込み状況でありますけれども、転園希望者も含めます

とそれぞれ申しあげますが、なか保育所126名、みいずみ分園42名、みなみ保育所119名、しばはし保育所111名、にしね保育所136名、しらいわ保育所77名、たかまつ保育所102名ということで合計713名の申し込みとなっているところであります。

次に、にしね保育所の増設について御質問がございましたけれども、近年は御案内のとおり少子化の影響で乳幼児数は減少傾向にあるわけでありますけれども、共稼ぎ家庭や核家族化の増加などに伴いまして、ゼロ歳から2歳までの低年齢児の保育所入所希望がふえているわけであります。また、石川議員御指摘のとおりほなみ団地の造成にもよりまして、若い世代の転入者もふえていることや交通の利便性や保育環境の面からも、にしね保育所への入所希望がふえている状況にあります。こうしたことから、平成19年度には低年齢児を受け入れるための施設整備としてにしね保育所の改修工事を行うなど、保育需要に対応してきたところであります。また、今年度におきましては待機児童の解消、さらには低年齢児童の保育の需要に対応するために、市内2カ所の認可外保育施設の施設整備などを行いゼロ歳から2歳まで66名を受け入れる認可保育所として来年の4月開所に向けての準備が進んでいるところであります。

ことし4月1日現在市内保育施設としては市立保育所が7カ所、幼稚園が3施設、認可外保育施設5施設、事業所内保育施設2施設があるわけでありますけれども、市立保育所の定員は630名、入所者数は666名ということで充足率は105.7%となっております。一方、民間の保育施設の定員は785名、入所者数は623名、充足率は79.4%となっております。これまでも、官民それぞれが役割を担いながら保育需要に対応し児童福祉の向上に果たしてきた役割は大きいものがあると認識しているわけであります。お尋ねのにしね保育所の増設については、そういった乳幼児数の推移さらには保育需要の動向、さらにはただいま申しあげましたが、民間認可保育所の増設なども十分に勘案し、総合的に勘案して今後検討していく必要があると認識しているところであります。

髙橋勝文議長石川議員。

石川忠義議員 第1問目に対する答弁ありがとうございました。

今の環境基本条例の制定については、前向きに検討するというような答弁でございますので、余りこれ以上、市長も理解しているということでございますので、早い時期に美化基本方針の見直し並びに環境基本条例の制定と、これは一対でございますから、早い時期に制定をお願いしたいと思っておるところであります。

この基本条例は、いろいろ聞いてみますと倫理条例のようなもので罰則がないということで、天童市、東根市あたりに聞いてみますと、ないんですけれども非常に市民、業者、行政、その3者が非常に公害問題についていろんな面で話し合えるということで、非常に縛りはないんですけれども認識を深めるためには非常によいものだと言っておりました。ない地域もあるんですけれども、寒河江市もそういう美しい町並み、美しい居住空間ということの方針で今まで来たわけでございますので、これからますます都市化も進んでまいります。そういうことで、ひとつよろしく御検討のほどをお願いしたいと思います。

二つ目に、事業所団地化についてなんですけれども、これが一番大きい問題なんですね。いろいろ話を聞いてみますと、一般廃棄物業者、産業廃棄物業者の方はいろいろ先ほど市長の答弁ありましたように、研修会とか協議会とかいろんな面で知識を構築しておりますので、そうそう大きい問題はないと思いますけれども、警察からもらっている古物商ありますね、廃品回収業、そういう方

は早く言えば野放し状態になっている。そういう方に対して行政としていかなる方策をとっているのか、そういうことだと思うんです。いろいろ現場を見たりしているんですけれども、なかなか昔のように、リヤカーとかそういう軽車両で廃品回収やってストックしておくということでなく今は大きい車で持ってきてそこで仕分けして大型機械を使って、そのために騒音、振動、悪臭、いろんな公害が起きると、そういうことであります。そういうことが居住地帯に顕在している。我々の、ほなみ団地の昔から知っている人がおるんですけれども、なかなか我々の思うような方向にいってくれないという悩みもあります。これはこちらの問題ですけれども、全体として考えて、今後寒河江市で認可を受けていない、県でも認可を受けていない古物商、廃品業者に対してどういう対策をとっていったらいいのか、市長の考えがあればお答え願いたいと思います。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 今、石川議員から古物商の方あるいは廃品回収業との地域との摩擦的なものがあるんだという御指摘をいただいたわけでありますけれども、行政ができる範囲というのもある程度限られている。また地域の皆さんの気持ちというのも尊重していかなければなりません。これから個別具体によって、それぞれ対応も異なっていくんだと思います。我々としても地域の皆さんあるいは当事者もそうでありますけれども、指導を加えられるところは指導を加えていくというところで、何とか御本人も含めて地域の皆さんが安心して暮らしていけるような状況を一緒になって考えていくことが必要なんだろうと思います。これまでいろいろ御努力をされてきたと思いますけれども、一緒になって取り組んでいくということで解決の道を探っていくことが必要なのではないかと思いますので、行政としても市としてもできる限り一緒になって取り組んでいきたいと考えているところであります。

髙橋勝文議長 石川議員。

石川忠義議員 ひとつこれからまだいろいろ問題解決に御助言お願いする場合も多々ありますので、 行政の方からの御協力をよろしくお願いしたいと思います。

事業者に対する研修制度ということなんですけれども、県の方の産廃については法の改正とかいるんな制度が変わるたびにやっているという話ですけれども、本市としては一般廃棄物業者に、今の御答弁ですと適時やっているという認識ですけれども、今の25業者、市で一般廃棄物の許可をやっている業者ですね、そういう寒河江市はちょっと少ないようであります。天童あたりだと50、東根もそれくらいあるということでございますが、年に1回ぐらい制度が変わらなくても現在の状況とかこういう苦情が来ているとか状況説明というか、そういうものを行政でやっていただくことによって業者の方も認識を新たにして公害が起きないようにしていくということなんだかなと思っております。

前後しましたけれども、事業所の団地化ということですけれども、今現在ですと工業団地には入れないといろいろ法的問題、また業者からの依頼ということもあるようですけれども、このまま今のような点在した事業所をこのまましておくということになれば、先ほど申しあげましたけれども美しい寒河江の町並みに関して非常にマイナス面かなということであります。今第4次拡張計画ですか、工業団地やっていますけれども、その中にできれば、個人的な業者ですから大きい面積は、私は要らないのかなと、よそから来たような大きい面積を求めてやり合うなんていうことはいかがなものかと思いますけれども、今の業者を将来的にそういう団地化のところに集約してもらって、

そこで事業の目的を達成していただきたいとすれば、将来的にはそういう問題がなくなるかと思う んですけれども、それについての市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 今の御質問は、中央工業団地の新しく造成しているところに区画を設けてそこに集積をできないのかという御質問だろうかと思いますけれども、御案内のとおり中央工業団地の誘致企業は農工計画の中で業種を指定しているというんですか、決めているわけでありまして、先ほど申しあげましたとおりのことで今の計画の中にはそういう業者は入っていないということであります。ですから、なかなか現時点でおっしゃるような業態の企業が工業団地に張りついていくということは現実的にはなかなか難しいのではないかと思います。ただ、それ以外の地域で、果たしてそれが可能かどうかということもやはり考えていく必要があるのかと思いますし、先ほどの繰り返しになりますけれども、そういった場所が確保できるのかどうか、あるいは地域住民の方に受け入れてもらえるのかどうかというような、ほかの市の例などもほかの地域の例などもありますので、そこら辺はいるいろ議論を重ねながらいく必要がある。性急にしてはなかなか難しいのではないかということでありますが、我々としてもそこら辺はやはり十分将来的な団地化というものを十分念頭に置いて、寒河江市全体の地域の発展というものを考えていく必要があるのではないかと今考えているところであります。

髙橋勝文議長 石川議員。

石川忠義議員 この問題については、市長も将来的には団地化の方向で考えるという御答弁と思って理解したいと思います。

これは余計なことかもしれませんけれども、職員が今2名なんです。非常に忙しい、みんな忙しいですけれども、職員の方はみんな忙しいですけれども、そういうことで天童市は4名おるんです、係の方が4名。東根市は6名なんです。ですから、いかに環境に対して行政が頑張っているかと。まあ、人がいればいいというわけではないけれども、それだけいろんな、こればかり公害でないですから、いろんな公害問題ありますから、そういうことに対応するには今の2名の体制では守るのに大変だなということで、市長も検討するということですから、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

二つ目の市立保育所の件なんですけれども、これはことしの3月か、一般質問して、これは学童保育も含めてやったんですけれども、私にしね保育所だけに関して御質問したんですけれども、100人の定員に対してことしは136人と、希望者ですね。定数は100人ですけれども、120何名ですか、あれですから、少しどこかに行ってもらわないと、そういうことだと思います。第1問で申しあげましたけれども、251人が5歳児まで、西根におるわけですけれども、先ほども杉沼議員の人口問題についてですけれども、ゼロ歳児が2010年には57名、1歳児が26名なんですね。こう、ぐっと下がっている。原因はいろいろあるんでしょうけれども、この57名の中には早生まれの方、この人が3月生まれですと、1歳の方に行くんですから、この人も少し含まれているのかなというような感じでおりますけれども、ほなみ団地の最近3年間の西根学区の町会のあれを見ますと、君田町町会と住吉町会、二つあるんですけれども、平成20年はゼロから5歳が9人、君田町です、平成21年が17人、平成22年が18人ということで、平成20年から見れば倍になっている。住吉町の方は平成20年が16人、平成21年が21人、平成22年は30人なんですね。今の新しく建ったうち、西根地区ですと40

何戸ですか。既存の住宅地ありますので、それを含めますと40何軒あります。そういうことで、宅 地を買ってもらった方でまだ建設していないという方若干ありますけれども、今後我々も一生懸命 保有地売りということで、この前市報に入れてもらったチラシ、このチラシを入れまして、とにか く子供を育てるに非常にいいところだということで、にしね保育所までは徒歩5分、小学校まで5 分ということで、子育て環境には最高の場所ですよということで、必ず買いにお見えになった方に は、あちらも聞きますけれども、こちらも申しあげます。ですから、必ずにしね保育所に行けるん だと思っているんです、みんな。どうして寒河江市立保育所がいいかということは、延長保育でき るからかなと思いますね。それまでは余り幼稚園とは変わらなかったんですけれども、12時間保育 体制になってから、非常に御両親のいろんなお仕事の面もありますから、6時までとなりますと、 職場にいても気が気でないというんだ、やっぱり。7時まで預かってもらえると非常に楽だと。朝 も 7 時半より 7 時の方が預けやすいということで、場所的にも112号の近くにあるということで、 非常にいいということで、学区外の方も希望者が多いということなんです。私も一生懸命保有地を 今後1年間かそれくらいで売れば、今度地権者の換地が売られるようですね。これは値段があって ないようで金が欲しい人は安く売ればいいんだし、そういうことなんです。ですから、今の状態で も飽和状態なんですから、やはり将来的には保育所を増設してもらって心配なくにしね保育所に行 かれるという方策をしてもらわないと、来てもらった人に申しわけないと、そう思うんです。大体、 市立保育所は50年代に建てておるようです。耐震診断は1階づくりだから、余り必要ないようなあ れなんですけれども、やはり改修時期に来ているやつもあるでしょうし、そういうことも含めて市 長のお考えをお聞きしたいと思います。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 ほなみ団地に来られる方のみならず、地域の子供たちが安心して保育所なり幼稚園に通っていただいて成長していただくということは我々の基本的な使命でありますので、できる限りそういう方向で進めていかなければならないと思いますし、全体としては子供さんは少なくなっているわけでありますけれども、地域を見ますと偏在ということも、そういう傾向が見受けられるわけであります。全体の定数を見直すなどということも一つの方法としてありますし、また、施設は建物でありますから、一朝一夕にふやしていくということもできないわけでありますけれども、そういう地域的な将来の見通しを踏まえて施設の整備を進めていかなければならないというのも当然であります。そういった意味では、私としては増築というものを否定しているわけではもちろんございませんので、そういった意味で全体の保育需要の将来の動向なりあるいは官民の役割なりというものを踏まえてどういう整備をしていく必要があるか、そして実際子供さんを預ける親御さんにとっても安心して預けられるような環境をつくっていくかということが基本的に大変重要であるうかと思いますので、そういう観点から我々としてはにしね保育所のあり方についても十分精査をして将来展望のもとに整備を進めていきたいと考えているところであります。

髙橋勝文議長 石川議員。

石川忠義議員 市長の考えも増設しないということはないんだと、それを十分に頭に入れて将来を考えるということで、理解しますけれども、これは余計なことかもしれないけれども、我々も市のために一生懸命ということで、宅地売りしているんですけれども、平成22年度の税収ですね、税務課に聞いてみたんです、ほなみ団地の税収どのくらい上がっているんだいと。そしたら固定資産税

と都市計画税で約900万円、住民税、県民、市民で1,300万円ということで、収入上がることはいいことだなと。これからますます1,100名の人口をふやすという当初の目標を着々と進めるには、行政とともに今まで以上に頑張って販売しなくちゃならんということでありますけれども、税収も今から下がることはないと思います。これ以上に我々も税収がよくなるようにということで頑張りますので、何とかにしね保育所の件について夢のある希望が持てるように、寒河江市に来てよかったと、西根、ほなみ団地に来てよかったという考えを入居者の方に持ってもらうようにお願いをしまして、市長に実現をしてもらうことにお願いをしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

散 会 午後 2時52分

髙橋勝文議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。 御苦労さまでした。

平成22年12月9日(木曜日)第4回定例会

#	席議	昌 (1	8名)
ш.	/1770 972!	見し		\cup	,

1番	髙	橋	勝	文	議員	2番	沖	津	_	博	議員
3番	石	Щ		忠	議員	4番	辻		登付	弋 子	議員
5番	工	藤	吉	雄	議員	6番	杉	沼	孝	司	議員
7番	或	井	輝	明	議員	8番	木	村	寿っ	太郎	議員
9番	鴨	田	俊	廣	議員	10番	佐	藤		毅	議員
11番	松	田		孝	議員	12番	石	Ш	忠	義	議員
13番	新	宮	征	_	議員	14番	伊	藤	忠	男	議員
15番	佐	藤	暘	子	議員	16番	Ш	越	孝	男	議員
17番	那	須		稔	議員	18番	鈴	木	賢	也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐	藤	洋	樹	市	長	那	須	義	行	副 市 長
渡	邉	滿	夫	教育委員	長	片	桐	久	之	選挙管理委員会 委員 長
芳	賀	靖	夫	農業委員会会	€長	今	野	要	_	総務課長
横	Щ	_	郎	総 務 危機管理室		菅	野	英	行	総合政策課長
月	光	龍	弘	総 合 政 策 イメージアッ 推 進 室	課 ,プ 長	宮	Ш		徹	総合政策課企業立 地 推 進 室 長
丹	野	敏	晴	財 政 課	長	犬	飼	弘	_	税務課長
安	彦		浩	市民生活課	長	犬	飼	_	好	建設管理課長
富	澤	三	弥	建設管理	課	軽	部	修	_	建 設 管 理 課 緑化推進室長
山	田	敏	彦	下水道課	長	尾	形	清	_	農林課長(併) 農業委員会 事務局長
工	藤	恒	雄	商工観光課	長	那	須	吉	雄	健康福祉課長
柴	崎	良	子	子育て推進調	果長	安部	系子	政	_	会 計 管 理 者 (兼) 会計課長
那	須	勝	_	水道事業所	長	櫻	井	幸	夫	病院事務長
荒	木	利	見	教 育	長	鈴	木	_	徳	学校教育課長
冏	部	藤	彦	学校教育治	課食長	白	林	和	夫	学 校 教 育 課 指導推進室長
清	野		健	生 涯 デー 課	習 ツ 長	片	桐	久	志	監査委員
奥	山	健	_	監 査 委	長					
丰 女 E	ᄀᄧᅶᅜ	2 W G	≒± ∠							

事務局職員出席者

 柏 倉 隆 夫
 事 務 局 長
 荒 木 信 行 局 長 補 佐

 佐 藤 利 美
 総 務 主 査
 兼 子 亘 主
 任

平成22年12月9日(木曜日) 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

两 開 午前 9 時 3 0 分

○髙橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○髙橋勝文議長 日程第1、12月7日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成22年12月9日(木)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要	日	質	問	者	答	弁	者
1 1	平成23年度の財政	(1) 平成23年度の寒	河江市の財政見通	1 5	5番		市		長
	見通しと予算編成	しはどうか		佐	藤 暍	3 子			
	について	(2)予算編成に市長	のビジョンをどう						
		盛り込むのか							
1 2	中学校給食実施に	(1) 来年4月からの	実施に向け準備の				市		長
	向けた進捗状況に	状況をお聞きした	V				教育	育委員	員長
	ついて	(2) 地産地消を進め	る食材の調達につ						
		いて							
		(3) 食育の推進につ	いて						
		(4) 給食業務に携わ	る人たちの身分や						

番号	質 問 事 項	要	口口	質	問	者	答	弁	者
		労働条件について							
1 3	歴史を生かした、	(1)市の特性を「歴	史の輝くまち」と	3番			市		長
	寒河江のまちづく	して、観光開発を	兼ねた重点的取り	石口	Ц	忠			
	りについて	組みを進めては							
		(2)「個性ある歴史	のまち」をつくる						
		ための手立てにつ	いて						
		(3) 市内の文化財を	広く公開する「文						
		化財ウォーク」の	開催について						
		(4) 慈恩寺の文化財	保護と観光開発の						
		在り方について							
1 4	農業振興について	(1) 平成22年産米の	出来具合と価格に	5番			市		長
		ついて		工,原	篆 吉	雄			
		(2) 本格デビューの	つや姫の評価につ						
		いて							
		(3) 稲作農家の救世	主としてのつや姫						
		にするには							
1 5	農地法改正に伴う	(1)農地を取得する	際の下限面積につ				農業	美委員	会
	規制緩和について	いて					会		長
		(2) 市内における農							
		一般法人の農業参							
1 6	寒河江市放課後児	学童クラブ諸課題につ		1 1 1	•		市		長
	童対策事業につい	(1) 大規模施設の分		松	田	孝			
	て	(2) 小規模小学校区							
		ブ設置の考え方に							
		(3) 各学童クラブの							
		を明記することに							
		(4) 保護者負担金の	减免制度の創設に						
		ついて	101						
		(5)新育児政策「子							
	-1-/	ステム」の考え方	-						=
1 7	市街地整備による	ほなみ団地西根線に沿					市		長
	交通結節点の安全	来春早々オープン予定							
	対策について	団地内も含め交通安全							
		着工することと交通結	即点の整備計画に						
		ついて							

番号	質問事項	要	旨	質	問	者	答	弁	者
1 8	市政全般について (1) 行財政改革の観点から事業選択及		16番			市		長	
	び実施の問題点について		Ш	越孝	男	教育	育委員	員長	
		(2) 水道料金の見直	しについて						
		(3) 高齢者福祉政策	について						
		ア 特に施設利用	者の待機状況と対						
		応策について							ļ

佐藤暘子議員の質問

- ○髙橋勝文議長 通告番号11番、12番について、15番佐藤晹子議員。
 - [15番 佐藤晹子議員 登壇]
- ○佐藤暘子議員 おはようございます。

一般質問2日目のトップとなりましたけれども、一問一答方式ということで戸惑っております。 それでは、一般質問を始めさせていただきます。

私は、日本共産党を代表し、市民生活に大きくかかわる幾つかの課題について、通告に従い、市 長並びに教育委員長に質問をいたします。

最初に、通告番号11番、平成23年度寒河江市の財政見通しと予算編成について伺います。

一昨年来のリーマンショックによる世界的な経済悪化は平成22年度になっても国内経済に大きな影を落とし、相変わらず回復傾向が見えない状況が続いています。平成22年度は、政権交代による新たな経済対策が期待されましたが、その期待も国民を納得させるものとはならず、税収37兆円、歳出92兆円、国の借金の総額862兆円、国民1人当たりの借金は700万円といった厳しい数字が示されています。さらに、円高ドル安といった国際的な金融のアンバランスにより我が国の輸出産業は大きな打撃を受けています。中小企業の経営はさらに受注減少、単価引き下げなどの悪影響を受け、倒産や廃業、失業といった深刻な状況となっています。新卒者の求人も依然として低い状態が続いています。

12月1日付山形新聞は、県内の10月の有効求人倍率は前月比0.03ポイントダウンし0.53倍となったこと、寒河江公共職業安定所の有効求人倍率は0.46倍で、県内公共職業安定所の中では一番低い数字となっていると報じています。来春卒業予定高校生の10月時点の就職内定率は61.5%で、前年同期比では1.9ポイント改善したというものの、依然として厳しい状況が続いています。

このような経済状況の中、市政運営の財源となる市税、特に個人市民税、法人税の収入の伸びは 見込めるのかどうか。平成22年度は、雇用対策や地域経済対策などを盛り込んだ地方交付税の増税 が見込まれましたが、平成23年度の地方交付税はどのように見込まれるか、市民生活の質を低下さ せずに市政運営を続ける財政的な見通しはどうなのか伺います。

次に、予算編成について伺います。市長は就任されて3年目を迎えるわけですが、本格的な予算編成は2度目になると思います。平成22年度の予算編成は、引き続く景気の落ち込みから歳入予算は市税収入を平成21年度比3.1%減らしたほか、その他の歳入についても軒並み減額としました。しかし、地方交付税では子ども手当や景気浮揚、雇用対策などの財源が含まれたため平成21年度比

6.8%増となり、その上国庫支出金、県支出金などの増額があったために、一般会計では平成21年度比5%の微増の予算となりました。結果、平成22年度予算は国や県の補助金を財源とした仕事創出、雇用対策を重視しながら、市債の発行を極力抑え市債残高の減少に努めた予算編成であったと思います。平成23年度はさらに厳しい経済情勢が予測されますが、その中で市長が掲げているまちづくりへのビジョン、「子供からお年寄りまで、明るく元気にそして安心して暮らせるまち」をどのように具現化していくのか、それを予算編成にどう盛り込んでいくのかお聞きします。

まずは、雇用対策について。平成22年度は国の緊急雇用対策として予算措置された基金や補助金で110数名の雇用を創出する事業が計画されましたが、雇用期間が3カ月とか6カ月の短期間であるため、その期間が切れればまた仕事を失うといった状態で、本当の雇用の創出にはつながらないものでした。継続した事業として予算措置をし、雇用を継続できるようにすべきと思いますが、市長の考えを伺います。

次に、今年度寒河江市単独事業として実施した寒河江市住宅建設推進事業について伺います。既に御案内のとおり、この事業は建設業全般にかかわる幅広い職種の雇用を生み出し、寒河江市内に8億3,000万円の経済効果と間接的な経済波及効果を含めると16億円の効果があったと報告されています。この事業の継続については、9月議会で沖津議員が質問され、市長は今後の社会経済情勢、景気回復の動向などを勘案して検討していくと答弁されております。

先日、寒河江市商工会からも継続を求める要望書が出されております。県内でも幾つかの自治体でこの制度を創設し、大変な経済効果を上げていることが明らかになっています。ことし9月の県議会において、日本共産党の笹山議員は秋田県がことし3月に住宅リフォーム緊急支援事業を制度化し大きな経済波及効果を上げていることを紹介し、山形県も住宅新築リフォームへの補助制度をつくってはどうかという質問をいたしました。このことを受けて、山形県土木整備部では、総合的な住宅対策として予算要求しています。内容の一つに、一般リフォームに対する市町村と連携した補助制度の創設、二つには高水準リフォームに対する補助などとなっていますが、県の補助制度創設に向けた新たな動きがある中で、寒河江市としてこの事業を来年度も継続することについて改めて市長の見解を伺います。

次に、子育て支援について伺います。市長は子育て支援を選挙公約の一つに掲げられ、就学前までの乳幼児医療費無料化や中学校給食を実施するという約束を果たされました。さらに、学童保育所の増設にも力を入れてこられました。少子化対策にさらに力を入れ、「子育てするなら寒河江市」と言われるような若者に魅力ある施策を展開すべきと思いますが、考え方を伺います。

保育所について伺います。保育需要がふえており、特に低年齢児保育の需要がふえています。地域的なバランスを考慮し、保育所の増設や老朽化した保育施設の建てかえを計画的にやっていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、認可外幼児施設に2人以上通わせている保護者に対する保育料の補助について伺います。 市立保育所に2人以上の子供が通っている場合は2人目から保育料が半額になりますが、認可外幼 児施設にはそれがありません。同じ寒河江市に生まれた子供なのに、通う施設が公立か私立かによって受けられるサービスに格差が生じています。親の負担軽減、認可外幼児施設の入所児童の確保 のためにも補助をすべきと思いますが、2人目からの保育料に対する補助について市長の考えを伺います。 次に、予算に対する優先順位の考え方について伺います。市長は、就任以来精力的に地域座談会に足を運ばれ市民との対話をしてきました。その中で要望されたものは非常に多いと思いますが、要望事項については可能な限り反映するとしながらも、より明確な整備基準を策定し、公平性を保ちながら限られた予算の中で効率的な整備を進めていくと述べておられます。予算に反映するための優先順位をどのようにして決めるのか伺います。

次に、通告番号12番、中学校給食実施に向けた進捗状況について伺います。このテーマの質問は、 12月7日の國井輝明議員の質問と重複する部分が多くあり、答弁をいただいておりますので、私は 國井議員と重複しない部分で市長並びに教育委員長に質問しますので、よろしくお願いいたします。

中学校給食に向けての準備状況はホームページや市報などでも公開されていますが、改めて伺います。実施に向けた準備の状況について伺います。給食調理施設の完成はいつの予定か。1日に1,400食を調理する施設となっていますが、それ以上の食数を調理する余裕があるのかどうか伺います。また、アレルギー除去食の調理場は完備されているのか伺います。

また、國井議員の質問の中に、給食費の会計処理について質問がありましたが、口座振り込みにより市の一般会計に入るようにするとの考えでした。ただし、私会計よりも未納になる心配があると言われておりましたが、未納対策はどこがするのか伺います。

地産地消を進める食材の調達については、國井議員の質問で答弁をいただいておりますが、さらに質問いたします。年間の給食実施日数は確定していないとのことですが、地産地消を進め寒河江でとれたおいしい米を食べてもらう上でも、米飯または米粉パンをできるだけ取り入れるべきと思いますが、どのように考えておられるか伺います。

食育の推進について伺います。食育については国を挙げて取り組んでおり、学校給食法では中学校給食も食育の一環として位置づけています。小学校では、給食を通して命をはぐくむ食についてさまざまな体験や学習をしてきましたが、中学校における食育の推進をどのように具体化するのか伺います。給食時間の給食指導などはだれがするのか。郷土食の調理実習や家庭の弁当づくりなどについてどのように考えるのか伺います。

最後に、調理師の中学校給食配膳員としての配置転換について組合側との合意が得られているのかどうか、お伺いいたします。

以上お伺いいたしまして、第1問といたします。

○髙橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

佐藤議員からは、平成23年度の財政見通し、予算編成も含めてということと、中学校給食のお話 も答弁部分について御質問いただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

まず、平成23年度の寒河江市の財政見通しということでありますが、初めに市税収入の見通し、 見込みでありますけれども、今年度の個人市民税につきましては、景気低迷による給与所得の減少 などから昨年度に比べ大幅な減収、減額となっております。また、法人市民税につきましては自動 車関連企業の持ち直しなどから昨年度を上回る見込みでありますが、個人・法人を合わせた市民税 全体では、平成21年度に比べ減額になるのではないかと見込んでおります。平成23年度の市民税の 見通しということでありますが、今年度上半期の経済情勢報告などによりますと、景気は持ち直し の気配もあり平成22年度とほぼ同額程度は見込めるのではないかと考えておりますが、固定資産税につきましては若干の減額になるのではないかと見込んでおります。平成23年度の市税全体の収入の見込み額については、現時点では平成22年度をやや下回るのではないかと見込んでいるところであります。

次に、地方交付税についてでありますが、8月30日に総務省が平成23年度の地方財政収支仮資産を公表しております。その内容は、地方の一般財源総額について実質的に平成22年度の水準を下回らないように確保することとして、これに伴って地方交付税についても平成22年度とほぼ同額の16.9兆円を要求し、地方の安定的な財政運営に必要となる財源を適切に確保するとしております。この仮資産は、現時点で見込まれる地方財政収支の数値を仮置きしたということであります。経済情勢の推移、税制改正の内容、そして国の予算編成の動向などを踏まえて地方財政の状況などについてもあわせて検討を加え予算編成過程で調整されるものでありますことから、現時点で地方交付税については、不透明な状況が多いと認識しております。したがいまして、平成23年度の地方交付税、臨時財政対策債の総額については、例年12月末に国から示される地方財政対策が大きなポイントとなりますので、その状況を踏まえた上で予算編成を行っていく必要があると考えているところであります。

次に、平成23年度の予算編成にビジョンをどう盛り込んでいくのかという御質問であります。まず、雇用対策についてお答え申しあげたいと思います。国の緊急雇用創出事業については、離職を余儀なくされた方に対して一時的な就業の機会を提供することで安心して求職活動ができるようにするためのものでありまして、あくまでも緊急対策の事業でございます。一方、同じように基金を活用した事業にふるさと雇用再生特別基金事業というものがございますが、これは将来においても継続が見込まれる事業を対象に雇用継続を目的に実施しているものでございます。

さらに今年度からは重点分野雇用創出事業として介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用など今後の成長が見込まれる分野などを対象にしたもの、さらには実践的な技術を習得し、安定雇用につなげるための人材育成事業も実施しているところであります。これらの制度を有効に活用して雇用対策を進めてまいりたいと思っておりますが、議員御指摘のような要望もあり、県にもそういったことはお伝えしているところであります。いずれにいたしましても、雇用情勢の改善には景気が回復し企業の業績が上向きになるということが重要であります。市といたしましても、各般の産業振興策を講じて関係機関と連携をして、雇用状況の改善に一層努めていかなければならないと考えているところであります。

次に、今年度実施いたしました寒河江市住宅建築推進事業について御質問がございました。御案内のとおり、この事業は市民の方々より大変好評であったと思います。当初予算と補正などを含め、総額3,700万円の予算で事業を実施してきたところでございます。申請件数は256件、対象工事費いわゆる直接的経済効果につきましては約8億3,000万円、また経済波及効果は約16億円ということで、補助申請額に対しまして43.2倍の経済波及効果をもたらしたものと認識しているところであります。先般、佐藤議員からも御指摘がありましたが、市の商工会より事業の継続についての要望書の提出を受けたところであります。この事業については、地域経済の活性化、景気浮揚に対する経済波及効果も大きいと認識しているものであります。来年度における事業の継続につきましては、先ほど御質問の中にありましたが、県の予算編成の動向なども十分注視しながら今後鋭意準備・検

討を進めていきたいと考えているところであります。

次に、少子化対策として若者に魅力ある施策の展開を大いにすべきではないかということでありますが、私は昨年1月の就任以来、子供からお年寄りまで安心して元気に暮らせる「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」ということを目標に取り組んできたところであります。とりわけ、寒河江の未来を担う子供たちがすくすくと健やかにそして明るく安心して暮らせる社会を目指す、いわゆる子育て支援の施策については、御案内のとおり就学前までの医療費の無料化、中学校給食の実施、学童保育所の増設や認可保育所の整備支援など充実を図ってきたところであります。このような子育てしやすいまちづくりを進めていくことは、若者にとって魅力ある町を目指すことではないかと思っているところであります。さらには、働く場の確保、就労支援など若者が夢と生きがいを持って活動し地域に根差す取り組みというものを一層進めていかなければならないと考えているところであります。

次に、低年齢児の保育需要への対応の御質問がございました。今年度二つの認可外保育施設を認可保育所に整備をして、来年度からゼロ歳から2歳まで66名を受け入れることができるように施設整備の支援を行っているところでありますので、まず、来年度この2施設の運営に係る費用について市としても支援をしてまいりたいと考えているところであります。また、保育所の増設、建てかえなどにつきましては、乳幼児数の推移、さらには官民合わせた保育施設の状況なども踏まえて今後の施設のあり方など方向性を定め、計画的に進めていかなければならないと考えているところであります。

次に、認可外保育施設に2人以上入所している場合の保育料の補助の問題について御質問があり ましたが、認可外保育施設の運営については乳児受入支援事業費補助金として当初予算に1,110万 円を計上し支援しているところであります。また、本年9月にはさらに876万円、環境改善事業費 補助金530万円、合計1,406万円を増額補正し、認可外保育施設の運営支援に努めているところであ ります。また、認可外保育施設に入っている3歳児以上の保育料につきましては、私立幼稚園類似 施設就園奨励費補助金として市単独で補助を行っているところであります。また、2人以上が同時 に入所している場合には、これも市単独として上乗せ補助を行っているところであります。そうい ったことで充実を図っていることについて、御理解をいただきたいと思っているところであります。 次に、予算編成に対する優先順位の考え方について御質問がございました。地域座談会、これま で53回開催させていただいておりますが、市民の皆さんから要望が多かった項目については、やは り第一は市道や側溝整備など生活に身近な事業についてでありました。次に、寒河江をもっと元気 にしてほしいという内容、そして子育てや教育に関することが多かったのではないかと思っており ます。座談会において出された要望、御意見などですぐに対応できることは時間をおかず対応して きたところでありましたが、特に市道整備や舗装、側溝整備などについては要望の箇所も多く、財 政的にもすべてを一気に整備することはできないわけでありますので、現場の状況を見た上で優先 順位をつけて整備をしていくことが必要かと思います。そういったことから、市民生活に密着した 道路・河川の整備や維持管理について緊急性、重要性など公平・公正に判断をし、計画的、効率的 な事業の推進を図っていくために判断の目安となる基準というものを策定し、この基準に基づく評 価によって優先順位を判定し事業を進めていく必要があると考えているところであります。また、

総合的に取り組まなければならない施策、事業、例えば少子化対策などにつきましては、現在見直

しを進められています振興計画において、市議会での議論を踏まえ重点プロジェクトに位置づけていただいて優先的にそういったプロジェクトに取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

最後に、中学校給食の実施に向けた進捗状況について私の方にも御質問がございましたので、お答え申しあげたいと思います。

調理師が中学校給食の業務に従事することについて組合側との合意はできたのかと御質問がありましたので、お答えを申しあげます。病院給食調理業務の民間委託とあわせて中学校給食業務等への従事についての提案を7月16日に行い、これまで誠心誠意組合側と交渉を重ねてきたところであります。経過を申しあげますと、第1回は7月20日に、第2回目は8月26日に行って、10月28日に第3回目の交渉を実施しているところであります。4回目の交渉、12月3日に行いまして、中学校給食にかかわる業務を含め調理師の配置先等について合意を得たところでございます。

以上であります。

○髙橋勝文議長 渡邉教育委員長。

〔渡邉滿夫教育委員長 登壇〕

○**渡邉滿夫教育委員長** 佐藤議員から、中学校給食実施に向けた進捗状況について3点の御質問がございました。

最初に、来年4月からの実施に向けた準備の状況についてでありますが、まずは給食調理施設の建設状況についてお答えを申しあげたいと思います。既に御案内でございますけれども、本市の給食につきましては、民設民営方式により給食業務を日東ベスト株式会社に委託して実施いたします。現在、同社では高松工場の敷地内に学校給食センターとして調理場施設の整備工事を行っているところです。建物につきましては、去る11月10日に上棟式が行われまして来年2月21日までの工期で工事が完成すべく進められております。この建物が完成後、調理機器などの設置、試運転、調整などが行われ、これらも含めまして3月中には完成の予定であります。

次の1,400食以上を調理する余裕はあるのかというお尋ねでございますが、基本的には1,400食を 想定した施設設備として整備が進められております。若干の余裕があると聞いております。

次に、アレルギー除去食の調理場は完備されるのかということでございますけれども、食物アレルギーに対応するため、調理場内に特別食調理室が設けられることになっております。なお、教育委員会では現在生徒の食物アレルギーの実態について、各中学校を通じて調査中であります。したがいまして、この調査結果や保護者の意向、主治医の診断書などを踏まえ、学校と受託者とも十分に打ち合わせを行いながら、可能な限り対応してまいりたいと考えております。

次に、未納に対する対策はどこがするのかという御質問にお答えいたします。このことにつきましては、國井議員の御質問にお答えしましたけれども、給食あるいは給食費に対する理解を求めることが最も肝要でありますので、その点については全力を尽くしますけれども、学校との密接な連携・協力のもと、できるだけ未納者が出ないように努めてまいりたいと思っております。未納が生じた場合、学校の協力を得ながら私ども教育委員会が主体となって対応する考えでおります。

次に、第2の御質問、地産地消を進める食材の調達について米飯または米粉パンをできるだけ取り入れるべきではないかというお尋ねにお答えしたいと思います。米飯給食につきましては小学校と同様に1週当たり4回、1週5回でありますので、うち4回は米飯給食を実施したいと考えてお

ります。また、使用する米につきましても小学校と同様にJAと連携・協力いたしまして、寒河江産のはえぬき1等米を導入したいと考えております。寒河江産のつや姫についても提供する機会を設けてまいりたいものだなと考えております。なお、米粉につきましては、現在の流通の仕組み上指定できるのは県産というところまででして、寒河江産というところまで細かくは指定できませんけれども、米粉を使ったパンやめんについてもできるだけ取り入れるよう努めてまいります。

次に、第3の質問でありますけれども、食育の推進について、学校教育における食育の推進をどう具体化するのかという御質問にお答えいたします。この点に関して基本的な考え方は、國井議員の質問においてお答えしたとおりであります。

給食時間の給食指導などはだれがするのかというお尋ねでございますけれども、給食時間における給食指導は主として各担任が行うこととしたいと思います。また、教育委員会の管理栄養士も各学校を訪問し、校内放送を活用したり各教室を回り担任とともにこの食事指導を行ってまいりたいと思います。

次に、郷土食の調理実習や家庭の弁当づくりなどについてはどうかということについてでございますが、食育を推進するためには学校、家庭そして地域が連携して取り組むことが大切です。地域の食生活改善員の方などから指導を受けまして郷土食や伝統食の調理実習を行ったり、学校で学んだ栄養や調理に関する知識、技能を生かし、時には家族のために料理や弁当づくりを実践するということは、その食育を推進する上で大変望ましいと思います。今後、学校、庁内関係課、関係団体などと相談しながら実施をすべく検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

- ○髙橋勝文議長 佐藤議員。
- ○佐藤暘子議員 第1問にお答えいただきまして、ありがとうございました。

それでは、第2間進めていきたいと思いますが、今大変、市長の答弁にもありましたように財源が乏しくて運営するのに大変だということは国も地方も同じだと思いますけれども、その財源の確保としまして、今消費税の問題が浮上しております。ことしの夏の衆議院選挙以来、民主党も自民党も消費税は上げなければいけないという主張をいたしまして、それがもう上げざるを得ないのだという国民的な風潮といいますか、そうなってきていると思いますけれども、先月11月21日付の山形新聞に消費税率の引き上げについて全国の首長にアンケートをとった結果が出ておりました。消費税率を引き上げる必要がある、または将来的には必要と答えた人が87%に上っていると。税収の使い道は社会保障と挙げた人が多かったとありましたけれども、市長はこのアンケートに回答されたのかどうか、そして、回答されたのであれば、消費税についてはどのように回答されたのかを伺いたいと思います。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○**佐藤洋樹市長** 将来的に引き上げは必要だと回答をしたところであります。
- ○髙橋勝文議長 佐藤議員。
- ○佐藤暘子議員 もし、消費税が増税されたならば、市民生活にどのような影響が出ると思われますか。そしてまた、市民税や法人税などの税収にどのような影響が出るとお考えですか。
- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 あるシンクタンクの調査によると、税率1%引き上げると平均的な4人家族世帯で

年間3万4,000円の負担増になるということであります。10%まで引き上げれば16万5,000円の負担増になるという試算もあるわけであります。さらに、低所得者層ほどその相対的な負担が大きくなる、いわゆる消費税の逆進性も問題になっているわけであります。消費税を引き上げるということになりますと、消費の減少あるいは企業売り上げの減少などを通じて景気が悪化するおそれがあるということであります。現在の経済状況のもとでは引き上げるべきではないと思っているところでありますが、増大してくる社会保障費など考慮をいたしますと、将来的には引き上げが必要になってくるのではないかと思っております。消費税の引き上げの論議というものは、これから大いに議論をしていかなければならないと思いますし、税制の抜本改革の中で慎重に検討していく必要があるというふうに認識しているところであります。

○髙橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤暘子議員 この消費税の増税についてなんですけれども、これが導入されたのは1989年平成元 年なんですけれども、ことしでちょうど22年になるわけです。そして消費税が3%から5%に引き 上げられたというのが、1997年平成9年なんですけれども、その税率アップと軌を一にして法人税 の減税も行われたわけです。消費税の、これまでの国民が払った合計の税額が224兆円だそうです。 この間、法人税が引き下げられたことによって減収になった分が208兆円ということで、差し引き 国民が納めた税金が私たちの暮らしに回っているものはほとんどないという、差し引きにすればそ ういう計算になるということなんですね。それで、税率をアップしたことによって、消費税率をア ップしたことによって税収がどうなるのかというグラフが財務省のグラフに出ていたんですけれど も、これを見ますと消費税の税収は上がっていくんですけれども、一般会計の税収、それは所得税 とか市民税ですとか、そういうものは1997年の税率をアップした時点で、それを境にぐんと減って いるんですね。1997年の時点に戻ることがないと、現在も低いままであると。ですから、やはり消 費税を上げるということは景気を非常に悪くしますし、所得も減収になる。中小企業や、そういっ たところの景気も悪くなるということで税収が非常に落ち込んでくる。私たちの暮らしにとっても 大変な税負担になってくるという結果があらわれていると思います。ですからやはり、この消費税 というものは私たちの生活を破壊する税金であって、税源を賄うものにはなっていないということ が言えると思っております。

それから、予算編成についてですけれども、新年度の雇用対策関連の事業としてさまざまなメニューがありますけれども、新商品の開発支援に1,000万円の予算がつけられました。また、企業立地の促進として、補助事業に1,000万円の補助が出ているわけですけれども、これらの予算に対して成果がどうだったのかということを一つお聞きしたいと思います。

○**髙橋勝文議長** 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 景気対策という面で、いろいろな企業の活動をいろんな面で支援していくというのは、行政の役割であります。そういった意味で、新商品開発事業というものも去年度、そしてことしと2カ年取り組ませていただいたし、企業誘致というのはやはり雇用の場、産業の活性化という意味では大変重要な、地道な活動でありますので、そういったところについて効果を将来的に上げていくためには取り組んでいかなければならないということで、企業誘致のための支援事業なども取り組ませていただいたところであります。特に、前段の新商品開発事業については、去年10社ほど取り組んでいただきました。ことしも6社から取り組んでいただいております。特に、去年度取

り組んでいただいた企業の事業については、それぞれ成果というものを形にして出していただいているわけでさありまして、それについてもフローラですとか市報などでも紹介をして、また商品化できるものについてはそれぞれの企業が商品化をしていただいて販売をしていただくということで、具体的な形として成果が出てきていると理解しております。ことしについても6社取り組んでいただいておりますので、その成果は出てくるものと期待しているところであります。やはり、企業の皆さんにとってみれば、ちょっと行政の後押しがあると一歩踏み出して設備投資をしたり新しい企画をできるという、瀬戸際のところで悩んでいらっしゃる企業の皆さんも多いわけでありますので、そこをバックアップして踏み出していただくための事業でありましたが、そういった意味では成果が出ていると思います。

また、企業誘致についても、御案内のとおり大変厳しい状況でありますけれども、その中でも寒河江の工業団地の立地条件をよしとして立地していただく、あるいは増設をしていただく用地を購入していただくという企業があるわけでありますので、そういった意味で我々は支援をして、そういう意欲ある起業家を育てていく、あるいは寒河江の方に誘致をしていくということで取り組んでいるということで理解をいただきたいと思います。

○髙橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤暘子議員 それから、雇用対策に関連してですけれども、基金を創設している事業にこれからずっとその基金、基金といいますか継続した事業をしていただきたいというものが幾つかあったんですが、そういう事業に対して今後とも継続をしていく考えがあるのかどうか。一つは、小中学校のパソコン指導員の派遣ですとか、交通指導員の配置。これは子供たちの交通、通学の安全対策にとってもぜひ必要なものではないかなと思います。それから、栄養指導員の配置、高齢者宅訪問のケアマネジャーの配置ですとか、観光ガイドの養成。これはこれから観光を目指していくという寒河江にとってはぜひ必要なのではないかなと思ったんですが、そのような事業の基金が3年で終わりということなんですけれども、それ以降もそういう事業については予算化していく考えがおありかどうかお伺いしたいと思います。

○髙橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 そういう基金の事業、雇用確保に向けた基金の事業というものがいろいろな意味で 重要視されて新たな事業展開、雇用だけでなくて新たな施策事業展開に波及していると私たちも思 っているところであります。基金がなくなった、時限立法でありますから、基金がなくなった以降 どうしていくのかということでありますけれども、その期間内の事業の成果あるいは効果、これか らの将来見通しなども十分実績を見せていただいてその後継続していくかどうかを決めていく必要 があると思っているところであります。現時点で、一つ一つの事業についてどうしていくのかとい うことはこれから検討させていただければと思っているところであります。

○髙橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤暘子議員 寒河江市の住宅建設推進事業については、今後の県の意向なども見ながら検討していくという方針だったわけですけれども、商工会からは65歳以上の高齢者世帯に対する融雪、舗装とか耐震対策としてのブロック塀などの工事、修理などにもこれを該当させるべきでないかという提案がされておりました。そして、対象工事施工者には寒河江市の商工会に入っている人という限定といいますか、そういうものがあったわけですけれども、商工会に限らず寒河江市に在籍してい

る業者で信頼の置ける業者であればそれに限定すべきではないと私は思いますけれども、その辺の 考え方についてお伺いしたいと思います。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 住宅建築の事業については、先ほど御答弁申しあげましたとおり県の方でも各自治体のそうした独自の施策というものを受けて、全体としても、リフォーム中心のようでありますけれども、事業展開を考えているということでありますから、我々としてはそれと整合性をとりながら、調整をしながら来年度どうしていくかということを今検討していっているところでありますので、そういった中で仮に事業を実施することになった場合、今御提案のありました商工会からの要望でありますとか商工会の会員以外の皆さんに対しての事業展開をどうしていくかなどについてもあわせて検討していく必要があると思います。そもそも基本的なねらいは、やはり寒河江市内の景気の活性化ということが基本でありますから、その基本的な目的に沿った内容にしていくのが筋であろうと理解しております。
- ○髙橋勝文議長 佐藤議員。
- ○佐藤暘子議員 これから検討ということだったと思いますけれども、業者を商工会だけに限定するということは同じ寒河江市民としてほかの別な団体に所属している方もいるわけですので、そういう方たちが不利益をこうむらないように、そういう点はぜひ配慮していただきたいと思います。 子育て支援についてですけれども、今保育所は50年ぐらいになるんですか、非常に老朽化してお

子育て支援についてですけれども、今保育所は50年ぐらいになるんですか、非常に老朽化しております。特になか保育所なんかは子供が多い割に施設全体が狭くなっておりますし、あそこは交通渋滞が非常に激しいところでもありますし、そういう点ではどこかに移築するとか、また別なところに新設するとか、そういう計画をしていく必要があるのではないかと思うんです。バランス的に見ますと、中心部、中部小学区、そういうところへの市立保育所が今ないわけですね。ですから、そういう点からも子供の多くいる地域、子供を預けやすい場所、そういうところも配慮しながら、計画的な保育所の建設について増改築について検討していく必要があるのではないかと思いますけれども、その点についての考え方をお伺いします。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、保育所の施設自体についても大分年数がたっているというところもあるわけでありますし、今回の議会でも御質問がありましたけれども、全体的な地域ごとのバランスとか、あるいは全体的に少子化傾向の中であるという状況の変化というものも将来的にある程度想定をしながら、保育所需要にこたえる施設整備というものを考えていかなければなりませんし、またくどいようですけれども公立の保育所と民間の幼稚園等の施設とのバランスも考慮していかなければなりませんので、そういう総合的な検討の中で保育所の施設整備のあり方についても検討していく、そういう時期に来ているのではないかと思います。そういった観点から今後の保育所のあり方などについて我々としても少し長期的な視点に立って整備をどうしていくか、あり方をどうしていくかということを検討していく時期に来ているのではないかと認識しているところであります。
- ○髙橋勝文議長 佐藤議員。
- ○**佐藤暘子議員** 中学校給食についての質問ができなくなるようですので、まだ予算についても質問があったんですけれども、それを割愛しまして中学校給食に移らせてもらいます。

國井議員の質問の中で、先ほども答弁ありましたように、未納については教育委員会が主体とな

って対処するとありましたけれども、学校の先生方、もちろん学校側とさまざま協力しながらやっていかなければならないということはわかりますけれども、学校の先生方は非常に今仕事が忙しいわけですので、なるべく細かいことといいますか、大ざっぱなことといいますか、そういうところは教育委員会の方でやって先生方になるべく負担をかけないやり方をしていただきたいなということ、給食費が未納になって給食が食べられないということがないように、ぜひそれは子供たちが給食費を払えないので給食食べられなかったということがないようにしていただきたいと思うんですけれども、そういうことについては教育委員会が制度として要保護とか準要保護とかいう制度があるわけですから、そういうものもぜひ対処していただきまして、子供たちにそういう不幸なことがないようにぜひ配慮していただきたいと思うんですが、その考え方を伺います。

続けて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

地産地消についてですけれども……。

- ○髙橋勝文議長 一問一答です。渡邉教育委員長。
- ○渡邉滿夫教育委員長 未納の問題ですけれども、一昨日お答えしましたとおり、大変悩ましいところでございますけれども、議員御指摘のように先生方に負担にならないようにという視点も重要な点でございまして、そういう意味からも私ども教育委員会が主体となってという位置づけをしたところであります。具体的には今教育長のもと事務的にいろいろと詰めておりますので、議員のただいまの御質問の趣旨にありましたようなことも踏まえまして十分検討させていただきたいと思います。
- ○髙橋勝文議長 佐藤議員。
- ○佐藤暘子議員 地産地消についてなんですけれども、國井議員の質問にも答弁ありましたけれども、 生産者組合をつくってなるべく地産地消の推進に努めていくという答弁だったわけですけれども、 冬期間においてはそういう食材がなかなか調達できなくなるんではないかなと思うんですけれども、 青い葉っぱのようなもの、例えばホウレンソウとかそういうものについてはハウスでの栽培ができ るのではないかと思うんですけれども、そのハウス栽培などについての対応は考えているのかどう か。そしてなるべく地産地消、寒河江でとれたものが第一ということなんですけれども、それがで きない場合にはやはり西郡一体を考えたものとか県内を視野に入れたものとか、そういうことで対 応すべきだと思うんですけれども、ハウス栽培についてどのように考えておられるのか伺いたいと 思います。
- ○髙橋勝文議長 渡邉教育委員長。
- ○**渡邉滿夫教育委員長** 今、生産者団体あるいは納入者団体の組織づくりに向けて具体的に進行中でありますけれども、具体的には室長をもって答えさせていただきたいと思います。
- ○髙橋勝文議長 阿部室長。
- ○阿部藤彦学校教育課中学校給食準備室長 冬期間の地産地消ということですけれども、現在話し合いを進めておりますのは、しゅんの時期にとれる野菜を中心に12品目を供給してまいりたいということで話を進めております。

御質問のような冬期間のハウス栽培については関係課とも相談しながら検討していかなければならないと考えております。

○髙橋勝文議長 佐藤議員。時間です。

○佐藤暘子議員 時間がないようですので、要望にとどめさせていただきます。といいますのは食育の推進についてですけれども、担任の先生が昼食の時間には入るということだったんですけれども、やはり子供との触れ合いがなかなか先生方とれないと思うんです。それで給食の時間ぐらいは子供たちと向き合ってゆっくりと一緒に昼食を食べるという時間を、ぜひ教育のプログラムの中でも確保していただきたいということを要望したいと思います。

給食についての評価、では終わりました。 ありがとうございました。

石山 忠議員の質問

- ○髙橋勝文議長 通告番号13番について、3番石山 忠議員。
 - [3番 石山 忠議員 登壇]
- ○石山 忠議員 おはようございます。

佐藤市長は寒河江市の将来像を、「夢集い 人・緑輝く さくらんぼの都市」として第5次寒河 江市振興計画の中間見直しを進める一方、元気な寒河江を発信するために次々と新たな施策を展開 され、その成果についても評価を受けておられますことにつきまして心から敬意を表したいと存じ ます。

さて、私は本年6月定例会において寒河江市の観光振興について、特に観光資源の認識と着地型 観光について御所見をお伺いしましたが、今回はさらに具体的な御提案をお示ししながらお伺いい たします。

通告番号13番、歴史を生かした寒河江のまちづくりについてお伺いいたします。

寒河江市は原始時代以来の古い歴史を持ち、特に平安末期から鎌倉時代にかけては藤原摂関家の 荘園になり、大江氏が進出したこともあり中央文化が流入し、国指定重要文化財32点を有する慈恩 寺に代表されるように個性豊かな花が開きました。市内にある国や県、市指定文化財は150点を超 え、文化財の宝庫と言っても過言ではありません。

ところが、そんな誇るべき伝統や文化、歴史を持っているのに、寒河江の現状はこれらの歴史を 生かした町と言えるのか疑問です。そこで、市の特性を「歴史の輝くまち」に置き、観光開発を兼 ねて重点的な取り組みを図るために私の案を述べて、市長の御見解をお伺いいたします。

先日、40数年ぶりに訪れた高校時代の友人を案内いたしました。友人は、明るく近代的な姿に一変した本市の町並みに、「伸び伸びしてきれいだ」を連発、驚嘆していましたが、しばらくして「どうも味わいがない、何かもう一つ足りない」と感想を漏らしました。私は、この不足しているのが歴史とか伝統を生かすまちづくりだと思うのです。懐かしさや思い出、郷愁、こういった感情をわき起こす何かがないと、人の心は満たされないのかもしれません。これは、寒河江八幡宮の流鏑馬を初めとする民俗文化や地域の伝承を伝える「六供町のむかし」発刊などにかかわってきた私の体験から得た実感であり、信念とも言えるかもしれません。

そこで御提案いたします。「個性ある歴史のまち」をつくるため、可能な限り寺や神社、史跡、 伝説の残る場所などに立て札をつくり、住民に自分たちの町が歩んできた歴史や我が町の特徴を知 らせてほしいということです。また、地名のいわれなどを記した立て札も、それぞれの町に設置し てはいかがでしょうか。住んでいる地域を知ってこそ地域への愛着が生まれます。現在、主な寺社、 史跡などには石柱を初め説明表示はありますが、名称だけのもの、説明が足りないものなど決して 十分とはいえず、設置箇所も圧倒的に少ないように感じます。地域への愛着が生まれる状況とは残 念ながら言えない現状です。古い町だけではなく新しい町に設置するのも大事なことと考えていま す。特筆すべきものがなかったら、町のできた年、町のいわれや願いを記すことだけでも意義があ ります。さらに理想を言えば、どこに立てるか、どんな説明文にするのかは町内会や自治会の協力 を得て住民検討委員会のような組織をつくって市民参加、協働で進めれば、より大きな効果が期待 できます。このような活動を通じて、コミュニティー意識の高揚にもつながると思います。

町のさまざまな場所で、立て札を通じて我が町や寒河江の発展を知る、きっと市民は我が町に誇りを持つことでしょうし、観光客も「歴史が生きている町」との好印象を持つに違いありません。 御検討をお願いいたします。

歴史のまちづくりの第2点は、市内の文化財を広く公開する文化財ウォークの開催です。お寺や神社の事情により公開が難しいところもあると思いますが、文化財は国民の財産という立場に立って、さらに市独自の文化財愛護デーまたはウイークを設定し、地域の歴史に詳しい方を講師にお願いし説明していただくことなどはいかがなものでしょうか。例えば、慈恩寺、平塩熊野神社、高瀬山古墳、八幡宮などのラインをつくることのほか、長岡三十三観音めぐりや、現在2.5キロメートルから8キロメートルまで7コースが設置されている最上川フットパス、高瀬なんぶラインの活用なども考えられますが、いかがでしょうか。

3点目は、長岡山に移築された旧西村山郡役所、郡会議事堂の積極的な活用です。本来なら、かってあった寒河江小学校近くで保存すべきところですが、残念ながら移転を余儀なくされました。「欧米の文化を取り入れよう、欧米に追いつこう」という明治の進取の精神のもと地元の棟梁、大工、職人が苦労してつくった洋風の貴重な県指定文化財です。多くの人が親しめるように、市中心部、特に女子専門学校跡地への再移転も含めてさらに展示内容の拡充や博物館としての利用なども考えるべきと思いますが、これらについての今後の取り組みについて、女子専門学校跡地の利活用も含めて御所見をお伺いいたします。郡会議事堂が残っているのは全国的に貴重だと伺っています。

最後に、近年全国的な注目を集めている慈恩寺の文化財保護と観光開発のあり方についてお伺いいたします。寒河江市当局の熱心な働きかけもあって、山形県も慈恩寺の史跡指定について前向きな対応を示されていると伺っています。先日、史跡指定推進委員会も開かれ、動きも活発になるものと期待をしています。慈恩寺の魅力は、本市文化財保護委員長、市史編さん委員長の宇井啓先生が仏教の総合大学と述べられていますように、さまざまな仏教が宗派を超えて併存し、中央仏師のつくった多種、多様、多彩な仏像群が見られているということです。今後、ますます有名になればなるほど歴史的環境を破壊するような観光開発が懸念され、狭い道路に大型バスが通ることによる事故や騒音、排気ガスも心配されます。今のうちに法的な網をかぶらせ、道路や駐車場も整備し、文化財保護と観光開発が両立する対策を講ずるべきと考えます。史跡指定への取り組みの現状とあわせお伺いいたします。

以上、「個性輝く歴史のまち」に向けて御質問いたしましたが、これらの実現には多くの時間と 経費がかかることから、優先順位が必要と思われます。それを踏まえて市長の御見解、対策をお伺いし、第1問の総括質問といたします。

○髙橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 石山議員から御自身の持論、考え方を踏まえて何点か御提案をいただきましたので、 お答えを申しあげたいと思います。

まず、「個性ある歴史のまち」をつくるための手だてということでございますが、御案内のとおり寒河江市におきましては固有の歴史と文化を大切にしたまちづくり、人づくりを進めてきたと私は認識しております。その一環として、歴史を学んでそのことを広く伝え後世に残していくために、具体的には教育委員会、観光協会などとも連携をしながら、先ほど御提案がありましたけれども説明板でありますとか標柱の設置を歴史的な場所に設置をしてきたところでございます。一例を申しあげますと、市や観光協会による寺や伝説の紹介看板設置、さらには教育委員会によります歴史や遺跡の説明板、さらには市民とともに選んだふるさと歴史百選の標柱設置、そして地域の方々や民間事業者による説明板の設置などさまざまなところで取り組みがなされてきたわけであります。

議員からはもっと多く、説明も入れた立て札を多く立てるべきではないかと御提案をいただきました。私どもとしてもそういう状況というものも十分、これから地域の実態あるいはそういう箇所の実態というものも十分見させていただいて、必要と思われる箇所には、市あるいは教育委員会あるいは観光協会それぞれの役割を分担しながら鋭意整備を進めていかなければならないと考えております。

また、そういった中で住民の方みずからがそれを学びながら伝えるような看板を設置していくような活動は、これからのまちづくり人づくりを考えていく上で大変重要なことだ、有意義なことだと理解しておりますので、教育委員会が担当しておりますけれども、「歴史文化ふるさと回帰事業」でありますとか「山形ふるさと塾形成事業」などの活用というものも十分視野に入れながらぜひ進めていきたいものだと考えております。やはり、ふるさとを知る、郷土を知るということが郷土愛、郷土に誇りを持つということにつながっていくわけでありますし、そうした地域の歴史的なあるいは由緒のある場所の経過というものも我々はさらに多く知っていく、それが郷土の愛につながり、寒河江の誇りを持った寒河江ということに多くの市民がつながっていくんだろうと思いますから、ぜひその辺は充実をしていきたいと考えているところであります。

次に、市内の文化財を広く公開する文化財ウォークの開催についても御提案をいただきました。 現在、文化財をめぐっている事業、さまざまな事業については、教育委員会主催事業でありますと か公民館主催事業などで取り組んでいるのは御案内のとおりであります。御質問にありましたが、 最上川フットパス「ひろ野の杜・高瀬なんぶライン」などについては七つのコースが設定されてい るわけであります。寒河江市内には多くの文化財、ビューポイントというものも数多く存在してい るわけでありますし、これらをつなぎ合わせて、組み合わせてすばらしいウォーキングコースとい うのも設定できるのではないかと思います。現在、市街地、町中におきましても自然景観や芸術、 歴史をテーマにした3本の景観散策ロード整備を進めているところであります。あわせて案内看板 の設置、ガイドブックなどの作成も行っております。御提案の文化財ウォークの事業などについて は、歴史や文化を学びながら楽しく歩き、また健康増進にもつながっていくということであります ので、今後幅広く盛んに行われていってほしいと期待しておりますし、また市独自の文化財愛護デーなどについても実現が図られるように期待しているところでございます。 次に、旧西村山郡役所、郡会議事堂の積極的な活用ということで、御提案をいただきました。郡役所については御案内のとおり昭和53年11月に、郡会議事堂については昭和55年12月に県の指定有形文化財に指定されているわけであります。寒河江市の重要な文化財でございます。明治期の地方における洋風建築物として貴重である、そればかりではなくて郡役所と議事堂が別棟で現存しているというのは国内でも珍しい、貴重であるという高い評価を得ているわけであります。天童大江線の道路改良事業に伴いまして、郡役所については昭和56年に、郡会議事堂につきましては昭和58年に長岡山公園の現在地に移転復元して、郷土館として郡制時代の西村山の政治経済・文化をテーマに展示させていただいて、市民の郷土学習や観光施設として活用いただいているわけであります。郷土館がございます長岡山、市の総合公園でありますつじ園や展望広場には、市内外から多くの方が訪れているわけであります。さらに、寒河江公園内には由緒ある神社、県立の高校、市の試験研究研修機関がある県内でもまれな文教の森ということであります。郷土館もその特徴に合っていると認識しております。市といたしましては、今後寒河江公園全体の活用見直しについて検討を行っていかなければならない、いく必要があると認識しておりますので、そういった中でアクセス道路の問題を含めて対応を検討していかなければならないと考えているところでございます。

最後に、慈恩寺の文化財保護と観光開発のあり方について御質問がございました。本山慈恩寺については、申すまでもありませんけれども国指定の重要文化財、慈恩寺本堂そして仏像群を初め県市指定の文化財を多数所有する寒河江の至宝であります。観光面においても、本市はもとより県内の拠点となるべきものでございます。そのため、単に文化財の保護のみならずふさわしい景観の維持についても十分に配慮しながら、地域全体として総合的な整備というものも進めていかなければならない地域だと考えているところであります。法的規制が必要な場合が生じれば検討していかなければならないと思いますが、まず第一は住民の皆さんの理解と協力が不可欠であります。市におきましては平成19年度にまちづくりを推進するためのワークショップを開設をし、また平成20年度には醍醐地区景観・まちづくり協議会が発足をして、さまざまな活動を続けているところであります。今後とも御指摘のような両立する対策というものを鋭意進めていかなければならないと思います。その一環として史跡指定の取り組みというものを進めているところでございます。慈恩寺文化財の総合的な保存と観光資源としての格付の向上を図るために、慈恩寺の国指定史跡に向けた取り組みを実施していくということでございます。

これまで、学習会やシンポジウムを開催し、また文化財調査を実施してまいりました。また、10月には行政や関係団体、地元住民で組織をしていただきました「慈恩寺国史跡指定推進委員会」が設立されたところであります。さらに、来る12月11日には慈恩寺シンポジウムが開催される予定となっているわけであります。今後さらに国史跡指定に向けた活動に一層弾みがついていくのではないかと期待しているところであります。

最後になりますが、さまざまな事業について御提案をいただいた事業について優先順位はどうなのかというお尋ねがございましたが、立て札の増設でありますとか文化財ウォークなど比較的取り組みやすい事業は別にいたしまして、やはり中では慈恩寺国史跡指定に向けた事業というものについては重点的に取り組んでいくべきものと考えておりますので、推進委員会の活動あるいは教育委員会の取り組みを全面的に支援してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○髙橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午前11時5分といたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時05分

- ○髙橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。石山議員。
- ○**石山 忠議員** 総括の質問の中でもう一つ深めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしま す。

まず最初ですけれども、郡役所のことで申しあげましたけれども、その中で女子専門学校跡地の 利活用も含めて御所見を伺いたいと申しましたけれども、移転については相当の費用とかそういっ たものもかかるので検討の課題にしてほしいということと同時に、現在どういうお考えをお持ちな のか、その辺もお伺いしたものですから、入れさせていただいたわけです。その点について御見解 があればお伺いしたいと思います。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○**佐藤洋樹市長** 大変答弁が漏れたようでありますので、失礼申しあげました。

先ほど、寒河江公園全体の整備をどうしていくのかということをこれから検討していくという中で、郡役所あるいは郡会議事堂のあり方も検討していくということを申しあげましたが、そういった中でその場所などについても、ひとつ石山議員の御提案なども踏まえてそこをどうしていくかという候補にはなっていくんだろうと思います。そういったことを、全体として考えていくということにしていきたいと思います。ですから、公園のみならず周辺の地域も含めた中で市民の憩いの場としての寒河江公園のあり方について検討していきたいと考えております。そういった中で、その跡地の利活用も含めて検討していく必要があるのではないかと思いますので、そのあたりも含めて検討を進めていきたいと考えているところであります。

- ○髙橋勝文議長 石山議員。
- ○石山 忠議員 それでは看板の現状について申しあげます。

この前寒河江景観散策ロードウォーキングが行われまして、寒河江公園つつじ園あるいは栄町や寒河江郵便局隣の緑地などに表示してあります彫刻や美術館をめぐるアートロード、歴史をめぐるヒストリーロード、自然に親しむグリーナリーロードの三つの散策道路の意味について、12月5日号の市報にて紹介されました。おのおののコースについてわからなかったものですから、市報で紹介されてこういう意味があるということを知ることができました。コース全体の紹介はどうなっているのか、また先ほどの看板の話でも触れましたけれども、流鏑馬通りなどは地域のまちづくりの取り組みから生まれたもので大切にしなければならないものだと思います。総括で述べましたように、新しい名称として経過などをお知らせして、また宇井啓先生が市報に連載し1冊にまとめられた「地名を歩く」なども活用することなど今後のまちづくりに生かすべきと思いますけれども、御見解をお伺いいたします。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 アートロード、ヒストリーロード、グリーナリーロードについてお答えを申しあげたいと思います。

市街地の中を楽しくのんびりとめぐりながら、あるいは伝統的な町並み空間などに触れて再発見

することのために三つのロード整備を進めてきているところでございます。一つには各家庭のガーデニングや長岡山の自然、さらには二の堰のせせらぎをめぐり自然に親しむグリーナリーロード、二つには、各箇所に点在しております美術品、彫刻などをめぐりますアートロード、三つには大江公ゆかりの寺あるいは戊辰戦争の史跡などの歴史をめぐるヒストリーロードと、三つを整備を進めているところでございます。こういう地図もあるわけでありますけれども、その一環として平成20年度から案内看板を7カ所に設置をしてきております。今年度は新たに3カ所へ設置をしていくということで、多くの市民の皆さんが楽しみながらゆっくりと散策できるようにしていきたいと思いますし、御指摘のようにガイドブックでありますとか、さらにはホームページなどにも掲載をして多くの市内外の人に楽しんでいただけるようなロードを提供していければと思っているところであります。

流鏑馬通りのお話がございましたけれども、都市計画道路柴橋日田線の道路改良事業着手に当たり、御案内のとおり地域の方々が調和のある潤いのあるまちづくりを積極的に進めるという目的で流鏑馬通りのまちづくり協議会というものを設置をしていただいて、新しい通りの名称制定でありますとか景観づくりやにぎわいづくりのためのイベントの開催、あるいはそれぞれの家々、町並みでの統一した景観づくりなども協力して整備をしていただいているわけであります。門前町としてすばらしい景観を保っていただくということで、地域の皆さんの申し合わせにより整備をしていただいているわけであります。ぜひ我々としても、全体の完成が一日も早く待たれるわけでありますけれども、そうした町並み景観というものをこれから情報発信しながら、寒河江の名所として市内外に情報提供あるいは市としての整備も協力していかなければならないと認識しているところであります。

- ○髙橋勝文議長 石山議員。
- ○石山 忠議員 今3コース等についても、最初看板を見ただけではわからなかったものですから、 ぜひ取り組みについてよろしくお願いしたいと思います。

次に先ほども答弁がありますけれども寒河江市の観光協会で設置しております例えば、「大とか げ退治の大蛇松」などというのが陸上競技場の前に立っています。その表示物の現状と対策につい てお伺いしたいのですが、現在の設置箇所と設置後の管理についてどのようになっているのでしょ うか。新たな物語を載せて掲示しているというのは大変よいことだと思いますけれども、表示が小 さく見にくいこととか設置後の管理が十分とは思えませんので対策を講じるべきだと思いますが、 いかがでしょうか。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 大蛇松などの看板の管理等についての御質問でありますけれども、観光協会におきましてはさくらんぼ狩り、さらにはまちなか散策を組み合わせた商品づくりの一環として御質問にありました「大とかげ退治の大蛇松」などの看板を3カ所設置をしていると聞いております。一つは本町の宿竜院の閻魔堂に納められている十王様、今は観音堂に納められているわけでありますけれどもそこ1カ所、二つ目は新町の澄江寺、これは大江公と毛利家とのつながりを説明している看板であります。三つ目が御指摘の寒河江公園内陸上競技場入り口にある大蛇松ということになっております。看板については、景観にも十分配慮しながら大きさや材質、デザインなどを決めているということであります。管理については、設置者の観光協会が行っているところでありますが、御

指摘のありました大蛇松の看板については大変小さいのではないか、読みにくいのではないかとい う御指摘でありますので、私も実際見させていただいた上で対応を検討させていただければと思い ます。

- ○髙橋勝文議長 石山議員。
- ○石山 忠議員 続いて、個性ある歴史のまち、文化財ウォークの関連についてお伺いいたします。 住んでいる地域を知ることにより地域への愛着を育てることは、近年コミュニティー意識の希薄化 が嘆かれていることからとても大切なことだと思います。

そこで、厚生経済常任委員会の視察で訪れた富山県氷見市の地域密着・着地型観光について御紹 介し、御見解をお伺いいたします。氷見市がこの事業に取り組んだ背景には、日本一おいしいと言 われる寒ブリで勝負できるのは1月から2月末日までの2カ月間だけで、この時期以外の氷見をど う売っていくのかが課題と認識されたことがあるそうです。その一方、つくりっ放しの観光パンフ レットにも疑問を感じまして、売れて何ぼの旅行商品の必要性を思いまして、観光協会で第3種旅 行業登録をして着地型旅行商品を企画・販売できる体制を整えました。第1号は「氷見ゆったりま ちなか巡り」としまして、毎月第2、第4日曜日にボランティアの案内で3.5キロメートルを歩い て名物のといいますか、自慢の昼食をとるメニューで、そのほかに「夜のまちなか巡り」、「食と伝 統文化を訪ねる旅」、「お手軽観光タクシープラン」などの着地型商品を販売している。これは地域 の人、地域の住民が利用することが多くありまして、リピーターにもなりやすい、単価も非常に安 いということで、自分たちの町を知るという大きな手だてになっている。観光協会は旅行会社と違 いまして収益のみが目的ではありませんで、売り上げ額そのものが地域に落ちる経済効果を求めて おりまして、ボランティアガイドや体験型のインストラクターといった「人を介すること」による 人との交流を活発することが目的である。観光振興による地域活性化を目指す観光協会こそがすべ き事業だとしておりました。市内の参加者が多いということは先ほど申しあげましたけれども、周 辺の方々も参加して地元、地域を知って愛着をはぐくむ役割を果た、しているという様子が説明さ れました。

寒河江においても、寒ブリをさくらんぼに置きかえまして、そのほかに多くの観光資源を持った 寒河江市においては、歴史と文化も取り込んだ事業として取り組まれることはいかがなものかなと 思います。年配者から次代を担う子供たちまで参加できる文化財ウォークなども一つの手だてにな るということで、先ほど御提案をさせていただきました。

さらに、氷見市においては、最終の目的は収益事業にも積極的に取り組み、経営基盤の強化を図ることに目標を定めておりまして、今総務省、文科省、農水省の3省が連携して平成25年度から120万人の小学5年生を対象に3泊4日以上の宿泊体験を義務づけるというプロジェクトが進められているそうです。それの取り込みを進めておりましたけれども、本市においてはこういう内容等について御検討なされたのか、その状況等がありましたらお伺いしたいと思います。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 ただいま、氷見市の例、視察の状況などもお話しいただきましたけれども、さくらんぼ以外の時期についてどうしていくのかという御指摘だと思いますし、やはりそういった意味では通年の観光、そういうことをどう振興していくのかというのはやはり重要な課題だろうと思います。その中で寒河江の歴史的な資源と文化的な財産というものを大いに活用していくということが、

これから取り組んでいかなければならない課題の一つではないかと認識しているところであります。 そういった意味で、文化財ウォークという御提案でありますけれども、さまざまな景観の散策ロー ドなども整備をさせていただいてきておりますけれども、そういったものをさらに充実をしながら、 そしてもう一つはおっしゃるようにリピーターというものをどういうふうにして育てていくのかと いうことの意味も含めて、御提案のウォークあるいは愛護デーなども含めて検討していかなければ ならないと思っているところでございます。

それから、小学校の修学体験ということでありますけれども、寒河江市においては体験農業の受け入れ実績があるわけであります。今、御質問の構想が受けた平成20年度に幸生小学校でのモデル事業の展開などという実績があるわけであります。小学校の宿泊体験ということについては、来年度の学習指導要領の中において実施することが望ましいということに記載しているようでありますが、本市についても今後さらなる受け入れというものが可能であろうと思っているところであります。しかしながら、宿泊施設面などにおいては解決しなければならない課題もあるわけでありますので、今後大いにそこは検討しながら子供たちの体験学習、宿泊体験などの充実強化なども取り組んでいければと考えているところであります。

○髙橋勝文議長 石山議員。

○石山 忠議員 ただいまの宿泊体験については、農水省では「子ども農山漁村共存交流プロジェクト」ということで名づけているということは今市長がおっしゃったことだと思いますけれども、ぜひ子供たちに宿泊体験することの中でいろいろな社会性を身につけさせようという考え方だそうですので、ぜひお考えいただきたいと思います。

次に、同じような例ですけれども、七尾市を初めとしまして能登4市5町が能登半島観光圏整備事業(地域密着・着地型観光事業)として、行政区域にとらわれないエリアでさまざまな関係者が協働し地域の資源を活用した着地型旅行商品を企画・販売するなど滞在型観光につながる持続的な取り組みを活性化するために、観光庁の観光地域づくりプラットホーム支援事業に取り組んでいました。これは特に、滞在時間を長くするための内容でありまして、合宿や修学旅行をターゲットに事業展開を図るというものでした。当市においても、それに見合うような施設やあるいは条件というものはあると思いますので、それらについてどのようにお考えをお持ちなのか、またその状況についてお知らせいただければと思います。

○髙橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 プラットホーム支援事業についてどう取り組むのかという御質問でありますが、観光庁が推進しております観光地域づくりプラットホーム支援事業というのは、観光エリア、観光圏において地域資源を活用した着地型旅行商品を販売するために、旅行者さらには旅行代理店等の市場と地域とをつなぐ窓口組織の設置について支援をしていく事業だと理解をしているところであります。

現在、御案内のとおり村山地域7市7町で構成をしております「めでためでた♪花のやまがた観光圏推進協議会」というものを設置したところであります。平成23年度におきまして、その協議会におきまして事業に取り組むべく計画を進めているところであります。そうした中で、寒河江市も加わって実施をしていければと考えているところであります。

○髙橋勝文議長 石山議員。

- ○石山 忠議員 続いて、平成23年度から予定をされておりますやまがた花回廊、左沢線沿線の取り 組みについて、寒河江のこれまで、今までのお話を申しあげましたけれども、いろいろな商品を提 供しながら花回廊の方に提供していくということだと思いますけれども、これについての考え方あ るいは現状、そういったことについてお伺いしたいと思います。
- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 やまがた花回廊キャンペーン事業への取り組みはどうかということでありますけれ ども、御案内のとおりやまがた花回廊キャンペーン事業というのは、平成19年からJR東日本と置 賜地域そして上山市も加わって、連携して花、食、歴史をテーマにした観光誘客事業として進めら れてきております。大きな話題を呼んでいるという事業でございます。来年は5年目となるわけで ありますので、その事業エリアの拡大を図っていこうということであります。

寒河江市もそのエリアの拡大の中に含まれるということで、近隣の各市町とも連携しながら寒河 江市の魅力ある観光資源を前面に打ち出して、着地型旅行商品の造成と観光ルートの提案を行って いく準備をしていくところであります。また、その中で、例年さくらんぼの時期に合わせてJR左 沢線に運行しておりますSLさくらんぼ号については、来年度花回廊キャンペーンに合わせて運行 するという計画にもなっているともお聞きをしているところであります。これも一つの話題になっ ていくのではないかと思いますし、寒河江市もその花回廊のキャンペーン事業に加わりながら一緒 になって広域的な観光振興に努めていきたいと考えております。

- ○髙橋勝文議長 石山議員。
- ○石山 忠議員 慈恩寺について再度お伺いしますけれども、積極的な取り組みを進められて国史跡 指定の動きが相当あるということと、これについては特に国・県、特に県の動きというものも相当 影響がある、あるいは力強いバックアップを得られるということが条件になってくるのかなと思いますので、現在市長として述べられる範囲で結構ですので、県あるいは市との関係の中で慈恩寺に 取り組む状況等について何か新しいことがあればお伺いしたいと思います。
- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、慈恩寺の史跡指定に向けた取り組みというのは、教育委員会の方で中心的な役割を担って進めているわけでありますし、先ほど申しあげましたけれども、地元の機運あるいは地元の理解を深めていく、それから寒河江市民の中にさらに慈恩寺に対する認識を新たにしていただくということで、いろいろなイベント、シンポジウムなどを開催して進めていただいているわけであります。我々としては、そういった県の教育委員会と市の教育委員会の取り組みをさらにバックアップしていくということであります。私の立場としてはそういうことでありますので、御理解を賜りたいと認識しているところであります。
- ○髙橋勝文議長 石山議員。
- ○石山 忠議員 歴史をまちづくりの主軸に据えてということでは、いろいろと頑張ってほしいと思います。

観光を基幹としたまちづくりが各地で盛んに取り組まれております。今、市長も申しておりますけれども、地元の人が地元を知る、魅力を感じること、おもてなしによる町の活性化を目指すことが大きな手だてになっております。先日、開催いたしました。厚生経済常任委員会と寒河江駅前地区まちづくり推進委員会及び寒河江市中心商店街連合会の皆様との意見交換会の席でも、これまで

述べてまいりました内容と同様の考え方を述べておられました。おもてなしの心あるいは地域を知る、あるいは地域を知るための手だてとしての表示が欲しい、そんなことをおっしゃっておりました。観光は総合のまちづくりだと思います。寒河江の宝を広めるために、その大きな役割を持つ観光ボランティアガイドの育成支援などにも取り組まれておると思いますけれども、その支援の状況をお伺いして私の一般質問を終わりたいと思います。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 観光ボランティアガイドの育成についての御質問でありますけれども、御案内のとおり寒河江市におきましては観光ボランティアガイドとしてさくらんぼの里観光ガイドという方々がいらっしゃるわけであります。三つ、大きく班が分かれているわけでありますけれども、一つには慈恩寺のガイドを担当する「慈恩寺班」、それからひな祭りのガイドを担当する「雛まつり班」、そして町を観光を担当する「まちなか班」という三つの班に分かれて構成されているわけであります。そのガイドの養成というのは、これから寒河江市の観光振興していく上で大変力強い支援のグループになっていくと私も思いますので、市と観光協会の連携のもとに、これは財団法人長寿社会推進機構の御支援もいただいていますので、そこと連携しながらこれまでも進めてきているところであります。

特に、最近ではガイドの皆さんが主体的に活動していく機運も高まってきているところでありますし、特にまちなかでの観光ガイド、まちなか班というものも充実してきていると聞いているところであります。ただ、発足してからある程度の時間が経過しておりますので、今後若い方、新しい方をメンバーに加えてさらに充実していく必要があるのではないかと考えてきております。若いボランティアガイドの育成、養成ということについて今後観光協会とも十分連携をとりながら進めて、さらに充実した支援グループとして育成してまいりたいと考えているところであります。

工藤吉雄議員の質問

- ○髙橋勝文議長 通告番号14番、15番について、5番工藤吉雄議員。
 - [5番 工藤吉雄議員 登壇]
- ○工藤吉雄議員 お昼を目の前にしてですが、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

私は、新政クラブの一員として、議員活動の中で多くの市民から寄せられた意見について質問に 入らせていただきます。答弁よろしくお願いいたします。

先ごろ、地元紙の見出しに「つや姫98%全国一」の記事が載っていました。今秋本格デビューのつや姫、一等米比率が全国平均で63.1%、県平均比率75.9%と低迷する中、新品種つや姫の一等米比率は98.0%と高い比率になりました。地元寒河江地区はJAさがえ西村山によると、西村山産つや姫は98.1%となっています。価格については、JA全農山形によれば平成22年産米は概算金で主力品種はえぬきは9,000円/60キロ、つや姫1万1,500円/60キロとなっています。その他、有名品種コシヒカリ1万500円/60キロ、ひとめぼれ9,000円/60キロ、あきたこまち8,800円/60キロ、ササニシキ8,800円/60キロとこのようになっています。価格を同期比較で平成21年産米と平成22年産米を考えたとき、主力品種はえぬきで3,300円/60キロの大幅減の価格となっています。60キロ当たり3,300円の減収であります。稲作農家にとって大きな痛手であります。同時に、市にとりましても

大きな痛手と考えます。もてもてのつや姫、反対側には米価の下落、この現実を市長はどのように 考えるか伺います。

米の消費、価格も低迷する中でつや姫の本格デビューは明るい話題でした。現在も明るい話題でにぎわっております。在京ラジオ局での取り扱い、同じく在京テレビ局での新品種米での食味比べ登場と、社会に認知されようとしているのではないかと思います。県産米ブランド戦略室の話として、「当初想定した以上によい結果が出ている。各方面から他品種に比べ品質がよいとの話をもらっている」と手ごたえを口にしたと、地元紙は書いています。私自身ラジオを聞きテレビで見て、つや姫を褒められているとうれしく感じていました。

現在、つや姫は全県に分けて栽培されています。面積では庄内地区が一番多く栽培されています。 しかし、適地栽培地はまだ検証されていないと思っています。市長は公約の中で農産物ブランド化 推進を図るとし、その事業を進められています。加えて、寒河江市を「つや姫の里」としたいと県 につや姫の里の名称使用許可をとったと聞きますが、そのつや姫の里確立実現の方法、方策を伺い ます。

本年はつや姫デビューにとって最高の環境条件と言えたかもしれません。たまたまの気象条件が高温障害をもたらし、結果、栽培者にも消費者にも熱い視線を向けさせるようになったと紙上で言っています。つや姫は売れ行き、価格もよく、また来年はつや姫を栽培したいという方が大勢おられました。

このような人々の声を受け、知事は先日700へクタール3,500トンの増収を図ることを発表しています。結果、平成23年産米栽培者を追加募集を行う、このように発表もしております。現在、489へクタール分がこれからの募集となるわけです。稲作農家にとってことしは大幅収入減の年となったわけですが、来年こそはこんなことがないようにと思う今日であります。つや姫栽培面積は西村山地域では113.4~クタールうち寒河江市は44.95~クタール、39.6%の栽培面積であります。栽培面積増を図るとき、このときこそ好機とし、「つや姫の里さがえ」をつくるための栽培面積獲得をする考えはないでしょうか。獲得できれば、稲作農家にとってつや姫は救いの神となると考えます。その考えを伺います。

次に、農業委員会会長に伺います。よろしくお願いいたします。食糧自給率向上をめざし耕作放棄地の改善、就農、複農の機会をつくり、または一般法人が参入しやすくすべく昨年12月に改正農地法が施行されました。ここまでほぼ1年が経過したわけですが、紙上によればその実情はどのようになっているか実態調査が実施されたと書かれています。私は、昨年9月定例会において改正農地法施行を前に、農業委員会の考え方を質問させていただきました。農地を取得する際の下限面積を20アールまで下げられないか。団塊世代最後の年代の方々が退職年を迎える年とも重なるので、就農、複農の機会が安易になるよう、そして作物をつくる楽しみ、耕作放棄地の解消、農業への関心と関連づけられないかと。いただきました答えは、個々の地域の実情と農業を考えて検討を重ねたいとのことでした。1年を経過した現在での検討結果はどのようになったのでしょうか。寒河江市も農業従事者高齢化が進んでいる今日、ここあそこと耕作放棄地が目につくようになってきました。私たちの身の回りにこの現実があります。

ところで、農業参入に関心を寄せている一般株式会社もあると聞きますが、寒河江市における実 情、実態はどうでしょうか。そしてそれは水田、樹園地、畑どちらでしょうか。 以上、1問としまして御答弁よろしくお願いいたします。

○髙橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 工藤議員からの農業振興について私に御質問でありますので、お答えを申しあげたいと思いますが、つや姫のデビューと米価の下落をどう考えるかということでありますが、まず本年産米の概算金の大幅な下落についてお答えを申しあげたいと思います。市全体の米の概算金については平成21年度が9億3,000万円であります。平成22年度については、大変失礼いたしました。9億300万円の誤りです。平成22年度は11月末現在で6億4,100万円ということになっております。2億6,200万円の大幅な減収という状況であります。大変農家の皆さんにとっては大きな痛手であったろうと思っているところであります。

一方、今年度から導入をされました戸別所得補償モデル対策事業交付金でありますけれども、定額部分で1億4,300万円が既に農家の皆さんに交付をされております。さらに変動部分というものがございますけれども、3月末までで約1億1,000万円程度が交付される見込みでして、これらを含んだ場合におきましては、戸別所得補償の事業での交付金を含んだ場合におきましては収入が市全体として、米に係る収入が市全体として昨年度と同程度の収入になっていく、その程度にとどまるのではないかと試算しているところでございます。

次に、「つや姫の里」の確立に向けた実現方法、方策について御質問がございましたけれども、 県産米期待の新品種つや姫、ことし10月にデビューをして消費者あるいは市場より高い評価をいた だいているのは御案内のとおりでございます。品質においては、平成22年産米の検査の結果、一等 米比率が全国一、工藤議員御指摘のとおりでありまして、非常に高い結果となっております。寒河 江市内におきましても10月24日に行われました第1回さがえ秋のうまいもの市、さらには各種の研 修会、講習会などにおいて試食会なども実施しているところでありますけれども、大好評であった と聞いているところであります。品質、食味、安全の三位一体の栽培法を重視したおいしい米とし て生産者お一人お一人がつや姫栽培の意気込みと自覚を持って生産していただいた結果だと認識し ております。また、ことしは春の低温、夏の記録的な猛暑、残暑なども続き品質低下が懸念された わけでありますけれども、つや姫の高温に強い品種特性が発揮されたものと考えております。

このつや姫の里づくりにつきましては、均一的な良食味のつや姫の生産、それとあわせてトップセールスなどを通じた積極的なPR活動によって消費者の皆さんから認知していただけるかどうかということが今後にかかっていると思います。そのためには個々の生産者の方々が県の栽培基準を守り、そしておいしい米をつくっていただくということが重要であろうと思います。

また、レベルの高い独自の栽培基準を設けて、おいしさの目安となりますたんぱく質含有率を厳しく設定をした「厳選つや姫」の栽培も奨励をして、つや姫の里づくりを推進していく必要があると考えております。さらにあわせて消費地への積極的なPRなどもさらに充実をしていかなければならないと考えているところであります。

次に、つや姫の栽培面積を拡大する考えについてどうかという御質問でございましたが、今年度の栽培面積と生産者の数でありますけれども、県内全体では約2,500へクタール、2,573名の方が生産をしていただいています。寒河江市におきましては、御指摘のとおり45へクタール53名の方に生産をしていただいたわけであります。平成23年度につきましては県全体で約3,200へクタール、今

年度より700~クタール拡大されるということが先般発表されたわけでありますけれども、寒河江市の栽培面積については先日13~クタール拡大されて58~クタールが配分されたところであります。つや姫の人気、それから品質の高さによって農家の方々より栽培したいという要望が多々あるわけでありますので、つや姫の里を推進するためにも作付面積の拡大は必要であると十分認識しているところであります。

しかしながら、ことしデビューしたつや姫であります。今のところはつや姫ブランドの育成段階と思います。消費者や市場の評価の確立を図っていく大変重要な時期ということであろうと思います。そのためには栽培マニュアルに基づいて厳しい条件のもとに生産者を一定の要件のもとに認定をして、良好な品質を管理する必要がある時期ではないかと思います。そういった観点から、つや姫のブランド力がある程度高まった時点においてさらに多くの市内の生産者の皆さんに栽培していただければと思って期待しているところでございます。

以上であります。

○髙橋勝文議長 この際暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

○**髙橋勝文議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。芳賀委員会会長。

[芳賀靖夫農業委員会会長 登壇]

○芳賀靖夫農業委員会会長 工藤議員より質問ありました農地法改正に伴う規制緩和について、農地を取得する範囲の下限面積について、それから市内における農業生産法人以外の一般法人の農業参入について順次お答えいたします。

下限面積の引き下げについては、本年度運営委員会の運営方針の事業計画に掲げ、現在検討いたしているところであります。また、先進地視察研修についてもテーマの一つとしてきたところであります。その中で、設定に際しては田と畑の区別はなく農地一本の設定であることから、水田については経営が成り立たないことは明白であります。また、小規模農家の増加に伴い、地域を担う中核農家の農地の面的集積の妨げにならないか、また堰払いの地域の農業維持のための役割分担を担ってもらえるか。山間部においては不法投棄を目的とした権利の取得が起こらないか等検討課題が多く出ております。一方、花・野菜等の栽培で集約的な農業経営の場合は50アール未満でも就農が可能になっており、現に就農されている方もおられます。県内の状況を見ましても、農地法改正後に下限面積の引き下げを行った箇所は鶴岡市の一部のみでございまして、一方では設定は行わないと決定した農業委員会も多数ございます。下限面積は一度設定した場合、うまくいかないからといって後戻りのできない重要な項目であると認識いたしております。下限面積の設定に伴い、新規参入者が採算が合わないからといって農業経営を中断すれば、小規模の耕作放棄地が発生し地域の農業経営にも影響を及ぼすことにもなると思っております。このようなところから、先ほど申しあげました課題を整理するとともに、寒河江市の農業を守っていくさまざまな手法も含め引き続き検討を重ねていかなければならないと思っているところでございます。

次に、市内における農業生産法人以外の一般法人の農業参入についてお答えいたします。昨年の 農地法の改正により、農業生産法人以外の一般法人が農地の貸借について要件を満たすものについ ては農業生産法人でなくてもできることとされたものであります。この要件とは、一つが農地を適正に利用していない場合に貸借の解除をする旨の条件が契約に付されていること。二つ目が、地域の他の農業者との適正な役割分担のもとに継続的かつ安定的な農業経営を行うと見込まれること。三つ目が、その業務執行役員のうち1人以上が農業に常時従事すると認められることであります。この要件を満たしていれば農業に参入できるわけであります。

御質問の寒河江市における実情、実態についてですが、本市農業委員会への申請は今のところありません。県の調査によりますと県内では11法人、13件の許可となっております。

西村山管内におきましても、河北町の建設業者1法人、1件の許可となっております。なお、今のところ本市農業委員会へ相談や問い合わせはありませんが、情報を集めながら今年度中に農業生産法人以外の一般法人の農業参入への対応マニュアル等を作成してまいりたいと思っております。 農業生産法人以外の一般法人について申請があった場合、的確に対処してまいりたいと考えております。

以上です。

- ○髙橋勝文議長 工藤議員。
- ○工藤吉雄議員 1問目の質問に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず、市長の分からについてお伺いしたいと思います。一等米比率の落ち込み及び米価の下落、 非常に稲作農家にとりましてがっかりする、意気消沈する毎日のところに、つや姫の朗報だけが毎 日目に耳に入ってくるわけでございます。つや姫、非常に評判がいいだけに来年こそはということ で起死回生を図りたいと考えるのは必然のことと思います。市長の答弁にもありましたが、「つや 姫の里さがえ」をつくるのに、1ランク上の厳選つや姫の栽培と私も思って、そう言おうとして準 備したところ、先に厳選つや姫、なくちゃならないという御答弁いただいたわけでございます。

さらにつけ加えるならば、生産地の売り込みは、栽培、米をつくるということだけでなく他地域、 他県へのアピールとして県外からも寒河江に多数お客様がいらっしゃるわけでございます。宿泊す る人には朝飯、夕飯に食べていただくのが非常にいいかなと私は考えるわけです。栽培して消費し て、そして他にアピールすると、こういうことはお考えにないんでしょうか。伺わせていただきま す。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 寒河江のつや姫のブランド化を進めていくという点を考えていけば、もちろんおいしいおいしいと言うだけではなくて、口だけではなくて食していただくというのが、寒河江のつや姫を拡大していく一番の基本だと思いますし、観光の振興という大きな視点からもやはり食というもののウエートというもの、だんだん高まっていくと思います。そういった意味で、寒河江のつや姫の里としての位置づけをより確かなものにしていくということを考えれば、ぜひ多くの食事を提供する施設等で、寒河江産のつや姫を提供していただくことは必要であろうと思っているところであります。そういった意味で一部施設においては既に提供していただいているところもあるとお聞きをしておりますけれども、市内全体としてそういう運動と申しましょうか、そういう提供できる施設を多くしていくということが、ブランド化に向けてあるいは寒河江の情報発信に向けて、大変重要なことだろうと考えております。
- ○髙橋勝文議長 工藤議員。

- ○工藤吉雄議員 確かに、そういう形で食を提供するという意味で、隣の西川町で一つ統一された山 菜そばなるものが全町一つでという取り組みがあったように思います。今、夕食朝食という形で言いましたけれども、例えば温泉組合とかあるいは飲食店組合とか食堂組合のような、そうしたところに働きかけるようなお考えはございませんでしょうか。
- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 今申しあげましたとおり、ある程度の施設、観光施設も含めましてそういった寒河 江のつや姫を提供していただくことは大変重要なことだと思います。これから、我々の方でも温泉 組合初め観光施設などについて、幅広くお願いをしていきたいと考えているところであります。
- ○髙橋勝文議長 工藤議員。
- ○工藤吉雄議員 ありがとうございます。

ところで、つくるように頑張るんですが、これ私もいろいろな規制があってだれもがつくれないんだということは承知しています。しかし、来年も規制があるとも聞いています。果たして、栽培マニュアルを守ってだれもがつくれるような時期はいつごろになるでしょうか。見通しなどお聞かせいただいたら、非常にありがたいと思います。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 私の口からそういうこと、大変難しいわけでありますけれども、県の立場とすれば やはりはえぬき、どまんなかの経験というものを十分踏まえて、今回のつや姫の生産の拡大の方策 あるいは宣伝の方策というものを十分練っているわけであります。そういったことである程度の品質を保っていくという、現段階ではそういうことである程度の生産についても栽培についても、制約をお願いをして取り組んでいるということであります。我々としてはぜひそういう販売消費というものが拡大をして、ある程度生産マニュアルというものが定着をしていくことによって、それが幅広く多くの皆さんに提供、生産に取り組んでいただけるという時期ができるだけ早く来るように望んでいるところであります。
- ○髙橋勝文議長 工藤議員。
- ○工藤吉雄議員 やはり、県の仕事ゆえに市長の口からいつと言えないというのは非常にわかるのであります。しかし、非常につや姫が評判がいいだけに市民の皆さんにつや姫の力、恩恵をひとしく享受できるようにと思いまして、ついつい無理な質問もさせていただきました。どうもありがとうございました。

次に、農業委員会の方に質問を移させていただきたいと思います。ただいま農業委員会会長の御答弁によりますと、1年たっても今も検討中であるという御答弁いただきました。先ごろも農水省の調査ということで、新聞紙上に載っていましたけれども、下限面積20アールから30アールとした農業委員会が、調査対象農業委員会の40%ありましたと。さらには、10アール以下とした農業委員会が14%ありました。二つ足すと、半分方は非常に小規模な形で農地取得というものがなされるようになった。これは農地の集約もさることながら、最近よく言われるホリデーファーマーというか、市民農園のちょっと大きくなったような感じの農業を楽しむ人たちの増加というか、そういうものがふえてきたあらわれかなという気がしますけれども、こうした調査結果をどのようにお感じになるんでしょうか。お伺いします。

○髙橋勝文議長 芳賀農業委員会会長。

○芳賀靖夫農業委員会会長 それでは、お答えいたします。

下限面積の検討状況について先ほど説明したとおりではございますけれども、農林水産省で実施した状況調査の下限面積実施状況についてどのように考えているかとの御質問でありますが、これは市町村の農業形態は栽培作物、農家数、経営規模等状況がそれぞれ異なるわけでありまして、一概に所感を申しあげることは難しいと思っております。また、県内の状況は先ほど申しあげましたとおり、下限面積について検討した上で50アールを下回った下限面積を定めないと決定した農業委員会も多数ございます。本市の場合は整理しなければならない課題等も多くありますので、各地域の農業委員の皆さんの意見を十分に参考にしながら、引き続き検討していかなければならないと思っているところであります。

以上です。

- ○髙橋勝文議長 工藤議員。
- ○工藤吉雄議員 ありがとうございます。

私たちは、先ほども言いましたように身の回りにつくり手のいなくなった耕地を見るにつけ、この土地をだれが耕すのだろうかと感じるわけであります。ゆえに、農業に関心を持つ人あるいは組織、団体に頼るしかないのかなと私は感じるわけであります。最良の手段は何なのかということは、今後いろいろなもろもろの検討をする必要があるとは思います。どうもありがとうございます。

最後に、農業委員会の皆様には農地を守り緑を守り自然を守り、そして国土を守る大切なお仕事 であると感じます。どうもありがとうございました。

質問を終わります。

松田 孝議員の質問

- ○髙橋勝文議長 通告番号16番、17番について11番松田 孝議員。
 - [11番 松田 孝議員 登壇]
- ○**松田 孝議員** 私は日本共産党を代表し、市民から寄せられた要望や意見を踏まえ、通告している 項目について市長の見解を伺っていきたいと思います。

最初に、放課後児童対策事業、学童クラブの公的支援について伺います。学童クラブは「放課後児童健全育成事業」という名称で、児童福祉法第2条「国及び地方自治体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と明記されています。このような位置づけのもとで運営され、財源は国・県・市の補助金と保護者の負担で運営されています。

現在、学童クラブへの理解とニーズは高まり、入所児童も増加してきております。しかし、運営 団体だけでは解決できない課題も背負わされ、困惑している状況も見られます。ここで、市長に申 しあげたいのは、子供の健全な育成と親の子育てと仕事の両立を支援するための施設であります。 学童クラブの運営に対する支援と保護者への支援を組み合わせ、さらなる子育てしやすい環境を整 えていただきたいと思います。

現実の課題として、大規模化施設の分割や、分割したが均衡が図れない問題、保育料金や公的支援体制の充実、新たなクラブ設置の要求など切実な声が寄せられています。これらの要求と実態を調査し、公的サービスとして学童保育全体の量・質の底上げを強く求めるものであります。その一

つは、中心部の学区では入所児童数が増加し、大規模学童クラブの分割が行われてきました。ところが、西根小学校区では分割されたが小学校内のクラブに児童が集中し、依然として過密化が解消されていません。現在の状況は国が示しているガイドライン、児童1人当たりの面積おおむね1.65平方メートルを大きく下回っております。それと比較してねっこクラブ第2は予想に反し、入所児童が少なく新たな対策を講じていくべきと思います。そこで、ねっこクラブの当初の分割計画はどのようなものであったのか、来年度に向けて格差の解消に向けた対策をどのように検討するのか伺います。

二つには、小規模小学校区では学童クラブがないために放課後は留守宅に帰り1人で過ごす児童や他の学区の学童へ入所している児童など、家庭の生活を守るために独自策を講じて子育てと仕事を両立して頑張っている家庭もふえてきています。しかし、10歳未満児を留守宅に残し働いている親にとって、毎日が不安でならないといいます。また、小学生が自分の小学校を越えて学童クラブに通うということは、児童の精神的な負担、保護者の交通費の負担や送迎時の多忙による事故など多くの課題を抱えています。これらを解消するには全学区に学童クラブを設けることが必要です。小規模小学校区に対する学童クラブの設置について、市長の基本的な考えを伺います。

3点目は、ことし3月に寒河江市次世代育成支援行動計画の後期計画では、学童クラブを現在の8カ所から平成26年度まで12カ所に増所予定となっています。その具体的な根拠はどのような内容か。また、本市の学童クラブの適正規模の考え方と定数を要綱に明記すべきと考えますが、見解を伺います。

4点目、放課後児童対策での保護者負担の減免制度の創設について伺います。働く両親たちの環境も今は大変厳しい環境に置かれています。リストラによる人員削減で退職を強要されたり、正社員だったお母さんが突然パートに切りかえられる。また、無権利状態に近い派遣労働についている父母もふえてきています。土曜日日曜日も出勤せざるを得ないひとり親家庭の母親など深刻な状況にあります。現在保護者負担は1人9,000円で、兄弟で入所となると負担は1万8,000円です。兄弟割引を設けているクラブでも1万5,000円の負担となります。この負担ではとても払えないと退所する家庭もふえてきているそうです。このように深刻な事態であり、学童クラブに入所希望する児童がすべて入れるように、保護者の負担の軽減を図るための対策が必要と考えます。ひとり親家庭など、加えて2人目の入所の場合の負担軽減を図る減免制度を設けるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

5点目は、学童保育実施状況に、各自治体ごとに大きな格差、大規模施設、待機児童などが深刻化しており、どの自治体に住んでいても安心・安全に学童保育を利用できるようにと、2013年度から導入予定の新育児政策「子ども・子育て新システム」素案が公表されました。特に、放課後児童クラブについて現行制度では設置や実績にばらつきがあり、一定の経過期間を設ける方向で検討されています。また、市町村に施設の整備、運営などを義務づけるとともに、児童の対象年齢も小学校まで改めるとしています。前段で述べたように、保護者の就労状況が多様化していることから、利用者の利用時間の延長など利用しやすい環境が整うことが期待されています。以上が政府の素案となっています。今後、実施に当たり負担増やサービス低下などの問題を残さないように進めていただきたいと思いますが、国のこの動向について市長の見解を伺いたいと思います。

次に、市街地整備による交通安全対策について伺います。交通事故を未然に防止し、事故減少を

図るには交通危険箇所を早期に把握し、交通安全施設などの先行対策を推進することが極めて効果的と思います。木の下土地区画整理事業ほなみ団地は、平成15年3月に区画整理事業の都市計画が決定され翌年2月に組合が設立され、平成15年から平成24年までの事業で進められています。この事業では都市計画道路2路線が整備され、現在下釜山岸線は平成17年から着工され、市道丸の内西根北町線まで完成し、平成24年度までには主要地方道寒河江村山線まで完成予定です。また、落衣島線も一部を除き完成をしています。木の下地区内の31路線の道路について、6月定例議会で市道認定されました。現在は宅地分譲も緩やかに契約が行われ、住宅も着々と建設されてきています。この10月に大型店舗が着工し、来春にはオープン予定とのことであります。ほなみ団地はすばらしい町並みが形成され、道路の築造によって円滑な道路が確保されました。しかし、市民の安全・安心な生活道路として交通安全施設が不十分な箇所もあります。現在、暫定的に市と区画整理組合で簡易の自主規制標識を配置し交通事故を未然に防ぐ対策が施されております。しかし、大型店舗の開店によってこの地域の交通事情が大きく変わり、混雑による交通事故発生も危惧されます。市民生活に甚大な影響を及ぼす前に、必要な交通安全施設整備を早期に関係機関に要請すべきです。これまで、土地区画整理組合も含めほなみ団地とその周辺の交通安全対策について、特に交差点協議の中で確認されてきた事項をお伺いいたします。

2点目は、落衣島線と市道八鍬日田線の交差点の改良について伺います。現在、八鍬日田線は道路の幅員が狭く、右折車によって直進車の通行に支障を来す状況でございます。これまで整備を実施してきた都市計画道路落衣島線整備事業として、事前に道路を拡幅し右折レーンなどの整備を行い交差点改良を効率的に実施し、安全な道路を確保すべきであったと思うが、また今後の整備計画の有無について伺いたいと思います。

最後に、児童生徒、高齢者を巻き込んだ痛ましい事故が各地で発生しています。ほなみ団地内も 縦横に道路が走り、西南に勾配もあり農道との交差する箇所も多く歩行者・自転車・運転者ともに 危険な状況にあります。そのために通学路の総点検、見直しも必要と考えます。関係する学校への 周知と町内に対する安全指導、特に新旧道路の交差点、七日町石川東線の接点箇所について関係す る住民に対し安全指導を実施すべきと考えますが、市長の見解を伺い第1問といたします。

○髙橋勝文議長 佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** 松田議員からは、放課後児童対策と交通安全対策について御質問をいただきました ので、順次お答えを申しあげたいと思います。

学童クラブ、特にねっこクラブについての御質問がありました。ねっこクラブの当初の分割計画はどうであったのかということでありますけれども、御案内のとおり放課後児童クラブ、学童クラブについては、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う子供たちに遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図っていく事業であります。女性の就労の増加、少子化が進行する中で、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として極めて重要な役割を担っていると認識しているところであります。

ねっこクラブにつきましては、年々入所児童が増加をして施設が手狭になっているということで、 運営委員会の方からも要望がございまして、ことし6月に分割をしてねっこクラブ第2を新設した ところであります。分割に当たりまして、新たな学童保育の設置場所等についてねっこクラブの運 営委員会や地域の方々が検討を重ねられ、もちろん市とも協議をさせていただいたところであります。また、児童の入所数について、運営委員会の方で自宅の場所、兄弟の入所の有無などについて保護者の方と十分な話し合いをしながら決めていただいたとなっているところであります。議員から御指摘の点、十分こちらの方でも承知をしているところであります。今後、格差解消に向けて、特に来年度の受け入れ児童数については、運営委員会とも十分協議をさせていただければと今考えているところであります。

次に、小規模小学校区に対する学童クラブ設置の考え方について御質問がございました。現在、 寒河江市には六つの小学校区に八つの学童クラブがあるわけであります。ことし6月1日現在で 325名の児童を受け入れているところであります。昭和63年度に南部小学校区の留守家庭の低学年 児童を対象に、南部地区公民館の一室を借用して南部地区学童保育所なかよし園として開設された のが当初であるのは御案内のとおりであります。その後、平成4年度に寒河江中部小学校区、平成 10年度に寒河江小学校区、平成14年度に西根小学校区、平成15年度に柴橋小学校区、平成19年度に 白岩小学校区に開設してきたところであります。どの学童クラブについても、小学校低学年の児童 を持つ保護者が放課後における子供への不安から設置を強く望み、運営委員会をつくり民家や公民 館などを借用しての開設となってきたわけであります。現在、学童クラブがない小学校区について は、高松小、醍醐小、幸生小、田代小、三泉小となっているわけであります。

学童クラブの運営については、市の委託料、保護者の保育料で賄われているわけであります。その委託料については、市の実施要綱に定める児童数に応じた基準額によって各クラブの委託料を算出をし、各クラブの運営に均衡を欠くことのないようしているところでございます。今年度からは、対象児童が5人から9人の小規模の場合でも実施できるよう拡充されてきているところであります。したがいまして、対象児童が5人以上いるということになれば学童クラブの設置というものは可能になってきているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、各学童クラブの適正規模、定数を明記することについてお尋ねがございました。ことし3月に策定をいたしました寒河江市次世代育成支援行動計画におきまして、学童クラブの実施箇所数の平成26年度数値目標、御指摘のとおり12カ所としたところでございますが、これは未設置地域であります高松小、醍醐小、三泉小に各1カ所、現在の大規模クラブ1カ所の児童数がさらに増加し分割した場合、合わせて4カ所の設置を想定をして現在の8カ所と合わせて12カ所にしているところでございます。また、学童クラブの規模につきましては、国のガイドラインでは集団の規模としておおむね40人程度までとすることが望ましい、また1学童クラブの規模については最大70人までとすることとなっております。基本的には、このガイドラインの示す人数が適正規模と考えられるところでありますが、このガイドラインは各クラブの多様性から最低基準という位置づけではなく、運営するに当たっての望ましい方向を示すものと理解しているものでございます。したがいまして、学童クラブについては施設や設備、職員体制等がそれぞれ異なってまいりますので、学童クラブごとにガイドラインに沿って適正な規模を判断することになると理解しております。定数を要綱に明記すべきということでございますけれども、先ほど申しあげましたとおり、国のガイドラインに基本的な人数が示されていること、また各クラブの運営の多様性から定数については要綱に明記はしてこなかったことでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、保護者負担金の減免制度の創設はどうかということであります。学童クラブの保護者が御

負担いただく保育料については、すべてのクラブで1人9,000円となっているわけであります。また、兄弟等で2人目以降入所する場合は、六つのクラブで5,000円、または6,000円としている、いわゆる減免をしているところであります。保育料につきましては、各運営委員会ごとに要綱等で定め、それに沿って運営していただいているところでございます。これまでも運営委員会の自主性を尊重してきたところでありますが、減免をしていないクラブについては今後検討していただくようにお願いをしていきたいと考えているところであります。また、ひとり親家庭の負担軽減につきましても同様に考えているところであります。

次に、新育児政策子ども・子育て新システムの考え方についてはどうかということでありますけれども、ことし6月に国の少子化社会対策会議において子ども・子育て新システムの基本制度案要綱が決定をされ、制度の基本方針が示されたのは御案内のとおりであります。今後の具体的な制度設計については、現在子ども・子育て新システム検討会議が開催されて、学童保育に係る制度についても鋭意検討が行われていると伺っているところであります。放課後児童対策については、共稼ぎ家庭等にとっての子供たちの毎日の生活の場を保障する重要な制度であります。子供の健全育成を図る上で極めて重要なものと考えております。今後の国の動向を十分注視していきたいと考えているところでございます。

次に、交通安全対策について御質問いただきました。ほなみ団地とその周辺の交通安全対策について交差点協議の中で確認された事項はないかという御質問であります。御案内のとおり、ほなみ団地の整備については木の下土地区画整理組合施行として実施されているわけであります。区画整理事業の道路関係工事については都市計画道路落衣島線と県道天童大江線の交通点部を除き、今年度に完了する予定になっております。

御質問の交差点協議については、平成19年度に県公安委員会に対して行っております。その回答に基づき、交通安全施設の設置を行ってきたところであります。回答における要請内容としては、交差点内速度抑制ラインの道路標示、T字路交差点の突き当たり部への夜光反射材つきのガードレールの設置、警戒標識の設置、道路照明等の設置、視線誘導線の設置などになっております。その他といたしまして、寒河江警察署との打ち合わせにより自主規制の「止まれ」の標識を設置をして、交通安全の確保に努めているという状況でございます。

次に、市道八鍬日田線の交差点について右折レーンの整備の考え方あるいは今後の整備計画はどうかという御質問でありますが、御指摘の箇所については、都市計画道路落衣島線が市道八鍬日田線との交差点から県道寒河江村山線まで延長する際に検討していきたいと考えているところでありますが、来春の御案内のとおり大型店の開店さらには都市計画道路落衣島線と県道天童大江線の全面開通により、交通量の増大というものも当然予想されるわけであります。右折レーンの設置については今後の交通状況を見定めながら見きわめながら、適切に対応していかなければならないと考えているところでございます。

次に、学校や町内に対する安全指導について御質問がございました。現在、通学路の点検につきましては各小学校やPTAの皆さん、交通安全協会各支部などの関係団体が鋭意行っていただいているところでございます。点検を実施していただいて横断歩道や「止まれ」、信号の設置等の交通規制が必要となる場合には、市へその旨要望していただいているというのが実情であります。交通規制につきましては御案内のとおり、県の公安委員会において交通量、交差点や道路の形状線形、

通学路指定の有無などの道路状況を総合的に判断し、設置していくということになっているわけでありますので、市といたしましては学校などからいただきました要望について直ちに公安委員会、もちろん寒河江警察署にお伝えしてまいりますとともに、実現に向けた要請というものを行っているところでございます。また、通学路が危険だと判断された場合には、各学校において通学路の変更なども行っていただいているところでございます。

次に、新旧道路の交差点に関係する学校あるいは住民の方々に対して安全指導の実施はどうかというお尋ねでございました。現在は自主規制などの看板などの設置をして、通過車両や歩行者に注意を呼びかけているところでございますけれども、年末年始に通過交通量の増加ということも見込まれますことから、12月20日号の市報に合わせ、ほなみ団地に関する道路の情報を改めて学校や市民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えているところでございます。今後、何度も申しあげますけれども、大型店の開店やら工事の進捗、新たな横断歩道や信号機の設置等、状況の変化に合わせて寒河江警察署とも十分連携を密にしながら学校や地域に対する安全指導を、鋭意実施してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

- ○髙橋勝文議長 松田議員。
- ○松田 孝議員 学童保育については、学童の運営については歴史的な経過と自治体の理解さらには 目標、目指す方向も全部各自治体ごとにばらばらなんですね。山形県でも学童保育の連絡協議会の 中の資料を見ましても、各自治体がまちまちで保育単価なんかも相当格差があります。山形市では 1万2,500円、低いところでは5,000円ぐらい、そういう状況の中であります。それで、質問した私 の目的は非常に大変な状況にある家庭が多いんです。ぜひ、減免制度をきちっと設けて各運営委員 会に任せきりでなくて、やはりきちっと要綱に盛り込んだ上で市で負担した形で進めてもらいたい と私は思うんですけれども、その辺について市長の考え方を再度伺います。
- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 保護者負担の問題についてはいろいろ地域的な、各自治体ごとのアンバラもあるというのも十分承知しているところでありますし、先ほど来申しあげているとおり、学童クラブの設置の経過などもあって地域の方々の大変な協力、保護者の皆さんの協力というものによって成り立っている運営組織であります。その辺の状況も踏まえながら、我々の方も減免などについても検討していく必要があると理解しているところであります。そういった意味で運営委員会とも十分お話し合いさせていただければと思っているところであります。
- ○髙橋勝文議長 松田議員。
- ○松田 孝議員 各学童クラブの定数の問題ですけれども、基本的には子供を健やかに育てるという 意味からしても国の示しているガイドライン、面積要件ですと畳1枚ですよね。そのぐらいはぜひ 確保するような方向性を具体的に検討してもらいたいと思います。今の状況を見ますと、三つの学 童クラブがそれに満たない状況で、非常に大変な中で運営されている状況であります。それと同時 に、定数もある程度きちっと設けないと、受け入れ側としても対応が困ると思うんです。結果的に、国が今度平成19年度から暫定的に計画はなっているんでしょうけれども、70人を超えると補助金を 出さないという中身になってきて、多分平成23年度からそういう方針になると思うんです。そうすると、70人手前で切らざるを得ない。そうすると、待機児童が非常に多くなる現象になると思うん

です。その分早目に分割すればそれで済むと思うんですけれども、その分割の対応なんかもなかなか場所的な問題、施設整備にはいろいろな問題、課題を抱えていて、2年、3年かかるわけです。その段階に行くまで。ですから、きちっとこういうものも要綱に盛り込んだ上で、運営委員会と協議しながら進めていただきたいと思います。これまでの歴史的な経過を見ると、運営委員会がほとんどやっていたわけですけれども、最近の白岩の学区のさくらっこなど見ますと、大分中身的には変わってきているんですね。やはりいろいろな問題については市に相談しているというのがほとんどだと思うんですけれども、その辺も含めてきちっとこういう定数の問題とか面積要件もガイドラインを守る方向で、きちっと指導するべきだと思うんですけれども、その辺について市長の御見解を伺います。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 国の方では、検討を進めているということで、その検討結果を待たなければというところはあろうかと思いますけれども、やはり子供たちが安心してある一定の時間を過ごせるような、そういう学童クラブというものを充実をしていくという基本的な姿勢は来年度においても一層いろいろな面で整備をしていかなければなりませんし、面積の問題などあるいは一つの施設についてどの程度の人数が適正であるのかなどについても、やはり今回の御提案の、御質問にありましたねっこクラブの例なども十分参考にしながら、子供たちの健やかな成長のために施設を充実をしていくということにしていきたいと思いますし、そういった意味で面積あるいは適正な規模というものについても十分勘案してこれからの整備を進めていかなければならないと思います。もちろん、保育所の場合でも同じでありますけれども、全体のこれからの需要、少子化の動向なども踏まえながら整備を検討していくということが重要であろうと思います。
- ○髙橋勝文議長 松田議員。
- ○松田 孝議員 平成26年までに12カ所設置予定となっていますけれども、これで見ますと3学区に 学童保育を検討するような方向性を示していますけれども、具体的に三泉、高松、醍醐地区に対し て本年度4月に実施要綱が出されましたけれども、その中身について地元に対しどういう啓発活動 をやっているか伺いたいと思います。
- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 私もいろいろな会合などを通じて、特に高松地区などについてはそういう要望もこれまでもそういう、今まで10人以上でないと設置がなかなか難しかったのが5人以上になるなどということは口頭でも私の方からもお伝えしておりますし、保護者の皆さん、学校、PTA、民生委員の方々と何度か市の方でもお話をさせていただいているところでありますが、今後改めてこの学童クラブの設置の条件などについて説明をして、あわせて意向などについても調査をさせていただくということが必要だろうと思いますから、そこら辺を実施をしていきたいと考えているところであります。
- ○髙橋勝文議長 松田議員。
- ○松田 孝議員 関係学区に対しては周知を早目にしていただいて、今の現状を見ますと自岩には5名の学童、児童が他学区から入ってきているんですね。そうするとやはりファミリーサポートを利用して送迎をやっているんですけれども、その負担もばかにならないんですね。1日朝晩頼んで500円ぐらいするのかな、今。そういう状況であって、年間にしてやると非常に大変な状況であり

ます。ですから、できるだけ早目に進めていただいて地域からいろいろな要望を聞いて進めていただきたいと思います。

今、障害児童を受け入れている施設があると思うんですけれども、これに対し県からの負担金、 上乗せ分の加算金という名目で入ってきておりますけれども、実際障害児を扱うとなると1対1の 体制でやらなければならない、そういうことがあると思うんです。そうした場合、2名、3名になった場合、基本的にこの加算金というのは人件費ぐらいしか当たらない金額なんです。そうすると 3名ぐらいになると対応できないという問題が出てきます。具体的に上乗せを市で考えているのか、 そうなった場合、でないと今の現状で、1対1の現状で対応できないからというので拒否される、 待機児童になるんでしょうけれども、その辺についての市長の考え方をお聞きします。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 障害を持つ子供さんの受け入れ支援の助成制度、補助額は国の基準に従って、1カ 所当たり年間147万2,000円となっているようであります。松田議員御指摘のとおり、人数が複数に なった場合、その対応というのは大変だということがあろうかと思います。我々としては、そういった状況について具体的にどういう状況が出てくるかなど、あるいはほかの自治体での支援の状況 なども十分検討させていただきたいと考えているところでございます。今すぐどうのこうのということは、なかなか難しいわけでありますけれども、十分そこは検討した上で対応を決めていきたいと思います。
- ○髙橋勝文議長 松田議員。
- ○松田 孝議員 具体的に、そういう人数になれば改めて検討いただきたいと思います。 それで、余り時間がありませんので、市道整備の交通安全対策について伺いたいと思います。市 長は市道の安全管理者であると思いますけれども、安全管理者としての心得を聞いておきたいと思 います。
- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 安全運転管理者という意味だと思いますけれども、もちろん管理者としてはその配下の職員の交通安全について十分な気を配りながら、またそういう指導をし、また私は市長という立場もありますから市民の皆さんの交通安全というものについて啓発をしながら、あるいはまた指導していきながら寒河江市民の安全・安心な暮らしを守っていく必要があると認識しているところであります。
- ○髙橋勝文議長 松田議員。
- ○松田 孝議員 私の思っていたとおりだったと思います。それで、結果的にこの問題を取り上げた理由は、一つは建設文教委員会で学校のPTAと懇談したんですよね。そうすると、やはり学校の通学路の問題で交通安全に対しての要望が非常に強いわけです。しかし、一般質問の中で全体に余り広げると市長と教育委員会と分かれるものですから時間的に無駄なので、結果的にほなみ団地を例に出してまず大体取り上げたんですけれども、結果的に交通安全施設というのは、先行してある程度進めないと安全は確保されないと思うんです。結果的に、公安委員会の判断だと言いますけれども、その事前の段階でやはり開発進んで幹線道路がこう進むんだという想定のもとで、その整備に当たってはある程度補助要項の中でも交通車両とか何台とか目安をきちっと出して補助事業を受けているわけです。ですから、事前に公安委員にきちっと連絡して事前に対策をとるのが本来だと

私は思います。そのために、交差点協議の中では結果的に防護柵とか警戒標識とか照明とか確かについております、今現在もう、見てみますと。しかし、肝心なところに交差点改良が行われていなかったり、あるいは非常に危険とされる大型店舗が開通によって非常に危険とされるような交差点にもきちっとした標識がない、そういう状況で大型店が開店したらどうなるのかという想定のもとですると、犠牲者が出てきてから初めて今までの段階でつけているんですね。そうでなくて、これは事前に公安委員との協議の中で、ここは寒河江市の幹線だからどうしても期間内に設置してくれと、そういう要望をきちっと出さなければ、公安委員会に任せて継続継続という学校からの要望書なんか見ても、結果的に何年も継続になって、これは公安委員会の判断だからということで継続なっている事業いっぱいあるですね。だから、そうならないように市民が安全に生活できるように市民は要望しているんです。でも、市長は市道の管理者ですから、きちっとその安全を確保するための対策を事前にとる。これが必要だと思うんですけれども、この辺について市長のお考えをお願いします。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 当然のことながら、市民の安全を守るのは私の職務の大きなウエートを占めると思いますし、当然交通安全のためのいろいろな対策というものを充実をして安心を守るということは必要であります。そういった意味で、常日ごろから、公安委員会、寒河江警察署とも十分な連携をして事前の交差点協議などにおいても警察署の方から要請に基づいて指導して対応しているというところであります。やはりそこは公安委員会の権限が及ぶ範疇については、なかなか市としても対応できないという部分がありますが、できる限り市の行政として対応して、それが交通安全につながるような手だてというものを十分していく必要があると思いますし、これからもそういう面でできるだけ、事故が起きてからということがあってはならないので、事前の対応というものを我々としても十分対応していく、あるいは寒河江警察署に要請していくということも必要だろうと思います。我々の対応を受けて、それが警察の方でも動いていただくということになればいいのかなと思いますので、そこは積極的に対応していきたいと思います。
- ○**髙橋勝文議長** 松田議員。
- ○松田 孝議員 今の話は積極的に対応するということでありますけれども、現段階で交差点協議の中に入っていない項目、規制標識が全然入っていないんです、この中には。規制標識について具体的にどういう協議をなさってどういう段階に対応できるようになるのか、その辺の具体的なことについてお伺いしたいと思います。
- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたけれども、必要とされるような標識、恒久的に設置をする標識、例えば制限の標識でありますとか、もちろん信号機などといった交通安全施設と言われるわけでありますけれども、これについては、何度も申しあげて恐縮ですけれども、県の公安委員会が判断をして設置をしていくということになっているわけであります。そういった意味からすれば、事前の交差点協議の中でもそういった項目については入っていないということになっているわけであります。しかしながら、先ほど御質問にもありましたけれども、申しあげましたけれども、事故が起きてからではいかんのであります。そういった意味で、市としてできる限りの事前の対応ということが望まれることでありますし、そういった市の行政の対応というものが公安委員会の方でも

理解をしていただいて、何とか早目の対応をしていただければと思っているところであります。そ ういったところで御理解を賜りたいと思います。

- ○髙橋勝文議長 松田議員。
- ○松田 孝議員 できるだけ、そういう内容で検討を進めていただきたいと思います。

落衣島線と八鍬日田線の交差点改良について、都市計画道路が、落衣島線についてはまだまだ先が延長するわけです。そうするとその前に日田八鍬線の改良も含めて、今回の事業で本来は整備すれば非常に安全が保たれたのではないかと思いますけれども、これまでなぜそこまで検討してこなかったのか、関係者もいるようですけれども前から、これ含めて早期に対処してもらわないと非常に危険な場所となっていますけれども、具体的にこの場所の改良はいつごろ予定されているのか伺います。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 この件については、先ほど申しあげましたとおり全体的な整備については都市計画 道路が北上するという計画に合わせて整備をしていくということで考えているわけでありますけれ ども、これは先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、そういう状況がそういう計画の中で現 在大型店舗も立地をする、さらには住宅が張りついていく等の状況の変化も見受けられますので、 そこら辺は我々としても鋭意状況の変化を踏まえた適切な対応というものを進めていくと今考えて いるところであります。
- ○髙橋勝文議長 松田議員。
- ○松田 孝議員 それからもう1点伺いますけれども、寒河江市には交通安全対策会議条例が制定されております。これを見ますと結果的に交通安全対策の計画をつくる、作成する一つの機関なんですね。これではその内容も、市民にも議会にも公表されていないようであります。だから、当局が何冊かつくって読んでいるような状況であって、その中身を見ますと基本的な国の動きとか県の動きを書いているだけで、市民に直結するような内容がほとんどないんです。ですから、これをもう少し制度を直して、やはり市長自身が先頭になってこの寒河江市の安全対策をどう進めていくのか、都市計画道路ができたときにどういう対策をとるのか、この町ができたときにはどういう対応をしていくのか。そういう目に見える安全対策会議にしていただきたいんですけれども、その辺について市長の見解を伺います。
- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 寒河江市の交通安全対策会議についての御質問でありますけれども、この会議については御案内のとおりでありますけれども、法の定めに従って設けられているということであります。個々の案件とか具体的な場所などについて協議をしていくための会議ではなくて、長期的な寒河江市全体の交通安全についての御審議をいただく会議になっているのは御案内のとおりであります。平成18年に策定をいたしました第8次交通安全計画というものについては、来年見直しするということになっておりますので、こうした中でこの会議を設けて新たな見直しの計画を立てていくことになろうかと思います。

ただ、御質問にありましたような交通事故の未然防止とか交通安全施設の先行対策などについては、今現在寒河江市交通安全推進協議会というものがありますので、そこの中でいろいろと関係者の皆さんと協議を進めて、未然の交通安全対策に行使していきたいと考えているところであります。

川越孝男議員の質問

- ○髙橋勝文議長 通告番号18番について、16番川越孝男議員。
 - [16番 川越孝男議員 登壇]
- ○川越孝男議員 私は、議員活動の一つとして市民から寄せられる「どうなっているか調べてほしい」などの声に基づき実態を調査し、その実態をペーパーで報告をしています。

例えば、「寒河江市の水道料金は全国一高いと聞くが本当か、もっと安くならないのか、転入者の不満知っているか」との声が寄せられました。そこで、過去5年間の水道事業会計の損益状況や県内13市の水道料金の比較表、それに市の水道料金規定などを掲載した市政報告書を配布しています。こういった報告書などを通じて、市民の皆さんからお寄せいただいた御意見や批評に私の考えや提言も含め、通告に従い端的に質問いたしますので、市長並びに教育長にはかみ合った答弁を期待いたしたいと思います。

通告番号18番、市政全般について(1)行財政改革の観点から事業の選択及び実施の問題点について三つの事例を通して伺います。

一つ目は、無駄の見直しの観点からであります。事業費 2 億6, 216万4,000円で進められていた陵西中学校大規模改修事業が今年度で終わり、新たに今年度から陵西中学校の耐震化事業が 1 億4,570万円で進められます。ところが、大規模改修したところを取り壊さなければならないことや財政面に限らず整備事業に伴う教育環境面での支障や負担を二重に強いられるなど、問題や無駄の多い進め方になっていると思いますが、市長並びに教育委員長の見解を伺います。さらに、この原因はどこにあると考えておられるのか。そうならないために今後の方策について市長並びに教育委員長に伺います。

二つ目は、民間委託は歳出面だけでなく歳入をも含むトータルな判断の必要性についてであります。小学校給食調理業務の民間委託が3校で実施されています。このことによって財政支出の削減効果は確かに出ております。しかし、これまでも指摘してきましたが、低落札が続いていること、調理師8名中2名が市内の方で6名の方が市外の人でした。これは6月の段階での調査でありますけれども、そしてまた受託した会社はすべてが市外の会社です。従っていくら安い金額で契約してもそのほとんどのお金が市外の人に支払われているわけであります。これで市税収入や地域振興にどの程度効果があるのでありましょうか。民間委託については歳出面の経費削減だけでなく、市民の雇用の確保や従事者の処遇の改善、地域振興、税収拡大の観点を含め寒河江市としてトータルに評価検証した上で進めることが必要と思いますが、市長の見解を伺います。

三つ目は、進め方の問題です。市立病院の給食調理業務の民間委託を通してお伺いしたいと思います。平成21年3月に策定された寒河江市立病院改革プランでは、給食民間委託の検討(平成23年度まで)となっています。さらに、同じく平成22年3月策定の寒河江市行財政改革指針前期アクションプランでも、市立病院給食調理業務での民間委託の検討とあります。その内容は、効率的な病院給食調理業務の推進に向け市全体の給食調理業務との調整を図りながら、民間委託を検討するとなっています。

ところが、現状は検討結果がいつどういう内容で出されているのかわかりません。なのに、検討

の域を超えて実施に向けて進んでいます。前市長時代と同じく、計画や方針との関係なく実績づくりになっていることは問題であります。また、病院経営の戦略上も極めて重要な課題であるのにどのように検討されたのか明らかにされていません。7月の定例議員懇談会で「進め方について利用者の意見を聞くべきでないか」と提言しているにもかかわらず、患者を初め市民とのコンセンサスをどのような形で得ているのか報告もなく、わからない点や不明な点が多くあります。さらに、行財政改革指針に示されている市民参加やパブリックコメント制の導入といった方向性や、市長が最も心がけている市民主動の市政運営とはかなり違って見えるわけでありますが、市長の見解を伺います。

次に、(2)の水道料金の見直しについて伺います。寒河江市の水道使用料金は10立方メートル当たり県平均の2,008円に対し2,520円と県内13市中、長井市と並んで最も高額であります。20立方メートル当たりの比較でも県平均の3,937円に対し4,252円とワースト4であります。一方、本市の水道事業会計の損益状況は平成19年度が1億2,138万8,000円、平成20年度が2億7,139万8,000円、平成21年度が2億6,289万8,000円とそれぞれ億単位の黒字決算を続けています。そのようなことから、これまでも再三にわたって水道料金の引き下げを提案してきましたが、前市長のときは黒字分は水道事業整備の財源に充当したいとして提案は拒否されてきました。しかし、私は公共料金である水道料金の受益者負担の観点から、また市の大きな課題である定住人口の拡大という点や、市民生活の安定向上という点から見ても見直しは必要であり、政策的かつ政治的判断として水道使用料金の引き下げを実施すべきと思います。そしてまた、引き下げ実施に当たっては、特に生活弱者と言われる方々への配慮をすべきと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、(3) 高齢者福祉政策について、特に施設利用者の待機状況と対応策について伺います。 市民の方々から、待機の解消と利用料負担を軽減してほしいという声が多く寄せられます。寒河江 市の場合、施設整備についてはこれまで市で補助金などの支援をして民間で行ってきました。その 結果、9月末現在では特養3施設、老健1施設、グループホーム3施設の合計7施設で355床整備 されていますが、71名の待機者がいます。現在も平成23年度オープンに向け2施設で29名分の増床 が進められ、来年度は平成24年度オープンに向け1施設で30床の増床が予定され、59床ふえること になっています。また、利用料金の大きなウエートを占める居住費についても、個室から多床室の 整備について平成24年度から始まる次期計画策定で検討することが明らかにされています。

そこで伺います。一つはこのことによって待機状態は大幅に改善されるものと思います。しかし、 待機状況の解消はされないと思うのであります。また、介護保険制度にとって待機者をなくすとい うことは極めて重要な課題であります。そのために、市立病院機能の活用も含め市民の福祉、保健、 医療、介護などトータルに検討すべきと思いますが、市長の見解を伺います。その際、メリット・ デメリットなども当然考えられますが、特に注意をしなければならない課題などがあれば示してい ただきたいと思います。

二つには、利用料金に大きく影響する施設の設計内容について、現行制度の中で市はどの程度関与できるのか伺います。利用者の負担の軽減のためには次期計画で個室から多床室への検討もされることなどから、利用料金が利用者や保険者への大きな負担になることを避け、なおかつ事業者が運営可能な料金を設定するためには施設の設計段階から綿密な検討や協議が必要と思いますが、このことに対しどのように考え対応しているのか市長の見解を伺って第1間といたします。

○髙橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 川越議員から大きく3点、市政全般にわたって行革に関しての問題と水道料金の見直しの問題、高齢者福祉についての御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

最初に、陵西中学校での整備について御質問をいただきました。小中学校に係る施設整備、維持管理については、特に大規模改造工事、耐震工事ということについては計画検討あるいは実施に当たっては、当然のことながら子供たちの安全確保最優先にして進めていかなければならないというのは自明のことであります。大規模改造工事については、各小中学校の建築年度や現場状況などをもとに改修の優先度、緊急度を比較をして対象学校を選定しているわけであります。耐震工事についても同様に耐震化の優先度調査をして、これに基づいて事業化をしているということであります。どちらの工事にいたしましても多額の費用と期間がかかるということでありますので、またそういう状況から優先順位を決めて実施をしているということであります。

御質問の趣旨でありましたけれども、当時御案内のとおり地方交付税が平成15年度をピークにして平成19年度まで毎年減少するという厳しい財政状況でございました。そういう状況、財政上の調整が必要となっていたということも十分御理解をいただけるものではないかと思います。そういった意味で、この二つの大規模改修と耐震工事について時期的なずれというものについては、やむを得ないものではないかと私は認識しているところでございます。

次に、小学校給食調理の民間委託についてのお尋ねがございました。財政支出的に大きな効果を上げていることは、御理解をいただけるものと思います。行革で位置づけた重要な施策であります。今後とも大いに検討していく必要があるのではないかと思います。一般的に市が工事や業務を発注するに当たって、昨今の経済情勢を十分に勘案しながら市内企業の育成について十分意識をして、基本的には市内企業の皆さんに発注をし事業を執行していただくというのが前提だろうと思いますが、市内に該当する企業が存在しない場合、あるいは工事や業務の内容によって市外企業が入札に参加する場合もあるわけであります。結果的に、そういう企業が受注をするということも当然あり得るわけであります。また、ある程度の従業員規模の市内企業には市外に住居を有する方も就業しているのも事実でありますし、逆に市外の企業に対して寒河江市民が就業しているということも数多くあるわけでございます。そういう状況を勘案していけば、必ずしもおっしゃるような行革効果を薄くしているとは一概には言えないのではないかと私ども認識しているところでございます。

次に、市立病院調理業務の民間委託についてでございますけれども、議員がおっしゃるように平成21年3月に策定をいたしました寒河江市立病院改革プランにおいて、改革の目標達成のための具体的な取り組みの一つに民間的経営手法の導入を掲げまして、その中で給食調理業務の民間委託の検討を掲げたところでございます。また、平成22年2月に策定した行財政改革指針において、民間できるものは民間でという考えのもとに民間委託を推進するということにしております。前期アクションプランにおいて平成22年度に市立病院給食調理業務の民間委託の検討を掲げたところでございます。川越議員は民間委託を検討するとしているのに性急過ぎるのではないか、十分な検討をしたのか、また議会に対して検討結果の説明が不十分でないのかという御質問であろうかと受けとめているわけでありますけれども、これまでの経過を申しあげますと、この4月に市立病院の経営

健全化方策を検討するために設置をいたしました庁内の市立病院経営健全化検討委員会におきまして、委託の効果や委託内容、方法などについて検討を行い、さらに病院内でも検討を加え、7月に検討委員会において平成23年度4月からの民間委託が可能であるという結論に至ったところでございます。そういった状況を踏まえて、7月21日に議員懇談会において平成23年4月からの民間委託実施に向けて具体的な準備を進めていく方針を説明させていただいたところでございます。その後職員組合との交渉でありますとか、既に民間委託を実施している病院の視察、業者の調査などを行いまして、先月の第3回臨時議会において債務負担行為の補正予算を上程したところであります。議決をいただいたところでございます。

議員からは、議会に対しての説明報告が不十分ではないか、不足しているのではないかという御指摘でございますけれども、議会との関係につきましては、予算案なりを上程して議案を説明させていただいた上で十分審議していただき決定していただくというのが基本であると認識しているわけでありますけれども、しかし個々の事業によっては別途に議会に御説明を申しあげる場合もあるわけであります。そうした場合には、議員懇談会などで御説明をさせていただいているところでございます。今回の場合もこうした手順を踏まえさせていただいて進めさせていただいていると認識しているところでございます。さらに、皆さんの意見を聞いてから考えていくべきではないのかという御意見もございましたわけでありますけれども、市立病院調理業務の民間委託につきましては市立病院改革プラン策定検討委員、さらには行財政改革推進委員の皆さんの御意見などもお聞きをし、また病院改革プランについてパブリックコメントを行うなど、各方面からの御意見を聞いた上で検討をさせていただいたところでありますので御理解を賜りたいと思います。

次に、水道料金の見直しについて御質問がありましたが、先ほど川越議員の方からも御紹介がありましたが、寒河江市の場合、一般家庭の水道料金につきましては多くの家庭で使用されている1カ月平均使用水量20立方メートルの料金を計算しますと4,252円という料金になっております。この料金は県内13市の中で4番目の料金ということになっているわけであります。

寒河江市の水道事業の現状について若干申しあげますと、現在平成26年度目標とする寒河江市水道施設整備計画第4次拡張事業に取り組んでいるわけであります。また今年度からは幸生簡易水道を統合し、老朽化した施設の更新設備にも取り組むなど資本的支出が多額になっている状況であります。また、さきに整備された川原ポンプ場の井戸や導水管、水を集めておくポンプ井、そこから配水池までの送水管等も老朽化しております。今後、この更新整備とともに耐震化などにも取り組んでいかなければならないと考えております。昭和30年代から40年代に整備された水道の基幹施設の老朽化に伴う更新整備は、寒河江市のみならず全国的にも大きな課題となっているのは御案内のとおりでございます。このため、国におきましては、各水道事業者に対して安全で快適な水の供給確保や災害時にも安定的に給水を行うための施設の耐震化への取り組みを求めているところであり、その基礎となる運営基盤の強化等が必要であるとして、これらの課題に適切に対処していくための経営戦略となる地域水道ビジョン作成を奨励しているところであります。

寒河江市といたしましては、こうしたことを受けまして来年度に寒河江市水道ビジョンの策定を計画予定しているところでございます。この水道ビジョンについては、計画期間を10カ年として水道の現状と将来の見通しを分析評価した上で老朽化した施設の更新整備計画や資金や財政、料金などについても検討を加えた財政計画などを策定することになっているところでありますので、この

水道ビジョンの策定の中で水道料金についてもあわせて、生活弱者への配慮などもあわせて、十分 に検討、研究してまいりたいと考えているところであります。

次に、高齢者福祉政策について御質問がございました。特に、施設利用者の待機状況と対応策についてお答えを申しあげたいと思います。現在市内にあります介護老人福祉施設等の施設の定員は、特養が3カ所で合計210名であります。介護老人保健施設が1カ所で100名、認知症対応型共同生活介護、グループホームが3カ所で45名の定員でありまして、合計の定員は355名となっております。いずれの施設も定員に達している状況にあります。また、寒河江市在住の方の施設利用者につきましては、市内及び村山地域の広域的な利用も含めて特別養護老人ホームなどに353名、グループホームに48名、合計401人の方が入所されているわけであります。待機の状況でありますけれども、要介護4、5の重度と認定をされかつ訪問介護や通所介護、短期入所サービス等を利用しながら在宅で待っておられる方は、現在71名の方が待っておられるわけであります。議員からも御指摘ありましたように、平成23年度までに介護老人福祉施設等の59床の増床整備が完了する予定になっているわけであります。このことにより待機者が大幅に解消されるものと考えているわけでありますけれども、御指摘のように待機者をゼロにしていくまでにはなかなか難しい状況になるのではないかと思います。介護保険料を御負担いただいての介護保険制度でありますから、希望する介護サービスを享受できるかどうかというのは大変重要な問題であると認識しております。

国におきましては、平成22年11月30日の社会保障審議会介護保険部会で平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画に向けて、当面必要となる法改正事項を中心に介護保険制度の見直しに関する意見として取りまとめがなされているところであります。この意見書では、見直しの方向として施設介護に関しては施設サービスなどのあり方などについて提案されていると伺っております。したがいまして、次期介護保険事業計画平成24年度からの計画策定に当たっては、高齢者の方々に対するニーズ調査などを実施しますとともに、介護保険制度をめぐる国や県の動向などを見据えながら、施設整備も視野に入れて検討していかなければならないと考えているところでございます。

次に、施設利用希望の待機者をなくすために市立病院機能の活用を含めてトータルで考えていく必要があるのではないかという御提案でございました。御承知のように、市立病院につきましては医療法に基づく病院として地域の2次医療機関の役割を担っておりますので、介護施設利用待機者の解消という観点からすると、異なった機能を持っているということは御承知のことと思います。市立病院の入院患者の状況を見ますと、高齢者の割合が非常に高い割合であります。その中には長期の入院療養を必要とする患者の方もいらっしゃるわけであります。今後、高齢者社会が進む中でこうした長期の入院を必要とする患者の方がますますふえることが見込まれますので、療養病床を導入していくことも一つの選択肢と考えられるところであります。これを、仮に導入したということにいたしましても、介護施設利用待機者の解消には、先ほど申しあげましたとおり直接的にはつながっていかないということになろうかと思いますが、長期入院療養が必要な高齢患者の皆さんの利用増にはつながっていくと認識しているところであります。

この療養病床を導入することとした場合には、一般病床の削減ということが当然必要となってくるわけであります。市立病院の診療機能の見直しというものが必要になると理解されるわけであります。いずれにいたしましても、地域におきます医療供給体制の整備を図っていく、充実していくという観点からすれば、他の公立病院や民間医療機関との連携、機能分担などの協議を一層進めな

がら、市立病院の果たすべき役割を検証して、そこは慎重に検討していく課題ではないのかと認識 しております。

次に、特別養護老人ホームの設計内容に対して御質問がございました。設計審査についての御質問でありましたが、補助金申請との兼ね合いで特別養護老人ホームに関しては県において実施されているところであります。グループホームについては、市が補助する場合には市において設計審査を実施しているところでございます。そういったことでありますので、御理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○髙橋勝文議長 渡邉教育委員長。

〔渡邉滿夫教育委員長 登壇〕

○渡邉滿夫教育委員長 お答えいたします。

私には、陵西中学校の大規模改造工事と耐震補強工事に関してお尋ねがございました。基本的な考え方はただいまの市長の答弁どおりでございますけれども、若干敷衍させてお答えさせていただきたいと思います。

大規模改造工事につきましては、平成18年度に基本計画調査、平成19年度に実施設計、平成20年度から平成22年までの3カ年で工事を実施し、この9月に完了したものです。御指摘のとおりでございます。また、耐震化でありますけれども、当初はこの大規模改造工事に合わせ平成19年度に耐震診断と補強設計を実施する計画でありました。しかしながら、ただいま市長の答弁にありましたような事情、財政上の厳しい状況等やあるいは財政上の調整の必要から二つの事業を同時に実施することは困難であるとして、まずは大規模改造工事を実施することとしたものであります。その後、平成20年6月の地震防災対策特別措置法の一部改正、国の緊急総合対策を受け、小中学校の耐震化を推進することといたしました。そして、寒河江市公共施設耐震化検討委員会で決定した方針に従い、小中学校の耐震診断は耐震化優先度調査の結果に基づき、緊急性の高い優先度1の棟から順次進めていくこととしたものであります。その後、国の数度にわたる経済対策と、これには財源措置を伴ったわけでございますけれども、受けまして耐震化計画は全体的に前倒しの方向で変更いたしております。ただ、一貫して緊急性の高い優先度1の棟から順次計画的に実施するという方針に基づいて進めてきております。陵西中学校につきましては、この耐震化計画の前倒しに伴い、結果的に大規模改造工事が完了したことしから開始する、要するに完了した後に耐震工事を実施することとなったわけであります。

るる経緯を述べてきましたけれども、この経緯の中に議員御質問の原因やら考え方があろうかと 思いまして、長くなりましたけれども経過を述べさせていただきました。御理解いただきたいと思 います

考え方といたしましては、小中学校に係る施設整備や大規模改造工事を実施する場合は、計画の 段階からあるいは検討の段階から、子供たちの安全確保を最優先に、極力無駄が発生しないよう、 御指摘の手戻りやら工事の長期化、工事費の増嵩といったものを来さないよう、また当然のことで ありますけれども、児童生徒の学習に可能な限り支障とならないように進めてまいりたいと考えて おります。

以上であります。

○髙橋勝文議長 この際暫時休憩といたします。再開は3時10分といたします。

休 憩 午後2時56分

再 開 午後3時10分

- ○髙橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。川越議員。
- ○川越孝男議員 1問目の答弁いただきましたので、さらに質問を続けてまいりたいと思います。今 回大きく3点についてお尋ねをしながら、1点目の行革の関係については、もちろん行革というの は必要なことで進めているわけでありますけれども、実際やっていることですべて問題ないという ことでなくて、取り組みの中で課題や何かあれば、それは次の段階でそういう轍を踏まない、より 効率的に、効果的に、あるいは市民から理解される中で行革を進めていくという意味で課題を先ほ ど三つ言いました。一つは無駄の見直しという観点です。二つ目は、単なる歳入だけでなくてトー タルとして見る必要があるんであろうということです。三つ目は進め方の問題。このことの3点を 具体的例を出してお尋ねをしたんです。もちろん、陵西中学校で大規模改修と耐震化事業とそれぞ れ時間がずれなければならなかったのはわかるんですけれども、できれば一緒にするとした方がい いのであろうと、今回できなかったのは、単に市外の、国の方からの財政支援とか何かだけでなく て、やはり市のやり方をもう少し工夫すればできたのではないかと思われる部分もありますので、 そういう部分は今後教育委員会は教育委員会で、そこの中で予算ないわけですから、そうでなくて 財政当局ともあるいは企画の方とも十分な連携をとりながら、本当に後で「もう少し何とかできな かったのかな」とならないように。あるいは今回のやつで言えば億の金を使う事業が終わったとき また同じ年度からしていかねばならない、そして具体的に言えば耐震工事であの大規模改修で入れ た窓枠を取っ払ってまた耐震工事をしないとならないという、全く無駄だと私は思います。

それから、先ほど市長も答弁されていたように生徒あるいは児童、小学校では、の安全というのが大事だと言いますけれども、もちろんそういう工事をやるというのは万全を尽くしてやるわけですけれども、そういう危険性というのはあるわけですね。それが二重になるというのは、できれば1回の期間の中で済まされれば、これにこしたことはないわけでありますから、そういう意味で申しあげているんです。きょうの山新では最上町の向町小学校かな、大規模と耐震と一緒にできたなど新聞記事に載っていましたけれども、そういうことをやれるような工夫をすべきだなと思うんです。

そして、今回の優先度調査、文科省から来たお金、これも平成15年度、16年度で耐震の優先度調査しているわけですね。そうしたとき、当時教育委員会もあるいは財政当局もそうだと思いますけれども、陵西中学校は平成15年度にやっているんですね。2カ年で小中学校やったわけですけれども、前の年、最初の年の方でやっているわけです。もちろんそれは大規模改修も済んでいないからという理由一つ、それから大規模改修と耐震とできれば一緒にした方が経費かからないであろうという、そういう判断で最初の年にしているんです。ところが、耐震診断は優先度は平成15年、平成16年であって、その後寒河江市の学校の耐震診断、実際やったのは平成20年から平成22年までなんですね。平成16年に優先出してその後にずっとやっていけばもっと進んだであろうと思うんですけれども、陵西中学校は平成22年度に耐震診断が、もちろん平成15年度に優先度調査して大規模改修は平成18年から始まったわけですから、先ほどあったようにできれば平成19年度からして一緒にということも思いもあったそうですけれども、優先度の結果、もちろん陵西の場合は4ランクになっ

たからその前の1のやつからしたというのはわかりますけれども、そこがだからしゃくし定規に事務的にそういうのでなくて全体の財政の効率的なといった場合には、少し柔軟なことも含めながらやる必要があるんであろうなということで私は申しあげている。だから、やむを得ないということはそのとおり、もう終わったんだから。しかし全然問題ないですといって今まで同様に事務的に数字だけでやっていくと、こういう億の金を使うやつが二重投資みたいな形になるんで、「ああ、んだなあ」という受けとめをしていただきながら、これ以降のさまざまな関連する事業の際にはそういうことを生かしてほしいという趣旨で申しあげていますので、その基本的な部分で改めて市長と教育委員長にお尋ねをしたいと思います。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 我々は、常に財政運営も含めて、市政運営については財源を有効活用していく中で、 市政運営というものを進めていきたいと考えているところであります。過去の事例なども十分参考 にしてこれからの財政の効率的なあるいは効果的な投資を進めていくことは必要だろうと思います し、これからもそういう方向で進めてまいりたいと考えております。
- ○髙橋勝文議長 渡邉教育委員長。
- ○**渡邉滿夫教育委員長** 立場こそ違いますけれども、私も市政行政の一端を担うわけですから、ただいまの市長の考え方に全面的に従うというよりも同じでございます。
- ○髙橋勝文議長 川越議員。
- ○川越孝男議員 そういうことで、これ以降はいろいろそういう部分にも配意して市政執行に当たっていただきたいと思います。

こういう轍を踏まないためにということで、私ずっと申しあげているのは、市の中長期の財政計画出しておく必要あるんだろう、後々今回みたいに同じ仕事しなければならないだけれども二重にしなければということを防ぐために、中長期の財政計画をつくる必要があるんではないかということは私議員になった当時から20年間言い続けてきています。しかし、佐藤市長もこの前も申されておりましたけれども、なかなか中長期となると経済動向、国の地方財政計画がどうなるかわからないから、入りの部分がわかりません。そういう中で決めたってそれが大幅に違ってくればかえってその計画は何やというふうになってしまうので、なかなかできないんですという、これもわかる。

したがって、私も提起しているのは、しなければならない事業名、今後必ず避けて通れない事業名、それに対する概算、これを持ち合わせて常に、行政として、それが予算審査やさまざまな事業の取捨選択をする際にそういう中で何が今必要なのか。後に回せるのは何のか。こう見ていくとこういう問題は防げると思うんです。したがって、財政需要見通しというか、将来やらなければならない、必ずやらなければならない事業名を上げてほしいということを前にも提案をして、市長からもそういうこと検討して必要だということを答弁いただいているわけでありますけれども、現状どうなっているのかお聞かせいただきたい。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 議員からは、その都度中長期的な財政計画についての御提案があるわけでありますが、私の方からは、財政の予定、これも何回も申しあげて恐縮なんですけれども、入るをはかりて 出ずるを制する、入ることをきちっと計算した上でないと支出の部分というのは計算できないと思います。ただ、これから寒河江市にとってどういう事業、大規模な事業というものが必要になって

くるのかということについては、年度年度の計画は別にして、そういう項目というものはきちっと立てていかなければならない、整理をしていかなければならないと思います。現在、振興計画の見直し作業を進めているわけでありますので、そういった中で大規模なそして重点的なプロジェクトというものを審議会等で御議論いただいているわけであります。そうした中から、当面5カ年の見直しでありますから、5カ年間でのプロジェクト事業というものが整理されてこようと思います。それを優先順位をきちっと立てながら事業を実施していくということが必要なのではないかと考えているところであります。

- ○髙橋勝文議長 川越議員。
- ○川越孝男議員 市長の言うように、入りがあってつかめない中で財政計画立てられないという、これが原則だということ、これはこれで一つの考えはわかるんですけれども、しかし必ずやらなければならない、例えば学校は耐震化は平成24年度までに終わらす、法的に公的な建物については平成27年度までに皆終わさなければならない。あと何々残っているか、あるいは橋あるいはこの庁舎だってその中に入ってくるわけですけれども、そういうもの、今寒河江市がやらなければならない、必ずやらなければならないものを出して、そういう中で事業の優先度もありますけれども、スクラップ・アンド・ビルドの必ずやらなければならない、財政の見通しのない中でだとすればなおさら財政想定をしながらこの部分はやめなければならないものというのも出てくるんであろうと思います。それがないと、これはやっていていいんだなと続けていったところが3年後4年後には大変なお荷物になるという、こういうことであってはならないと思いますので、そのことについては先ほどの市長の部分だけではわかりましたとならないので、もう一度今のような考え方に市長はどのような見解をお持ちなのかお聞かせいただきたいと思います。
- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 おっしゃるとおり、市として取り組まなければならない事業というものは先ほども申しあげましたけれども、想定されるあるいは振興計画の見直しの中で議論していただいて項目として整理がされるということであると思います。そういったものについて年度年度ごとにどういうものを実施をしていくかあるいはその期間中に実施をできるかということについては、振興計画の見直しの中で大いに議論をしていただいて事前の段階で整理をしていく必要があろうかと思っておりますので、御理解を賜りたい。
- ○髙橋勝文議長 川越議員。
- ○川越孝男議員 そうしますと、振興計画の中でそういうものを取捨選択されるんだということであります。だとすれば当然このように私理解しますけれども、その振興審議会には今つかんでいるやらなければならない事業というものも提起をしていただかない限り、振興審議会のメンバーは判断できないと思いますので、これはきちっと出してくださると、今の答弁では理解をしていますけれども、そういう理解でいいんですね。確認のためにお尋ねをします。
- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 具体的に、振興審議会の中で重点的なプロジェクトなどについては議論していただくことになっておりますので、そういった中で具体的な項目についても当然議論になってくるんだろうと理解しております。
- ○髙橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 時間がだんだん少なくなってまいりましたので、そこの部分について今私申しあげたようなことも十分配意して対応していただきたいとお願いをしておきます。

2番目の行財政改革では歳出だけでなくてトータル的に見て進めるべきだろうということについてでありますけれども、平成20年度の行財政改革大綱実施状況が出されているわけでありますけれども、それで学校給食調理業務民間委託、この関係について効果目標が800万円、効果見込みが874万9,000円と示されているわけでありますけれども、西根小学校の給食調理業務の民間委託であります。委託契約書を私もらっていますけれども、688万2,750円です。したがって、私なりに計算させていただきましたが、委託料が688万3,000円、効果見込みが874万9,000円ということは、そのもと、1,563万2,000円本当はかかるのがこうなったということに思うわけですけれども、そういうことでいいのかと、1,563万2,000円というのはどういう根拠でこの数字というのは出てきているのか教えていただきたいと思います。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 平成20年度の行革大綱の実施状況の中におきまして、学校給食調理業務の民間委託 効果額というものを874万9,000円と、こう記載しているわけでありますけれども、その積算基礎を お尋ねでありますので、お答えをしたいと思います。委託前の経費を調理師の平均給与額2名分と 臨時職員の給与に消耗品等を加え、1,563万2,000円と算出をし、その額と委託契約額688万3,000円 との差について民間委託の効果額として示したところでございます。
- ○髙橋勝文議長 川越議員。
- ○川越孝男議員 そうしますと、私パネルつくったんですが、こういう効果が、ここ見てこれだけの 効果ということで委託料これということで、この経費かかるであろうところが、こうしたときにこっちの金が市外に行くと、これは先ほど言われていましたけれども、当時の調理師の人数も調べさせていただきました。8分の1が市外だそうです。ということで、それ以外は市内の人ですね。これは、受託をした業者さんは市外ですから、もちろん寒河江市に事業所も持っていませんから、市には税収は入らないあるいはそこで働いている人も市外の人が多いとなれば、確かにこれからこの金額になっているけれども、試査の効果が少ないということもあるのではないか。そういうことも考えて判断すべきでないかという、こういうことなんです。すべてだめだと言っているわけで……
- ○**髙橋勝文議長** マイクを使ってください。残り時間です。
- ○川越孝男議員 改良してやるべきでないかということについての見解をお聞かせをいただきたいと。
- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 先ほどの、最初の質問でも御答弁申しあげましたけれども、できるだけ市内の事業者の方にさまざまな事業について協力をしていただいて受注をしていただきたいというのが基本であります。ただ、市内にそういう適切な事業者がいらっしゃらないという場合にはやむを得ず市外の事業者も参入して入札をさせていただくことがあろうかと思いますし、また寒河江市内の事業者についても市外での事業について参加をしているということも、当然意欲的な事業者の皆さんにはそういう事業活動していらっしゃるわけでありますので、そういうことを踏まえながら一概に議員おっしゃることは言えないのではないかと認識しております。
- ○髙橋勝文議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

○髙橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。 御苦労さまでした。

平成22年12月10日(金曜日)第4回定例会

出席詞	議員((18	3名))													
1	番	高	5	橋	勝	文	-	議員		:	2番	ķ	Þ	津	_	博	į
3	番	Z	<u> </u>	山		忠	ļ	議員		4	4番	ì	±		登	代子	2
5	番	J		藤	吉	如	È	議員		(备番	木	1	沼	孝	Ħ]
7	7番		ጀ	井	輝	明]	議員		;	8番	7	K	村	寿	太良	3
g	番	則	鳥	田	俊	廣	į	議員		1 (3番	4	Ē	藤		豙	Ž
1 1	番	朴	K K	田		孝	<u> </u>	議員		1 :	2番	7	<u> </u>	Ш	忠	郭	Ē
1 3	番	亲	Я	宮	征	_	•	議員		1 4	4番	f	₽	藤	忠	身	3
1 5	番	12	Ė	藤	暘	子	<u>.</u>	議員		1 (备番	J	I	越	孝	身	3
1 7	17番 那		ß	須 稔		Ž.	議員		18番		鈴		木	賢	Ł	1	
欠席議員(なし)																	
説明の	りため	り出席	ました	さ者の	職氏名	7											
佐	藤	洋	樹	市			툱			那	須	義	行	副	Γ 		長。
渡	邉	滿	夫	教	育才	を員	長			片	桐	久	之	選 委	学管理 員		長
芳	賀	靖	夫		業委員					今	野	要	_	総	務	課	長
横	Щ	_	郎		機管					菅	野	英	行	総	合政	策誤	長
月	光	龍	弘	総イ推	合 II メーシ 進	文策 ジアッ 室	課プ長			宮	Ш		徹	総立	合政党 地 推	き課 が 進 室	業
丹	野	敏	晴	財	政	課	長			犬	飼	弘	_	税	務	課	長
安	彦		浩	市	民生	活課	長			犬	飼	_	好	建	設管	理誤	長
富	澤	Ξ	弥	建 都	設 管 市整	雪理 備室	課長			軽	部	修	_		設 電化推		
山	田	敏	彦	下	水道	1 課	長			尾	形	清	_	農事	林課長 業 務	長り	‡) 会 長
エ	藤	恒	雄	商	工観	光 課	長			那	須	吉	雄	健	康福		
柴	崎	良	子	子	育て推	進調	長			安孙	系子	政	_	会 (計 管 兼)名	至 理 会計記	者 果長
那	須	勝	_	水	道事	業所	長			櫻	井	幸	夫	病	院	■ 務	長
荒	木	利	見	教	首		長			鈴	木	_	徳	学	校教	育調	長
冏	部	藤	彦	字中準	校学構	文 育 交 給 室	課食長			白	林	和	夫	学 指	校	数 育 進 室	課長
清	野		健	生 ス 振	涯 ポ 興	学 一 課	習り長			片	桐	久	志	監	査	委	員
奥	Щ	健	_	監事	查 務	委局	員長										
事務周	引職員	員出席	諸	3.	•••												
柏	倉	隆	夫	事	務	局	長			荒	木	信	行	局	長	補	佐
佐	藤	利	美	総	務	主	查			兼	子		亘	主			任

議事日程第4号 第4回定例会

平成22年12月10日(金曜日) 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 議第63号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)

2 議第64号 平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

" 3 議第65号 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

〃 4 議第66号 平成22年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)

" 5 議第67号 寒河江市公告式条例の一部改正について

" 6 議第68号 寒河江市市税条例の一部改正について

7 請願第8号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)参加反対を求める意見書の提出に関 する請願

8 請願第9号 TPP交渉参加反対を求める意見書の提出に関する請願

9 質疑

" 10 予算特別委員会設置

" 11委員会付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

髙橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議案上程

髙橋勝文議長 日程第1、議第63号から日程第8、請願第9号までの8案件を一括議題といたします。

髙橋勝文議長 日程第9、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は 極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

議第63号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第64号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第65号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第66号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第67号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 一つは、現状なり実態の把握はどのようになされているのかということが一つです。 二つ目としては、提案に当たって市民の意向を把握の手だてはどのようになされているのか、こ の2点をお尋ねいたします。

髙橋勝文議長 総務課長。

今野要一総務課長 2点についてお答えいたします。

最初に、現状と実態という御質問であります。現在は8カ所に旧出張所単位に掲示場を配置して告示行為を行ってきているわけですけれども、非常に醍醐小学校の跡地などについては現実的には余りそぐわないということと、基本的には余り利用者の方もいないということもありまして、今回のような考え方に至ったわけでありますけれども、すべて掲示場については告示行為のたびに職員が回って対応しているわけですけれども、なかなか今の場所では掲示場に行って告示を見るという市民の方も多くないという実態がこれまであったところでございます。そのようなことから、今回1カ所に集約しながらより効率的な市民に対する情報提供ということで考えたところであります。

市民の意向という考え方もございましたけれども、これについては具体的に考え方とかアンケート調査とかはしていないわけですけれども、御案内のとおりことし10月からの市のホームページのリニューアルなどに合わせまして、職員が迅速をもってデータの更新もやれるということなども考え合わせたときに、よりよい公開のあり方などを総合的に判断した上で今回の改正に至ったわけです。

髙橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 今、2点についてお答えをいただきました。現状については、それぞれ8カ所で非常に場所的に問題あるというか、現状が、ということはまず理解をしました。

ただ、そこに行って市民が見ているのは余り多くないという表現です。多くないということはそれぞれ見ている人がいるということだろうと思います。したがって、次の、提案に当たって市民の意向把握をどのようにしたのかということについては市民の状況を聞いていないわけですね。内部でいるいる検討したんだと思うんです。そしてより効率的にということで廃止する、1カ所だけにする提案ですけれども、市長が常々言っている市民の意向を、市民の声を聞いてということからす

れば、それこそ何十回と地域座談会もしているわけですから、こういうふうに条例改正までしなければならない、私すべてだめだと言っているのでないです。1カ所に集約することをだめだと言っているのではないです。常々言っている、常に市民の意向を聞きながら判断していくという、この姿勢からすれば、いろいろな機会にお話を聞く、「こうこうこういう実態だからこうしたいと思う」と、「皆さん、何たべ」とそれぞれの座談会の際にこの方針を出してから提案するまでの間できると思うんです。それをしないで役所の内部で、これは市民のためになるのだという判断であっても、常に市民の意向を聞きながらやっていくというこの姿勢が住民自治という、市長が言う市民みんなの力でというこのことと、何か言っている言葉と現実がかみ合っていない部分があるので、ぜひこの提案そのものなんだけれども、そういうものに当たってはそういう手法をとってほしい、と思いますけれども、このことについて市長の見解をまずお聞きをしておきたいと思います。

今野要一総務課長 先ほど説明不足な点がありましたので、補足します。

今回、市役所前の方に集約をするというお話をしましたけれども、当然住民サービスの低下という観点もありますので、ホームページに閲覧用の掲載をそれとあわせて、図書館、各地区公民館、東部地区公民館、南部、柴橋、西部地区公民館の方に、告示だけでなくて市ホームページ閲覧用の専用のパソコンを配置して市民の方が自由に市の情報を開くことができるというふうな考え方で、確かにこれまで掲示場の中で情報を得られたわけですけれども、さらによりよい効率的な情報提供に努めていきたいと考えたところであります。

髙橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 したがって、そういうことだとしたらば、なおさらのことそういうことも含めて市民に話をしながら、ここで議会で条例の改正だから提案して議会の議決を得ればいいんだということだけでなくてその提案する過程で、私市長の言っている市民との対話というか、非常にいいことなのでそういう際にこういうことも前もってしてほしいと、こういうことを申しあげているんです。したがって、そういうことについて、今私が問題提起をしていることについて市長の見解をお聞かせをいただきたいということでお尋ねをしているんですが。

髙橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 ただいま総務課長が追加して御答弁申しあげましたとおり、今回の公告式条例の改正については8カ所を1カ所にするという内容ではなくて、さらに公民館なり図書館にそういう専用の機材も配置をしてより閲覧しやすくしていく、住民サービスを向上していく改正だと我々は思っています。そういった意味では、この議会での議論を踏まえて条例可決としていただければ、さらに多くの市民の皆さんにそういうことをお伝えをして情報のより一層公開、透明性というものも図っていけるようにしていきたいと思っています。

一つ一つの事柄、改正の内容についてどの程度事前にお知らせをして、一つ一つ御了解を得ていくことについて、できればそういう方向でもいいのかもしれませんけれども、ただやはりそこが事務量あるいは手続の煩雑さということもありますから、できるだけ重要な案件あるいはサービスの低下を招くような案件については事前に御相談をさせていただくということになろうかと思いますが、こうしたサービスの向上などについての案件などについては、普通の条例改正の手続をもって議員の皆様にお諮りをして、そして議論を踏まえた上で改正をさせていただくということに考えて

いるところであります。

髙橋勝文議長 議第68号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

髙橋勝文議長 日程第10、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第63号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第63号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置 し、これに付託の上審査することに決しました。

委 員 会 付 託

髙橋勝文議長 日程第11、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管 の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務常任委員会	議第67号、議第68号
原件权这类任务是人	議第65号、議第66号、
厚生経済常任委員会	請願第8号、請願第9号
建設文教常任委員会	議第64号
予算特別委員会	議第63号

散 会 午前9時42分

髙橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。 御苦労さまでした。

平成22年12月16日(木曜日)第4回定例会

出席議員(18名)																	
•	1番	高	5	橋	勝	文		議員		:	2番	از	Þ	津	_	刺	į
3	3番	Z	<u> </u>	Щ		忠))	議員		4	4番	ì	±		登	代子	2
į	香番]	Γ	藤	吉	雄	È	議員		(备番	木	1	沼	孝	Ħ]
7	7番		ጀ	井	輝	明]	議員		:	8番	7	K	村	寿	太良	3
9	番	甲	鳥	田	俊	廣	Į	議員		1 (3 番	12	左	藤		家	ī. Z
1 ′	1番	朴	K)	田		孝	<u>ŧ</u>	議員		1 :	2番	7	<u> </u>	Ш	忠	郭	Ē
1 3	番	亲	Я	宮	征	_	-	議員		1 4	4番	f	₽	藤	忠	男	3
1 5	香	12	Ė	藤	暘	子	<u>-</u>	議員		1 (备番	J		越	孝	男	3
1 7	7番	尹	ß	須		稔	Ž	議員		1 8	8番	金	Ŷ	木	賢	Ł	1
欠席委員(なし)																	
説明(りため	り出席	ました	と者の	職氏名	3											
佐	藤	洋	樹	市			長			那	須	義	行	副			長
渡	邉	滿	夫	教	育才	美員	長			片	桐	久	之	選 委	学管理 員		会長
芳	賀	靖	夫		業委員					今	野	要	_	総	務	課	長
横	Щ	_	郎		機管					菅	野	英	行	総	合政	策調	長
月	光	龍	弘	総 イ 推	合 II メーシ 進	タ 策 ブアッ 室	課プ長			宮	Ш		徹	総立	合政党 地 推	き課づ 進 室	È業 『長
丹	野	敏	晴	財	政	課	長			犬	飼	弘	_	税	務	課	長
安	彦		浩	市	民生					犬	飼	_	好		設管		
富	澤	Ξ	弥	建 都	設 管 市整	章 理 備 室	課長			軽	部	修	_		設 電化推		
山	田	敏	彦	下	水道	道 課	長			尾	形	清	_	農事	林課長 業 務	長月	‡) 会 長
工	藤	恒	雄	商	工観	光課	長			那	須	吉	雄	健	康 福		
柴	崎	良	子	子	育て拊	進護	長			安孙	系子	政	_	会 (計 管 兼)名	至 理 会計部	者 果長
那	須	勝	_	水	道事	業所	長			櫻	井	幸	夫	病	院	事 務	長
荒	木	利	見	教	Ĩ		長			鈴	木	_	徳	学	校教	育調	長
冏	部	藤	彦	字中準	校学情	文 育 交 給 室	課 食 長			白	林	和	夫	学 指	校	女 育 進 室	課長
清	野		健	学中準 生ス振	涯 ポ 興	学 一 課	習り長			片	桐	久	志	監	査	委	員
奥	Щ	健	_	監事	查 務	委局	員長										
事務周	引職員	員出席	諸	•		. 3											
柏	倉	隆	夫	事	務	局	長			荒	木	信	行	局	長	補	佐
佐	藤	利	美	総	務	主	查			兼	子		亘	主			任

議事日程第5号 第4回定例会 平成22年12月16日(木曜日) 午前9時55分開議

再 開

日程第 1 議第63号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)

- " 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- " 3 質疑、討論、採決
- 4 議第67号 寒河江市公告式条例の一部改正について
- ッ 5 議第68号 寒河江市市税条例の一部改正について
- " 6 総務常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- " 7 質疑、討論、採決
- 8 議第65号 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 9 議第66号 平成22年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- " 10 請願第8号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)参加反対を求める意見書の提出に関 する請願
- # 11 請願第9号 TPP交渉参加反対を求める意見書の提出に関する請願
- * 12 厚生経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 13 質疑、討論、採決
- " 14 議第64号 平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- # 15 建設文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- " 16 質疑、討論、採決
- ″ 17 議会案第11号 TPP交渉参加反対を求める意見書の提出について
- **" 18 議案説明**
- " 19 質疑、討論、採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時55分

髙橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、昨日議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

本日追加されます議案は、議会案第11号であります。

議会案の取り扱いについては、日程第17で議会案第11号を上程し、議案説明については省略することをお諮りし、質疑、討論、採決と進めることにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ御報告といたします。

髙橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。 本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

髙橋勝文議長 日程第1、議第63号を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

髙橋勝文議長 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告

髙橋勝文議長 予算特別委員長の報告を求めます。那須予算特別委員長。

〔那須 稔予算特別委員長 登增〕

那須 稔予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。 本委員会に付託になりました案件は、議第63号平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第6号) であります。

12月10日に委員全員出席して委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託して審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので 省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありま した。各分科会委員長報告の後、質疑を行い採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきも のと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

髙橋勝文議長 日程第3、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔 賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

議案上程

髙橋勝文議長 日程第4、議第67号及び日程第5、議第68号を一括議題といたします。

総務常任委員会の審査の経過並びに結果報告

髙橋勝文議長 日程第6、総務常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務常任委員長報告

髙橋勝文議長 総務常任委員長の報告を求めます。佐藤総務常任委員長。

[佐藤 毅総務常任委員長 登壇]

佐藤 毅総務常任委員長 総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。 本委員会は、12月10日委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第67号、議第68号の2案件であります。順を追って審査の内容を申し あげます。

最初に議第67号寒河江市公告式条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「市民の中でパソコンを使えない人の比率をどのように把握し、判断したのか」との問いがあり、当局より「具体的な調査はしていませんが、最近のパソコンの普及率や市のホームページへのアクセス件数の増加などからパソコンが普及していると判断しました」との答弁がありまし

た。

委員より「公民館にパソコンを置くと言うが、果たして市民がそれを開くのか。そこまで望んでいるのか、もう少し市民の話を聞いてから実施すべきではないか」との問いがあり、当局より「市立図書館と東部地区公民館のある文化センター、柴橋地区公民館、西部地区公民館などにパソコンを置き、そこは朝から9時半まで開館されているので、そこで自動的にホームページが立ち上がっていて、情報が見られるという方式を考えています。なお、操作手順など不明な点については、職員が指導できる体制を考えています」との答弁がありました。議第67号についてはほかに質疑もなく採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決しました。

次に、議第68号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上で、総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

髙橋勝文議長 日程第7、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの総務常任委員長の報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

初めに、議第67号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議第68号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

議案上程

髙橋勝文議長 日程第8、議第65号から日程第11、請願第9号までの4案件を一括議題といたします。

厚生経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

髙橋勝文議長 日程第12、厚生経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生経済常任委員長報告

髙橋勝文議長 厚生経済常任委員長の報告を求めます。石山厚生経済常任委員長。

[石山 忠厚生経済常任委員長 登壇]

石山 忠厚生経済常任委員長 厚生経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し あげます。

本委員会は、12月10日委員全員出席し開会いたしました。

付託なりました案件は、議第65号、議第66号、請願第8号、請願第9号の4案件であります。順 を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第65号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号平成22年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第8号環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)参加反対を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後審査に入りました。

委員より「農業は多面的であり、自然を守るなど日本古来いろんなものを培ってきた要素もあり、 農家農業を守る意味で、TPPに参加すべきでない」との意見がありました。

委員より「TPPは農業だけではなく、あらゆる関税を撤廃するもので地域経済に大きな影響を 及ぼすことから交渉に参加すべきでない」との意見がありました。ほかに御報告するほどの質疑、 意見等もなく採決の結果、請願第8号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第9号TPP交渉参加反対を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後審査に入りました。

委員より「請願第9号は、請願第8号と同趣旨であり、採択すべきである」との意見がありました。ほかに御報告するほどの質疑、意見等もなく採決の結果、請願第9号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第8号及び請願第9号が採択されましたので、意見書案について質疑、意見等に入りました。

委員より「請願第9号の意見書案には、政府に農業を守る手段を明確にしてほしいという意味が 含まれており、そういうところを配慮して意見書をまとめてはどうか」との意見がありました。ほ かに御報告するほどの意見もなく採決の結果、全会一致をもって意見書案を一部修正の上、議会案 を提出することに決しました。

以上で、厚生経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

髙橋勝文議長 日程第13、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの厚生経済常任委員長の報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

初めに、議第65号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議第66号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔 賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって議第66号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第8号及び請願第9号の2件を一括して採決いたします。請願2件に対する委員長の 報告はいずれも採択であります。

請願2件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって請願第8号及び請願第9号は採択とすることに決しました。

議案上程

髙橋勝文議長 日程第14、議第64号を議題といたします。

建設文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

髙橋勝文議長 日程第15、建設文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設文教常任委員長報告

髙橋勝文議長 建設文教常任委員長の報告を求めます。松田建設文教常任委員長。

[松田 孝建設文教常任委員長 登壇]

松田 孝建設文教常任委員長 建設文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し あげます。

本委員会は、12月10日委員全員出席し開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第64号の1案件であります。審査の内容を申しあげます。 議第64号平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

髙橋勝文議長 日程第16、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの建設文教常任委員長の報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議第64号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

議案上程

髙橋勝文議長 日程第17、議会案第11号を議題といたします。

議案説明

髙橋勝文議長 日程第18、議案説明であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会案第11号については、会議規則第37条第 3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

髙橋勝文議長 日程第19、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議会案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔 賛成議員 起立〕

起立全員であります。

よって、議会案第11号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時17分

髙橋勝文議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。 これにて平成22年第4回定例会を閉会いたします。 御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 髙 橋 勝 文

会議録署名議員 进 登 代 子

会議録署名議員 佐 藤 暘 子

平成22年12月10日(金曜日)予算特別委員会

	十加22午12月10日(並唯日)」,昇行加安貝云																	
出席委	季員((17	7名))														
2	2番	沪	þ	津	_	†	尃	委員			3番	7	<u> </u>	Щ		忠		委員
4	4番	ì	<u> </u>		登	代	子	委員			5番		Γ	藤	吉	雄		委員
6	6番	村		沼	孝	;	司	委員			7番	9	芨	井	輝	明		委員
8	8番	オ	7	村	寿	太日	郭	委員			9番	Ħ	鳥	田	俊	廣		委員
1 () 番	셛	Ē	藤		Ì	殺	委員		1	1番	†	公	田		孝		委員
1 2	2番	石	<u> </u>	Ш	忠	į	義	委員		1	3番	亲	沂	宮	征	_		委員
1 4	4番	伊	₿	藤	忠		男	委員		1	5番	亿	Ė	藤	暘	子		委員
1 6	5番	JI		越	孝		男	委員		1	7番	尹	ß	須		稔		委員
1 8	8番	欽	<u>^</u>	木	賢		也	委員										
欠席都	5員(なし	,)															
説明の	りため	出店	ました	さ者の	職氏名	3												
佐	藤	洋	樹	市			長			那	須	義	行	副	Ħ		長	
今	野	要	_	総	務	課	長			菅	野	英	行	総	合政	策課	長	
宮	Ш		徹	総立	合政策 地 推	進	企業室長			丹	野	敏	晴	財	政	課	툱	
犬	餇	弘	_	税	務	課	長			安	彦		浩		民生			
犬	餇	_	好		設管					冨	澤	Ξ	弥	建 都	設 管市整	雪 理 備 室	課長	
尾	形	清	_	農農事	林課 [業 多 務		併)会長			I	藤	恒	雄	商	工観	光 課	長	
那	須	吉	雄		康福	祉詢	果長			柴	崎	良	子	子	育て指	進護	長	
安孫	系子	政	_	会 (計 領兼) 名	至 理 会計	L 者課長			荒	木	利	見	教	Ĩ	ì	長	
鈴	木	_	徳		校教					冏	部	藤	彦	学中準 生ス振	校学備	室	課食長	
白	林	和	夫	学 指	校 導推	数 首 進 ³	ī 課室長			清	野		健	生 ス 振	涯ポ興	学 一 課	習ツ長	
奥	Щ	健	_	監事	查 務	委 局	員長											

事務局職員出席者

 柏 倉 隆 夫
 事 務 局 長
 荒 木 信 行
 局 長 補 佐

 佐 藤 利 美
 総 務 主 査
 兼 子
 亘 主
 任

議事日程第1号 第4回定例会予算特別委員会 平成22年12月10日(金曜日) 本会議終了後開議

開 会

日程第 1 議第63号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)

2 議案説明

3 質疑

" 4 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時44分

那須 稔委員長 おはようございます。

ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

那須 稔委員長 日程第1、議第63号平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

議 案 説 明

那須 稔委員長 日程第2、議案説明であります。

お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

那須 稔委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質問、答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

初めに、議第63号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出全部について質疑はありませんか。新宮委員。

新宮征一委員 予算書の11、12ページなんですが、2款1項7目企業立地推進費ということで、この事業にかかわる企業立地促進補助金734万2,000円、これはどういうものに使われるのか、今回補正が組まれたのはどういうことなのかお聞かせいただきたい。

那須 稔委員長 企業立地推進室長。

宮川 徹総合政策課企業立地推進室長 お答え申しあげます。

去る9月30日になりますけれども、既に立地しております鮫川運送株式会社がありますけれども、その系列会社でサンウェイ株式会社という会社と寒河江市土地開発公社の方で9月30日に売買契約をさせていただきまして、その際に現在未来工業株式会社の南側の用地に立地している企業でありますけれども、そのまた南側の敷地を今回購入いただきまして現在倉庫建設中でありますけれども、それに要する10%の補助金、用地取得補助金ということで10%、今回の補正で計上させていただきました。

以上です。

那須 稔委員長 ほかに。川越委員。

川越孝男委員 今回の補正の中身、人勧絡み、具体的な予算の部分出てくるので、委員会関連と言えば三つの常任委員会すべて関連するわけでありまして、余りそういうこと言わないで、全然質問できなくなってしまいますので、委員長お許しをいただきたいと思いますが、人勧絡みのカット部分全部に、全体にわたってあるわけでありまして労使関係、労使合意関係についてどういう状況になっているのかまずお聞かせいただきたいと思います。

那須 稔委員長 総務課長。

今野要一総務課長 今回、人勧に関することについては職員組合と11月8日に第1回目の交渉を行いましたが、まだその時点では他市の状況などが把握されていなかったということから、第2回目の交渉を11月17日に行いまして合意に達したところでございます。

那須 稔委員長 川越委員。

川越孝男委員 今回の人勧、もう合意に達しているそうですけれども、本来の人勧制度からいってちょっと問題もある中身があったわけでありますけれども、もちろん組合と合意しているということでそれもわかりますが、組合と合意するに当たって本質的な部分などもありでいろいろ要求が出されたりしていることがあるのかなと、人勧絡みで要望書などが出されたりしているのかなと思うんですけれども、そういう状況はどうなっていますか。

那須 稔委員長 総務課長。

今野要一総務課長 お答え申しあげます。

基本的に賃金体系とかあるいは期末手当などに関しては、県の統一要求の中で全県下合わせたような形で要求されておりますけれども、独自に組合の方から人勧に関する要求は特にありませんで

した。

那須 稔委員長 川越委員。

川越孝男委員 統一要求なりなんなりも含めて組合側からの全体的な要求だという受けとめをまずしていただきたいことと、それに対して誠意を持って、合意しているわけですから、誠意を持って対処していただきたいと思いますけれども、このことについての基本的な考え方を市長からお聞かせいただきたいと思います。

那須 稔委員長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 今、総務課長がお答え申しあげましたとおり、今回の人勧についての組合との合意 を形成しているということでありますので、そういう内容については誠意を持って対応していくと いう姿勢でおります。

那須 稔委員長 ほかに。

次に第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

那須 稔委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの 分科会に分担付託をいたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件								
	議第63号第1表中歳入全								
総務分科会	部、歳出第1款、歳出第2								
	款の一部、第2表、第3表								
	議第63号第1表中歳出第								
 厚生経済分科会	2款の一部、歳出第3款、								
	歳出第4款、歳出第6款、								
	歳出第7款								
ᇕᆥᄼᄽᄼᅅᄼ	議第63号第1表中歳出第								
建設文教分科会	8款、歳出第10款								

散 会 午前9時52分

那須 稔委員長 本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

平成22年12月16日(木曜日)予算特別委員会

			'	15% –	- '	•	_ /]		4 (7)	*"E	- /	, ,	-1.3.	/JJ 🌫 :	~ ~			
出席	委員((17	7名))														
	2番	۶	þ	津	_	t	尃	委員		3	3番	7	<u> </u>	Щ		忠		委員
	4番	ì	<u>t</u>		登	代	子	委員		į	香番	I	Γ	藤	吉	雄		委員
	6番	村		沼	孝	ī	司	委員		-	7番	9	苋	井	輝	明		委員
	8番	オ	7	村	寿	太良	郎	委員		9	番	Ħ	鳥	田	俊	廣	į	委員
1	0 番	셛	Ē	藤		Ą	段	委員		1 '	1番	木 :	公	田		孝	-	委員
1	2番	石	<u> </u>	Ш	忠	į	莨	委員		1 3	3番	亲	沂	宮	征	_		委員
1	4番	伊	₿	藤	忠	Ē	男	委員		1 5	香香	4 2	Ė	藤	暘	子		委員
1	6番	JI	1	越	孝	Ē	男	委員		1 7	7番	男	ß	須		稔	i	委員
1	8番	金	\$ \$	木	賢	1	也	委員										
欠席	委員 ((なし	J)															
説明(のため	出席	ました	と者のほ	職氏名	3												
佐	藤	洋	樹	市			長			那	須	義	行	副			長	
今	野	要	_	総	務 ^ ***	課	長			菅	野	英	行	総	合政	策課	長	
宮]]]		徹	総立	合政党 地 推	₹課: 進:3	企業			丹	野	敏	晴	財	政	課	長	
犬	飼	弘	_	税	務	課	長			安	彦		浩		民生			
犬	飼	_	好		設管					富	澤	Ξ	弥	建 都	設 電市整	配理 備室	課長	
尾	形	清	_	農事	林課 [業 多 務	夏(* 秦 眞 局	併)会長			I	藤	恒	雄	商	工観	光 課	長	
那	須	吉	雄		康福					柴	崎	良	子	子	育て推	進課	長	
安	孫子	政	_	会 (]	計 領 兼) 須	室 理 会計	】者 課長			荒	木	利	見	教	Ĩ	Ì	長	
鈴	木	_	徳	学	校 教	育訁	果長			冏	部	藤	彦	学中準 生ス振	校 教 学 校 備	室	課 食 長	
白	林	和	夫	学 指	校	数 育 進 3	課室長			清	野		健	生 ス 振	涯ポ興	学 一 課	習ツ長	
奥	Щ	健	_	監 事	查 務	委 局	員長											

事務局職員出席者

柏 倉 隆 夫事 務 局 長荒 木 信 行局 長 補 佐佐 藤 利 美総 務 主 査兼 子亘 主任

議事日程第2号 第4回定例会予算特別委員会 平成22年12月16日(木曜日) 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 議第63号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)

" 2 分科会審査の経過並びに結果報告

- (1)総務分科会委員長報告
- (2)厚生経済分科会委員長報告
- (3)建設文教分科会委員長報告
- " 3 質疑、討論、採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

那須 稔委員長 おはようございます。

ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

那須 稔委員長 日程第1、議第63号平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

那須 稔委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務分科会委員長報告

佐藤 毅総務分科会委員長 おはようございます。

総務分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は12月10日、委員全員出席し、開会いたしました。

本分科会に分担付託なりました案件は、議第63号平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、第2表及び第3表であります。審査の内容を申しあげます。

初めに、議第63号第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第63号第1表中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第63号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第63号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第63号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済分科会委員長報告

那須 稔委員長 次に、厚生経済分科会委員長の報告を求めます。石山厚生経済分科会委員長。 〔石山 忠厚生経済分科会委員長 登壇〕

石山 忠厚生経済分科会委員長 おはようございます。

厚生経済分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は12月10日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託された案件は、議第63号平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款、歳出第6款、歳出第7款であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第63号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、 質疑もなく採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第63号第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑 について申しあげます。

委員より「スプリンクラー整備事業の積算根拠はどうなっているのか。ほかに市内に消防法で決められた床面積以上の施設はあるのか。また、基準以下の施設の補助取り組み状況はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「スプリンクラー整備事業の補助は平方メートル当たり単価9,000円です。市内の老人福祉施設は特別養護老人ホーム施設が3施設、老人保健施設が1施設、グループホームが3施設あり、今回の整備でスプリンクラーは完備になります。また、基準以下の施設は小規模多機能型介護施設が1施設ありますが、スプリンクラーの設置義務がなく補助の取り

組みはありません」との答弁がありました。

委員より「市内のDVドメスティックバイオレンス件数はどのように推移しているのか」との問いがあり、当局より「DVについてここ2年で3件程度の相談がありました」との答弁がありました。

委員より「ひとり親家庭等医療費給付事業に該当する父子家庭はどれくらいあるのか」との問いがあり、当局より「18歳以下の児童とその親及び両親のいない18歳以下の児童が該当し、13世帯30人に医療証を交付しています」との答弁がありました。ほかに御報告するほどの質疑もなく採決の結果、歳出第3款は多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第63号第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑 について申しあげます。

委員より「浄化槽設置の申し込みは何件あるのか」との問いがあり、当局より「27件の申し込みがありました」との答弁がありました。ほかに御報告するほどの質疑もなく採決の結果、歳出第4款は多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第63号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑 について申しあげます。

委員より「農産物ブランド化推進事業の無加温ハウスの申請件数と面積は幾らか」との問いがあり、当局より「当初、平成23年度から実施する予定で申し込みをとったところ16名より180アール、1億2,000万円の申し込みがありました。今回は3名、33.7アール11棟分を前倒しして取り組むものです」との答弁がありました。

面積について訂正します。「今回は3名、37.7アール11棟分を前倒しして取り組むものです」との答弁がありました。ほかに、御報告するほどの質疑もなく採決の結果、歳出第6款は多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第63号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、歳出第7款は多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設文教分科会委員長報告

那須 稔委員長 次に、建設文教分科会委員長の報告を求めます。松田建設文教分科会委員長。 〔松田 孝建設文教分科会委員長 登壇〕

松田 孝建設文教分科会委員長 おはようございます。

建設文教分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は12月10日、委員全員出席し、開会いたしました。

本分科会に分担付託された案件は、議第63号平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)第1表中歳出第8款及び歳出第10款であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第63号第1表中歳出第8款を議題とし当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑の内容について申しあげます。

委員より「市道八鍬日田線の東北電力の用地を買収し歩道整備する計画であるが、面積は幾らに

なるのか、また歩道改良はいつごろの予定か」との問いがあり、当局より「現在確定した測量は行っていませんが、概算面積は147平方メートルで歩道工事については来年度に向けて現在計画を進めているところです」と答弁がありました。議第63号第1表中歳出第8款については、ほかに御報告するほどの質疑もなく採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第63号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

那須 稔委員長 日程第3、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第63号について各分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論を省略いたします。

これより議第63号を採決いたします。本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了と するものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

起立多数であります。よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前9時43分

那須 稔委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。 御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 那須 稔